

令和7年度
川口市包括外部監査結果報告書

令和8年3月
川口市包括外部監査人
公認会計士 久保 直生

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	2
7.	特定の事件を選定した理由	2
8.	外部監査の方法	4
9.	表示数値	4
10.	年号の表記	4
11.	利害関係	4
第2章	経済部（小型自動車競走事業特別会計を含む。）における事業の財務及び事務の執行について	5
1.	川口市の経済部の現状について	5
2.	産業労働政策課（旧SKIPシティ整備室を含む。）について	10
3.	経営支援課について	18
4.	産業振興課について	23
5.	農政課について	31
6.	農業委員会事務局について	48
7.	グリーンセンターについて	50
8.	公営競技事務所（小型自動車競走事業特別会計）について	67
9.	公益社団法人川口市シルバー人材センターについて	96
10.	公益財団法人川口緑化センターについて	112
第3章	理財部（川口市土地開発公社を含む。）における財産管理並びに財務及び事務の執行について	136
1.	財産の概要	136
2.	公有財産の管理の概要及び理財部の事務分掌について	141
3.	理財部による公有財産に関する総括事務について	142
4.	市が所有する未利用地の個別事例について	144
5.	本庁舎について	152

6.	契約に関する総括事務について	166
7.	市営駐車場について	173
8.	川口市土地開発公社による土地の管理及び財務事務の執行について	183

令和7年度 川口市包括外部監査結果報告書

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

- (1) 経済部（小型自動車競走事業特別会計を含む。）における事業の財務及び事務の執行について
- (2) 理財部（川口市土地開発公社を含む。）における財産管理並びに財務及び事務の執行について

3. 監査対象年度

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 監査対象部局

経済部産業労働政策課（旧SKIPシティ整備室を含む。）、経営支援課、産業振興課、農政課、グリーンセンター、公営競技事務所、公益社団法人川口市シルバー人材センター、公益財団法人川口緑化センター
理財部管財課、新庁舎建設課、用地対策課、契約課、川口市土地開発公社

なお、監査の過程で必要が生じたため、農業委員会事務局及び市長室施設マネジメント推進室を追加している。

5. 監査の実施期間

令和7年5月22日から令和8年3月19日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	久保直生

(2) 補助者

資格等	氏名
公認会計士	西片真由美
公認会計士	藤原康弘
公認会計士	柴田英樹
公認会計士	牧江真弥
公認会計士	鈴木伽奈子
税理士	新倉美千子

7. 特定の事件を選定した理由

第5次川口市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）（以下「総合基本計画」という。）においては、地域経済基盤づくり、活力ある工業等の振興、活気ある商業の振興、魅力ある農業の振興及び地域資源の活用を施策として、「産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”」を実現する計画の柱として示している。総合基本計画では、企業の経営基盤の強化支援、ものづくり産業の振興、商業活動の振興等について、目標指標を示して取り組みを記載しており、令和7年度の最終年度を前にこれまでの4年間の計画の実施状況を振り返ることは意義があるものとする。「地域経済基盤づくり」などにおいては、総合基本計画と目標年度を同じくして平成30年度に「川口市産業振興指針」が策定されており、「魅力ある農業の振興」に関しては、令和5年に、「川口市農業基本計画」（川口市都市農業振興計画）が策定されており、総合基本計画の最終年度を前に、川口市の経済振興政策の実施状況の全般を確認することは時宜を得ていると考える。また、川口市は、産業支援機関・団体と、その特性を活かしながら相互に連携することで総合的な支援体制を構築しながら、市内の中小企業の事業支援や市内で働く人々の就業環境の向上等を図っていることから、経済部が所管する外郭団体の中から公益社団法人川口市シルバー人材センター及び公益財団法人川口緑化センターについても、監査対象とした。

「地域資源の活用」に関しては、特に、グリーンセンターが開園から50年以上が経過し、園内の設備及びインフラ等の老朽化が顕著となっていることからその再整備事業が急務となっている。また、グリーンセンターの再整備事業は、花き園芸の啓発及びイベント等の実施により、緑化産業の振興を図るという観点からも川口市の重要事業の一つである。令和6年度における同事業の歳出予算は2億3,258万円であり、当該事業の進捗状況を確認することは有意義なものとする。また、SKIPシティ整備事業につ

いては、令和6年度をもって一定の事業が完了したとして、SKIPシティ整備室は統合整理されたが、SKIPシティについては、将来NHK施設の運用開始が予定されており、また、同施設が地域住民等の利便性向上による地域資源の活用の観点からも必要な施設であり、事業の進捗を確認することは意義あるものとする。

また、経済部が所管する公営競技事務所における「小型自動車競走事業」については、令和6年度の市営開催事業の歳出予算が約229億8,791万円、令和4年度から令和7年度の4か年継続事業として総事業費24億1,500万円のオートレース場施設整備事業を実施しているが、いずれも川口市の財政の健全化を図るために実施するものとしている。また、「小型自動車競走事業特別会計」の令和5年度歳入決算額に関しては、約5億8,187万円の公営競技事業運営基金の繰入、4億8,220万円の市債の発行も行っており、川口市の財政への影響も小さくなく、オートレース場施設整備事業の最終年度を迎えるにあたり、「小型自動車競走事業」の経営状態を確認しておくことは時宜を得たものとする。

上記の観点から、「経済部（小型自動車競走事業特別会計を含む。）における事業の財務及び事務の執行について」を監査テーマ（特定の事件）の一つとした。

次に、総合基本計画においては、計画的な土地利用の推進が示されており、その前提として、川口市が保有する未利用地の状況及びその計画を明確にし、理財部用地対策課における土地等の財産管理の状況を確認しておくことは重要であるとする。また、埼玉県が公表した「令和5年度市町村土地開発公社の現況」において、川口市土地開発公社（以下「公社」という。）は、14,924㎡、54億4,600万円の土地を保有しており、その94.2%が5年以上保有する長期保有土地であると報告している。川口市の計画的な土地取得が公社と一体として行われており、かつ、公社の土地取得の財源として、令和5年度において川口市の基金約32億3,100万円（川口市土地開発基金約14億7,956万円、川口市減債基金約17億5,144万円）が充当されており、公社の将来的な土地の処分の状況が、基金の有効活用の観点からも必要となることから、財政援助団体である公社も監査の対象とした。

また、令和4年度から令和7年度の4か年継続事業として総事業費156億5,260万円で実施されている新庁舎2期棟の建築工事について、令和6年度の新庁舎建設事業は、歳出予算約119億6,303万円で実施されている。令和7年度で、当該建築工事が最終年度を迎えるにあたり、令和6年度までの予算の執行状況を確認することは時宜を得たものとする。さらに、川口市の公有財産の管理状況を確認するために、理財部管財課、契約課も監査対象に加えた。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

経済部（小型自動車競走事業特別会計を含む。）における事業の財務及び事務の執行について並びに理財部（川口市土地開発公社を含む。）における財産管理並びに財務及び事務の執行について、経済性、効率性、有効性、関係法令等への準拠性を中心に監査を実施した。

(2) 主な監査手続

関係法令・条例・規則、予算書、歳入歳出決算書、事業に関する各種管理資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認められた監査手続を実施した。

9. 表示数値

本報告書の表示単位と数値（公表されている資料等を使用している場合を除く。）は、表示単位未満の金額は、原則として四捨五入、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、報告書の中の表は、端数処理の関係で、総額と内訳の合計とが一致しない場合がある。

10. 年号の表記

年号の表記については、原則として元号によっているが、市が作成した資料が西暦によっており、本報告書においてそれを引用している部分については、西暦による表記の箇所がある。

11. 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2章 経済部（小型自動車競走事業特別会計を含む。）における事業の財務及び事務の執行について

1. 川口市の経済部の現状について

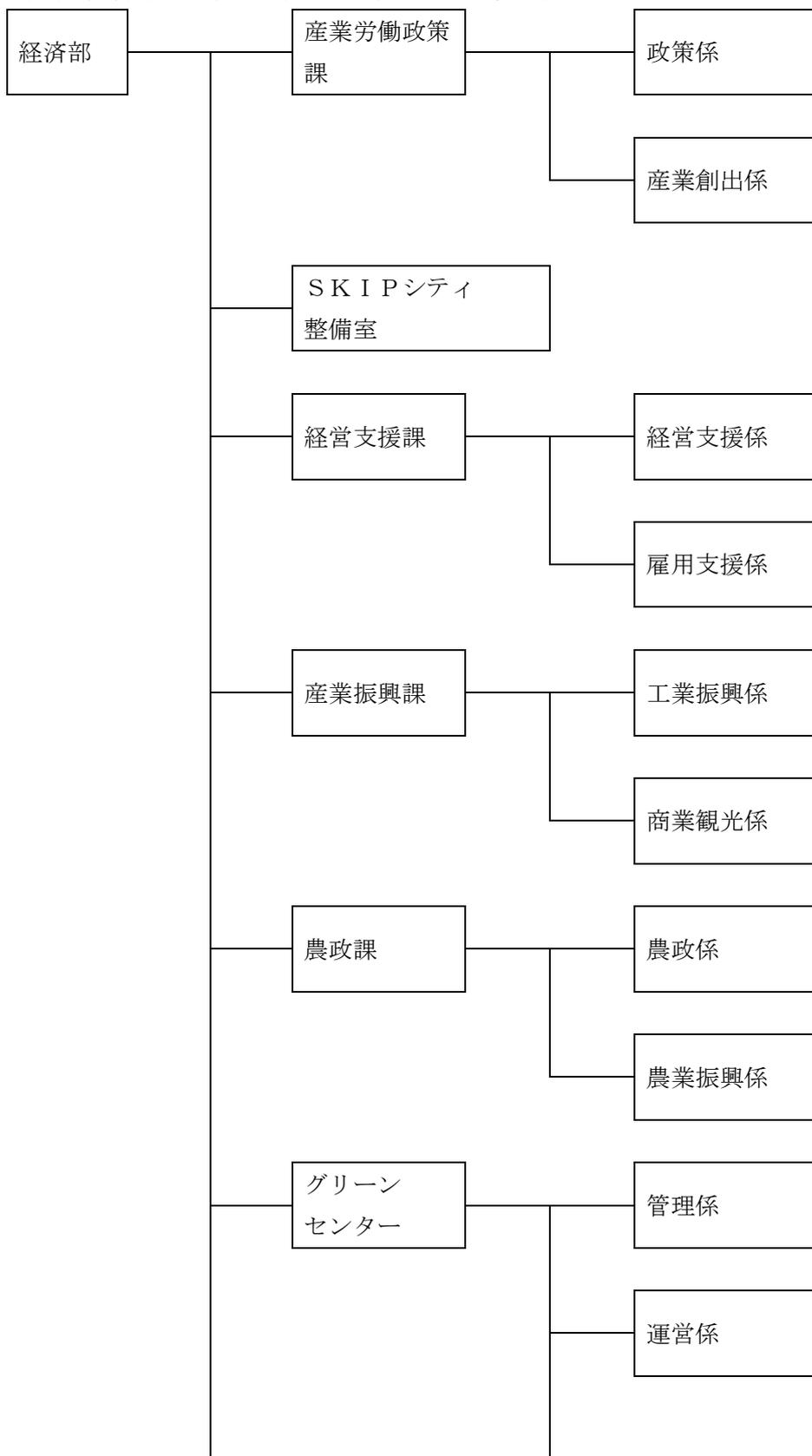
(1) 経済部の事務分掌について

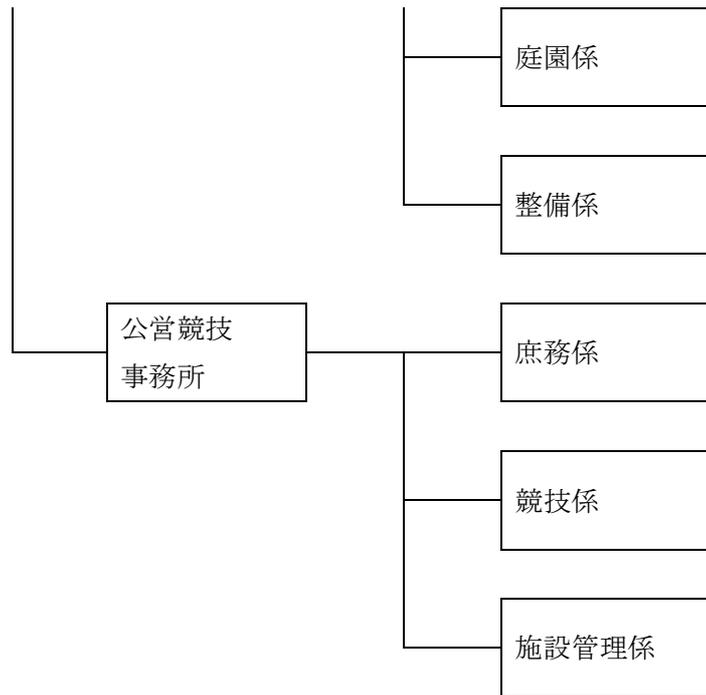
川口市行政組織規則において、経済部のうち本監査の対象部局の事務分掌は以下のとおり定められている。

課名	事務分掌
産業労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の連絡調整に関する事。 (2) 産業労働施策の企画及び調整に関する事。 (3) 産業立地対策に関する事。 (4) NHK跡地整備事業に関する事。 (5) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事。
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業等の経営相談及び経営支援に関する事。 (2) 中小企業等への融資のあっせん及び利子助成に関する事。 (3) 勤労者の福祉に関する事。 (4) 中小企業等の雇用対策に関する事。 (5) 技能の振興及び技能者の育成に関する事。
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業の育成及び支援に関する事。 (2) 観光に関する事。 (3) 計量に関する事。 (4) 商品表示適正化に関する事。
農政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業振興施策の企画及び推進に関する事。 (2) 農業団体の育成及び指導に関する事。 (3) 営農資金のあっせん及び農業振興資金の利子助成に関する事。 (4) 緑化センター及び植物取引センターに関する事。 (5) 農地の転用の許可に関する事。

グリーンセンター及び公営競技事務所については、川口市行政組織規則への事務分掌の記載はないが、事務内容については(2)経済部の組織図に記載のとおりである。

(2) 経済部の組織図 (令和6年4月1日現在)





課名	係名	業務内容
産業労働政策課	政策係	(1) 部内の連絡調整に関すること (2) 産業労働施策の企画及び調整に関すること (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること
	産業創出係	(1) 産業立地対策に関すること
SKIPシティ整備室		(1) NHK跡地整備事業に関すること
経営支援課	経営支援係	(1) 中小企業者の経営支援に関すること (2) 中小企業者の金融相談・融資あっせんに関すること
	雇用支援係	(1) 勤労者の福祉に関すること (2) 中小企業の雇用対策に関すること (3) 勤労者の職業能力の開発に関すること
産業振興課	工業振興係	(1) 工業振興の情報収集、提供に関すること (2) はかりの検査、指導
	商業観光係	(1) 商業振興の情報収集 (2) 観光の情報提供
農政課	農政係	(1) 農政審議会に関すること (2) 農業関係施設（川口緑化センター・川口市営植物取引センター）の連絡調整に関すること (3) 農地転用に関すること

農政課	農業振興係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農協・農家との連絡調整に関する事 (2) 認定農業者に関する事 (3) 鳥獣保護緑地保全対策に関する事 (4) 農業融資の相談・あっせん、営農資金の利子補給に関する事 (5) 市民農園に関する事 (6) 農産物病虫害防除に関する事 (7) 農業各種団体の指導育成に関する事 (8) 特産園芸の普及・推進に関する事 (9) 各種展示会等に関する事
グリーンセンター	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入園料、施設使用料に関する事 (2) 入園の減免申請に関する事 (3) 団体入園の予約に関する事
	運営係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ミニ鉄道、わんぱく広場、フィールドアスレチックの運営管理に関する事 (2) 各種イベントの企画実施に関する事 (3) 広報活動に関する事
	庭園係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 花木植物園の維持管理、花木の栽培に関する事 (2) 園芸植物の育成、展示、品種保存に関する事 (3) 園芸団体との連絡調整に関する事
	整備係	<ul style="list-style-type: none"> (1) センターの維持補修、安全対策に関する事 (2) センターの大規模改修、再整備に関する事
公営競技事務所	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開催資金の経理、出納事務に関する事 (2) 収支予算の経理に関する事 (3) 予算、決算、監査に関する事
	競技係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本場開催、場外発売開催の管理運営に関する事 (2) 広報、イベント、式典等の企画立案、実施に関する事 (3) 選手会、競走会との連絡調整に関する事 (4) 開催従事員の雇用等に関する事
	施設管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) オートレース場の施設整備に関する事 (2) 警備、清掃、保守等の業務委託に関する事 (3) 場内取締及び施設管理に関する事 (4) 施設の貸出し、施設の賃貸借契約に関する事 (5) オートレース場のエネルギー管理に関する事

(3) 経済部の人員 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

課名	係名	職員	会計年度 任用職員	計
部長		1	0	1
産業労働政策課	課長	1	0	1
	政策係	4	0	4
	産業創出係	3	0	3
	小計	8	0	8
S K I P シ テ ィ 整 備 室		3	0	3
経営支援課	課長	1	0	1
	経営支援係	4	0	4
	雇用支援係	5	0	5
	小計	10	0	10
産業振興課	課長	1	0	1
	工業振興係	5	0	5
	商業観光係	6	0	6
	小計	12	0	12
農政課	課長	1	0	1
	農政係	3	0	3
	農業振興係	5	1	6
	小計	9	1	10
グリーンセンター	所長	1	0	1
	管理係	4	0	4
	運営係	5	0	5
	庭園係	8	2	10
	整備係	5	0	5
	小計	23	2	25
公営競技事務所 (「会計年度任用職員」には、公営競技事務所の直接雇用者は含んでいない。)	所長	1	0	1
	副所長	1	0	1
	庶務係	5	1	6
	競技係	4	0	4
	施設管理係	6	0	6
	小計	17	1	18
合計		83	4	87

2. 産業労働政策課（旧SKIPシティ整備室を含む。）について

(1) 経済レポート作成委託

①概要

本市経済活動の動向及び現状と課題を把握し、川口市の産業振興施策の基礎資料とする。

②業務内容

- ・四半期ごとに川口市の経済・景気の動向を分かりやすくまとめた「経済レポート」を作成すること。なお、川口市の経済・景気を分かりやすく説明するため、グラフや表の使い方、デザインについては(表紙・裏表紙を含む)受託事業者にて提案し、川口市と協議の結果決めること
- ・川口経済展望は400字程度で要約すること(発行時期 6月末、9月末、12月末、3月中旬)
- ・川口市主要経済動向指数等の調査、収集、分析

③成果物

(ア) 冊子

- ・部数：180部
- ・製本：A4判
- ・紙質：グリーン購入法に基づく判断基準を満たすこと
- ・色：表紙・裏表紙のみカラー印刷とし、回ごとに色を変更すること

(イ) データ

- ・PDF変換前のデータおよびPDF
- ・グラフや掲載した指標等のExcelデータ
- ・収集した主要経済指標(Excel)

④事業費

(ア) 予算決算の推移

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,453,000	2,299,000	2,343,000
決算額	1,717,100	1,609,300	1,640,100

(イ) 選定方法：指名競争入札（4者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条第3号の規定により指名競争入札とする。

(意見1-1) 指名競争入札の採用理由について

当該入札は前述のように指名競争入札としているが、指名競争入札の採用理由が

「不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあること」とあるが、これは一般競争入札を採用しない理由にとどまり積極的な指名競争入札の採用理由とはいいがたいものである。「指名競争入札を採用することで応札企業の増加が見込まれる」「指名競争入札を採用することで競争性と信頼性の両立を意図する」など、指名競争入札を採用する積極的な理由を記載することが望ましい。

(2) 市内事業者実態把握調査委託

①概要

市内事業者の現状と課題を把握し、川口市の産業振興を目的とした施策の検討資料とする。委託する業務は次のとおり。

- ・市内事業者の実態把握調査実施に係る対象企業リスト作成業務
- ・市内事業者実態把握調査：分析報告

②対象企業リスト作成業務

(ア) 業務概要

本市で行う市内事業者実態把握調査における調査先選定のため(イ)のとおり事業者データを提供すること。

(イ) 事業者データ

- (a) 川口市内に所在地を有する利益上位の事業者 500 社のデータを提供すること。(※決算期は 2023 年 1 月～2023 年 1 2 月とする。)
- (b) 日本標準産業分類の大分類を基に、A 農業、林業～R サービス業(他に分類されないもの)までの分類に属する事業者データから提供すること。
- (c) 事業者のデータには、事業所名及び代表者名、郵便番号、所在地、電話番号、業種(大分類・中分類)(a)の決算日における売上高及び利益の記載があること。

③市内事業者実態把握調査(年 1 回)

(ア) 業務概要

市内事業者の現状と課題を把握し、川口市の産業振興を目的とした施策の検討資料とするため、市内事業者に対して経営課題等にかかるアンケート調査を実施し、集計、分析を行い報告書としてまとめる。報告書には、市内事業者の抱える経営課題等を整理すること。

(イ) 調査対象者

市内事業者 …… 3,000 社

(ウ) アンケートの主な調査項目【20 問程度を想定】

社会経済情勢等に合った経営課題等について調査を行う。

(エ) 中間報告資料の作成

中間報告（速報値）として、集計結果をまとめた資料を作成する。アンケート調査項目の単純集計・クロス集計をまとめた簡易的な資料を想定。（A4で30ページ程度）

(オ) 調査結果の分析・報告書作成

(a) 分析：単純集計のほか、クロス集計を行うこと。

(b) 情報整理：分析結果を踏まえ、今後特に対応していくべき課題の整理、支援の方向性、関連する国・他自治体等の支援策の整理を行うこと。

※調査のポイント・まとめについては製造業及び非製造業からいくつかの業種について作成し、比較を交え作成する。

(c) 報告書：(a)、(b) を報告書としてまとめること。（校正は3回程度）

④事業費

(ア) 予算決算の推移 (単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	3,058,000	2,287,000	2,283,000
決算額	2,145,000	1,601,600	1,598,080

(イ) 選定方法

選定方法：指名競争入札（4者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条第3号の規定により指名競争入札とする。

(意見1-2) 指名競争入札の採用理由について

当該入札は前述のように指名競争入札としているが、指名競争入札の採用理由が「不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあること」とあるが、これは一般競争入札を採用しない理由にとどまり積極的な指名競争入札の採用理由とはいいがたいものである。「指名競争入札を採用することで応札企業の増加が見込まれる」「指名競争入札を採用することで競争性と信頼性の両立を意図する」など、指名競争入札を採用する積極的な理由を記載することが望ましい。

(3) 映像関連普及事業開催委託

①概要

本事業を通じて、映像制作の楽しさや身近さを体験することにより、映像関連産業

を核とした次世代産業の導入・集積のための人材育成に寄与することを目的とし、また制作した作品を広く市民に紹介することで、本市における映像関連事業の普及・啓発を目的とする。

②CG制作体験業務

小学生を対象としたコンピュータグラフィックス（CG）制作体験教室の開催

（ア）開催期間

契約期間において18回（午前・午後の区分で1回）

（イ）開催日時

令和6年 7月23日（火）、24日（水）、25日（木）

11月 9日（土）、10日（日）

12月 7日（土）、 8日（日）

令和7年 1月18日（土）、19日（日）

開催時間 各日 第1部（小学1～3年生） 10時30分～12時

第2部（小学4～6年生） 13時30分～15時30分

（ウ）対象者

川口市内の小学生

（エ）開催場所

彩の国ビジュアルプラザ 研修室

（オ）講師

1教室につき講師は3名体制とする。

メイン講師 各回2名（イラストレーター1名 CGクリエイター1名）

アシスタント 各回1名

（カ）応募者と参加者

（単位：人）

月日	7/23	7/24	7/25	11/9	11/10	12/7	12/8	1/18	1/19	合計
応募者	64	78	60	52	89	48	60	23	30	504
参加者	20	20	20	17	17	19	17	17	18	165

③映像制作体験業務（川口子ども映画クラブ）

映像制作事業（映画制作体験教室）の実施、及び作品の発表

（ア）参加者

川口市内の4～6学年の小学生 合計24人

（イ）開催日時

令和6年8月1日（木）、3日（土）、5日（月）、6日（火）、7日（水）

各回 13時～16時30分

（ウ）開催場所

彩の国ビジュアルプラザ 研修室

④SKIPシティ国際Dシネマ映画祭「カメラクレヨン～子どもたちは映像クリエーター！～」

(ア) 開催日時 令和6年7月20日(土) 14時30分～16時30分

(イ) 開催場所 彩の国ビジュアルプラザ HDスタジオ

(ウ) 登壇者数 子ども映画クラブ9名

CGアニメーション教室8名

(エ) 観客数 67名

⑤事業費

(ア) 予算決算の推移 (単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,731,000	4,731,000	4,731,000
決算額	4,730,925	4,730,368	4,393,087

(イ) 選定方法

選定方法：随意契約（1者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：当該業者は、「彩の国ビジュアルプラザ」の管理を埼玉県から受託しており、「彩の国ビジュアルプラザ」を活用した事業の実施は当該業者でしかできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とし、川口市契約に関する規則第16条の5第1項第4号の規定により一者随意契約とする。

(ウ) 事業評価

CGアニメーション教室参加希望者（達成） 定員に対して参加希望者が上回る人数となった。

(意見1-3) 事業評価について

事業評価について、CGアニメーション教室参加希望者のみ言及があるが、本事業はCGアニメーション教室と映像制作体験業務の2つの事業によって構成されている。従って、映像制作体験業務（川口子ども映画クラブ）についても事業評価基準を設定することが望ましい。

(意見1-4) 参加者によるアンケートの実施について

実施報告書を閲覧すると、参加者によるアンケートが実施されていなかった。参加者によるアンケートは利用者による成果（アウトカム）と満足度の測定を行うための重要な手続きであるとともに、事業・企画立案の改善の観点から得られたフィードバックに基づき、事業の廃止、縮小、拡大、または実施方法の抜本的な見直しを検討し、次年度以降の企画立案や予算編成に反映させることで限られた財源の最適化や行政運営の効率化を図るために実施することが望ましい。

(4) SKIPシティC2街区プロムナード敷設工事等委託

①概要

(株)ヤオコーが行うSKIPシティC2街区整備工事のうち、市の負担で行うプロムナード敷設（設計含む）及び地先境界ブロックの改修（設計含む）について、ヤオコーの工期に合わせて実施する必要があることから令和5年度から6年度の2カ年で債務負担行為を設定し、工事の委託を行うもの。令和6年1月20日に着工し、令和6年10月7日に工事完了となった。

②履行場所

川口市上青木4丁目13番74他

③工事内容

(ア) SKIPシティC2街区プロムナード敷設工事に係る設計

事業費：1,056,000円（税込 ※以下同様） 再委託：株式会社T社

(イ) SKIPシティC2街区プロムナード敷設工事

事業費：64,145,400円 再委託：K株式会社

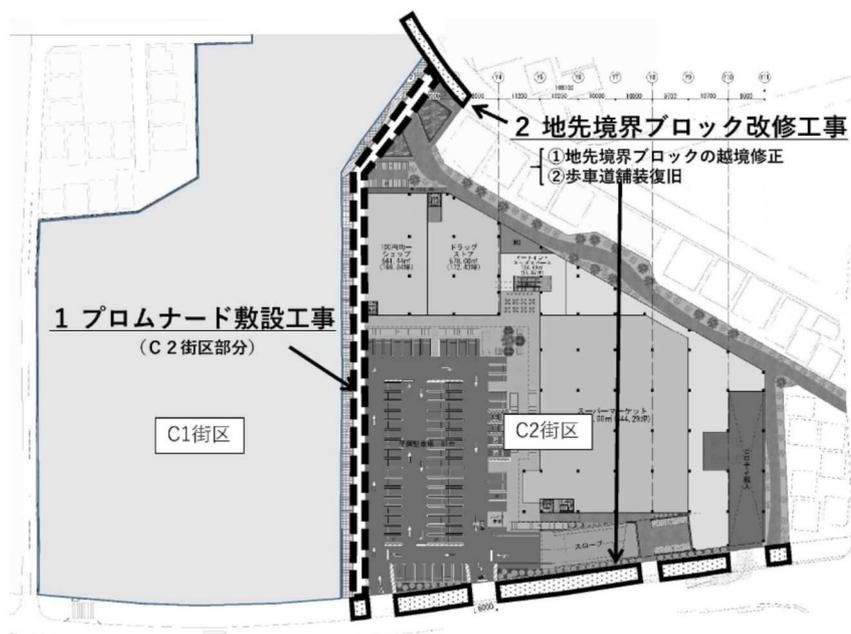
(ウ) SKIPシティC2街区地先境界ブロック改修工事に係る設計

事業費：1,705,000円 再委託：株式会社T社

(エ) SKIPシティC2街区地先境界ブロック改修工事

事業費：13,860,000円 再委託：K株式会社

【工事場所】



【工事中及び完成後の写真】

(工事中)



(完成後)



④事業費

(ア) 予算決算の推移

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	81,576,000
決算額	—	—	80,766,400

(イ) 選定方法

選定方法：随意契約（一者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：指名業者は、C2街区の整備事業者であることから、密接に関連する本工事等の履行において、工期の短縮、経費の節減が確保できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約、また、川口市契約に関する規則第16条の5第1項第4号の規定により、一者随意契約とする。

(意見1-5) 工事の請負金額の適正性・客観性の不十分な検証について

当該工事については、発注業者の見積りに基づいて工事が行われているのみであり、工事請負金額が相場に基づいた価格として設定されているか、及び客観性が確保されているかどうかについての検証が行われていなかった。工事請負金額の適正性及び客観性の確保は財政の健全化及び透明性の確保の観点から相見積りを取得する、過去の類似の工事と比較する等の手続きが実施されることが望ましい。

3. 経営支援課について

(1) 川口若者ゆめワーク事業

①概要

川口市内および県内の若年者の雇用の促進・改善を図ることを目的とした『川口若者ゆめワーク』（住所：川口市川口3-2-2 リプレ川口一番街2号棟）の令和6年度における清掃業務である。国・県・市による就職支援施設の清掃費を市がまとめて支払った後、利用する団体が面積按分し、その分担費を受けている。

委託業務名：川口若者ゆめワーク清掃委託

履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

履行場所：川口市川口3-2-2 リプレ川口一番街2号棟

埼玉りそな銀行川口駅西口ビル

建物総床面積 1,284.58 m²のうち 695.24 m²

②事業費

(ア) 予算決算の推移

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,535,000	2,640,000	2,772,000
決算額	2,524,500	2,639,340	2,749,560

(イ) 選定方法

選定方法：指名競争入札（5者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあることから、地方自治法施行令第167条第3号の規定により、指名競争入札とする。

(意見1-6) 指名競争入札の採用理由について

当該事業は前述の通り地方自治法施行令第167条第3号の規定により、指名競争入札とするとされている。一般競争入札を採用しない理由として、「不誠実な者が入札に参加し、公正な競争を妨げた場合、事業日程に著しく支障をきたすおそれがあることから」とあるが、この理由のみでは指名競争入札方式を採用する理由としては説得力に欠ける。なぜ、随意契約や一般競争入札ではなく指名競争入札を採用するのか、さらに指名競争入札に選定された指名業者5者に限られるのか、その点についてもある程度客観的な理由について言及することが望ましい。

(2) 合同企業面接会業務委託

①概要

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学など」という。）を

令和7年3月に卒業見込みの学生及び3年以内の既卒者(以下「新卒者など」という。)と、新卒者などの採用を予定している川口市内に本社・本店及び事業所を有する事業者(以下「市内企業」という。)の合同企業面接会を開催することにより、市内企業の人材確保を図り、市内産業の活性化を促進する。

②合同企業面接会の企画・運営に関すること

名 称：「かわぐちジョブフェア2024合同企業面接会」

開催日：令和6年7月3日(水) 12:00～16:00

会 場：川口駅前市民ホール「フレンジア」

- (ア) 面接会 参加する市内企業(以下「参加企業」という。)の個別ブースを設置し、参加企業の人事担当者が、参加する新卒者など(以下「参加新卒者など」という。)に対して、会社紹介・説明及び面接を行う。
- (イ) 参加企業プレゼンテーション 希望する参加企業が、参加新卒者などに対して、個別に自社の紹介・説明をプレゼンテーション形式で行う。
- (ウ) 就職活動に役立つセミナーなど 受託者が、参加新卒者などに対して、同会場において就職活動に役立つ有益なセミナーなどを開催する。また、参加新卒者などの場内での動向に配慮した時間配分とする。
- (エ) 就活相談コーナー・資料コーナー 就職活動における悩みなど、気軽に相談できるコーナーを設け、相談員を配置する。また、参加企業などのPRとなる資料コーナーを設ける。

③事業費

(ア) 予算決算の推移 (単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	6,625,000	5,500,000	6,600,000
決算額	3,960,000	5,487,900	6,598,900

(イ) 選定方法

選定方法：随意契約(公募型プロポーザル方式)(2者)

随意契約を採用する理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

(ウ) 評価指標

	目 標	実 績
参加企業	40社	40社
目標参加者数	150人以上	81人
セミナー開催数	—	3回

(意見1-7) 合同企業面接会の今後の開催の適否について

参加者数が目標に未達であるうえ、採用決定者が6名という状況であった。少子化による新卒学生の減少、新卒学生に対する採用活動のネットへの移行など複合的な要因もあり、市でこの類の合同企業面接会を行う意義というのが薄れてきており、面接会自体の開催の是非を検討することが望ましい。

なお、市での新卒学生に対する合同企業面接会としては令和6年度の開催を最後とし、令和7年度からはシニア向けや女性向けの面接会、県との主催で労働相談会を実施するとのことである。

(3) 高齢者人材活用施設エレベーター保守委託

①概要

高齢者人材活用施設のエレベーターの安全な運行状態を維持するための監視・点検など

② 業務内容：遠隔監視・点検、定期点検、定期整備、年次点検、法定定期検査

③事業費

(ア) 予算決算の推移 (単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	792,000	792,000	832,000
決算額	792,000	792,000	831,600

(イ) 選定方法

選定方法：随意契約（1者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

(意見1-8) エレベーター保守点検委託の競争性のある入札方法の採用について

高齢者人材活用施設のエレベーターについては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合）として、設置業者による一者随意契約となっている。しかしながら、エレベーター保守点検については設置会社以外に独立系のメンテナンス会社が多数存在し、そもそも「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」ケースであるといい難いため、競争性のある業者の選定方法を検討することが望ましい。

この点について「独立系のエレベーターメンテナンス会社は安全性が担保できない、また、部品の供給がメーカー系に比して遅くメンテナンス会社としての信頼性に劣る」との意見が存在するが、独立系でも多くは大手のメーカー系と業務提携関係にある会社も多く、他の自治体において受注実績のある会社も多数存在する。そのような会社はメーカー系に比して信頼性に劣ることもなく、部品の調達も大手メーカー系とそん

色ないレベルであるため、そのような批判は当たらない。

(4) 川口市企業ガイド作成委託

①概要

若年者の雇用を積極的に行っている市内中小企業および働きやすいまちに係る本市の事業を分かりやすく魅力的に紹介する冊子を作成し、近隣の高校・専門学校・大学などに配付することにより、市内中小企業の人材不足の解消と市内産業の発展を図る。

②パンフレットの作成

- ・冊子掲載企業44社程度への取材。掲載企業および掲載項目は発注者が提供することとし、受注者は発注者が指定した企業の取材および撮影を行う。
- ・冊子デザインおよびレイアウトは受注者から提案することとする。最終原稿は、双方協議の上決定する。
- ・部数：2,000部



③ポスターの作成

- ・部数：1,100部
- ・サイズ：A3ヨコ
- ・色：カラー印刷

④事業費

(ア) 予算決算の推移 (単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	997,000	2,361,000	4,131,000
決算額	1,049,400	2,537,700	4,015,000

(イ) 選定方法

選定方法：随意契約（公募型プロポーザル方式）（2者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

冊子の作成にあたっては、若年者の目に留まるようなデザインや見やすいレイアウトなど、構成上の工夫が必要であり、受託者はこれに精通している者であることが求められる。より効果的な冊子を作成するため、諸条件を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公募型プロポーザル方式による随意契約とするもの。

(意見1-9) 前年度配布パンフレットの残部の確認について

関係書類を閲覧したところ、前年度に配布したパンフレットについて残部の確認が行われていなかった。配布物の残部の確認は、次年度の発注数を決定するために重要な情報であるので、確認することが望ましい。

(意見1-10) 企業ガイドのダウンロード数の把握について

市は完成した企業ガイドを市のホームページに公表しているが、ダウンロード数については把握していないとのことであった。ダウンロード数の把握と分析は作成した企業ガイドのニーズや紙面版の印刷部数決定などを図るうえで重要な情報であるので、把握して分析することが望ましい。

4. 産業振興課について

(1) 川口市市産品フェア運営等業務委託（川口市市産品フェア2024）

①実施目的

製造業、緑化産業を中心とした市内で生産される製品や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを市内外の企業や市民などに広く周知するとともに、本市職員及び近隣自治体に対して公共事業への活用をPRすることによって、市内企業の販路拡大と発展を図るとともに地域経済を活性化させることを目的とする。

②名称 川口市市産品フェア2024

③テーマ 「知ろう・使おう・広げよう」

④開催期間

令和6年10月25日（金）～27日（日）

10:00～16:30（最終日27日は16:00まで）

⑤会場 川口オートレース場（川口市青木5-21-1）

⑥入場料 無料

⑦来場対象者 市民、市内外の事業者、市職員を含む自治体関係者など

⑧出展者

市内に事業所を有する企業、団体など（製造業、建設業、情報通信業、小売業、サービス業など）市内に所在する産業支援機関または業界団体などに属し、市の経済活動に貢献している企業

⑨主催 川口市/川口市市産品フェア実行委員会

【実行委員会構成団体】

川口市/川口商工会議所/川口鋳物工業協同組合/川口機械工業協同組合/川口木型工業協同組合/川口機械工具商業協同組合/川口新郷工業団地協同組合/川口南平工業団地協同組合/川口緑化産業団体連合会/一般社団法人川口市造園業協会/さいたま農業協同組合/川口市商店街連合会/一般社団法人川口市建設協会/川口電気設備協同組合/川口市管工事業協同組合/公益社団法人川口法人会/埼玉りそな銀行川口支店/武蔵野銀行川口支店/川口信用金庫/青木信用金庫/川口市農業青年会議所/公益社団法人川口青年会議所/川口市教育委員会

⑩協力団体

公益財団法人川口産業振興公社/公益財団法人川口緑化センター/川口市内障害者施設運営団体連絡会/川口市観光物産協会/埼玉南部花卉生産組合/川口市緑と花いっぱいのかい

⑪後援

経済産業省関東経済産業局/埼玉県/埼玉高速鉄道株式会社/東日本旅客鉄道株式会社大宮支社/株式会社テレビ埼玉/株式会社ジェイコム埼玉・東日本 川口・戸田局/株式会社埼玉新聞社/株式会社日本経済新聞社さいたま支局/株式会社日刊工業新聞社さいたま総局/独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部/独立行政法人日本貿易振興機構 埼玉貿易情報センター

⑫来場者数など

日程	来場者数	商談件数
10月25日(金)	3,611名	1,618件
10月26日(土)	7,723名	1,230件
10月27日(日)	10,084名	1,312件
合計	21,418名	4,160件

⑬市産品展示会

日程：10月25日(金)～27日(日)

時間：10:00～16:30(27日は16:00まで)

出展数：150企業・団体 計197小間

展示会場：

第1会場(第一駐車場)…93社・団体(131小間)

第2会場(1号館)…27社・団体(34小間)

第3会場(オートピア)…30社・団体(32小間)

⑭花と緑の販売コーナー

日程：10月26日(土)～27日(日)

会場：センター発売所前

出展数：6団体(6小間)

その他

- ・モデル庭園 本市の造園技術を市民に知ってもらう機会とするとともに、販売促進につなげる。(協力：川口市農業青年会議所)
- ・鉄砲百合(市の花)の展示

⑮飲食ストリート

日程：10月25日(金)～27日(日)

会場：2号館前、審判棟前、西門発売所前、正門付近

出展数：40団体(テント35団体 キッチンカー5団体)

⑩産業団体等紹介コーナー

日程：10月25日（金）～27日（日）

会場：第1会場、第2会場、第3会場、センター発売所正面、西門発売所前

出展数：23団体（23小間）

⑪障害者施設産品コーナー

日程：10月26日（土）～27日（日）

会場：2号館前

出展数：14団体（13小間）

出展団体：川口市内障害者施設運営団体連絡会

⑫式典

（ア）開会式

日程：10月25日（金）9：30～10：00

会場：イベントホール

出席者：実行委員会委員、来賓

内容：主催者挨拶、来賓挨拶

（イ）ものづくり、健康づくり、元気なまち川口

～意識して予防しよう生活習慣病～

（※川口市立医療センター医事課主催）

日程：10月27日（日）10：30～12：30

会場：イベントホール

内容：医療センター糖尿病内分泌内科医師による講演や、医療スタッフによる体験型イベントを実施

（ウ）閉会式

日程：10月27日（日）15：30～

会場：イベントホール前

出席者：出展者、来場者

⑬企業販路拡大関連支援

（ア）出展企業特設プロモーションスペース

日程：10月25日（金）～10月26日（土）

会場：第2会場（2号館）

内容：特設でプロモーションスペースを設置し、25日（金）は企業向け、26日（土）は一般市民向けに出展企業が自由に自社製品や技術のPRを行い、販路拡大に繋げられるような場を設置

(イ) 企業支援窓口の設置

日程：10月25日（金）～10月27日（日）

会場：第2会場（1号館）

内容：独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部の協力のもと、経営相談や販路拡大など、企業の要望に対応した支援策を個別に紹介する窓口を会場内に設置

(ウ) 市内金融機関合同相談窓口の設置

日程：10月25日（金）～10月27日（日）

会場：第2会場（1号館）

内容：市内金融機関（埼玉りそな銀行川口支店・武蔵野銀行川口支店・川口信用金庫・青木信用金庫・埼玉縣信用金庫川口朝日支店・日本政策金融公庫浦和支店）の協力のもと、ネットワークを活かして企業の課題などを気軽に相談できる窓口を設置

(エ) 出展者支援講習会

日程：8月28日（水）

会場：ZOOM及びメディアセブン

内容：展示会活用アドバイザー「大島節子」氏による失敗しない展示会を作るためのポイントや展示会での出会いを成果につなげるための講習会を実施

(オ) 企業関係者などの招致活動の強化

市外・県外産業団体などへ担当職員が直接訪問し、団体職員及び団体所属企業などへの積極的な来場誘致活動を実施

(カ) 他自治体職員の招待

職員の人的な繋がりを活用し、職員一人一人が他自治体職員を呼び込み、市産品の公共事業などへの活用に繋げる。

(キ) 市内企業への就労に繋げる取組み（学生支援）

企業研究ラリー

学生の就労支援の一環として、採用やインターンなどに積極的な出展者ブースに学生が訪問し、企業の特徴や強みを知ってもらい、学生の就労支援の足掛かりとなる取組み。

⑩ イベント・その他

(ア) 全日本製造業コマ大戦市産品フェア2024場所

日程：10月26日（土）11：00～16：00

会場：イベントホール

内容：中小製造業などが独自に作成する技術の詰まったコマを持ち寄り、土

俵の上で対一の勝負をするコマ大戦を開催し、一人でも多くの人に製造業に興味を持ってもらうことを目的としている。

参加者：市内企業を中心とした製造事業者及び高等学校など

(イ) 市産品フェア開催10回記念講演

日程：10月27日（日）14：00～15：30

会場：イベントホール

内容：日本テレビ「月曜から夜ふかし」でお馴染みの「桐谷広人」氏による株主優待生活についての講演、また、抽選で写真撮影会も実施

(ウ) 技能フェスタ（ものづくり体験教室）

日程：10月26日（土）～27日（日）

会場：第8発売所

内容：川口市の産業を支えている職人と一緒にワークショップを実施

(エ) 消防体験コーナー、はたらく車展示コーナー

日程：10月26日（土）12：00～16：00

27日（日）10：00～15：00

会場：西門付近

内容：消防車両の展示（はしご車・救急車）、てんとうむし号乗車コーナー、パトカー・白バイ・建設車両などの展示

(オ) まちゼミ

日程：10月27日（日）11：00～14：50

会場：第2会場（1号館）2階

内容：お店の人が講師となって専門的な知識やコツを教えるまちの中のゼミナール

(カ) クイズラリー

日程：10月26日（土）～27日（日）

会場：各所

内容：会場内6カ所に設置されているクイズに答えた方に賞品をプレゼント（協力：公益社団法人川口法人会）

(キ) イオンモール株式会社主催イベントの連携

(a) イオンモール川口

日程：9月14日（土）～16日（月・祝）

内容：川口市市産品フェアの事前告知イベントとして「ツナグカワグチフェス」を開催し、出展者によるワークショップ、市産品の展示、販売する場を設置

(b) イオンモール川口前川

日程：10月5日（土）～6日（日）

内容：「イオンモール川口前川市産品フェア」を開催。出展者によるワークショップ、市産品の展示、販売する場を設置



(川口市産品フェア2024 正門ゲートの様子)

②①委託料

(ア) 予算決算の推移 (単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	91,797,000	97,321,000	99,769,000
決算額	86,493,000	93,979,490	98,945,660

(イ) 選定方法

選定方法：指名プロポーザル方式（8者）

選定方法が一般競争入札以外の場合の理由：本業務に係る「市産品フェア」は、業務の実行可能なノウハウを有している必要があることから、過去の受注実績も考慮したうえで8者を指名し、企画提案を募集する。

提案された内容を審査し、最良の企画を提案した事業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

(ウ) 広報のための印刷物の納入委託について

委託事業者への依頼事項について広報関係で利用するためのパンフレットなどの別記のものを納入するように定めがある。

ガイドブック：A4カラー 15,000部
学生向けガイドブック：A4カラー 300部
招待状送付用封筒：長型3号 両面 カラー 15,000部
開催案内兼招待状：両面 カラー 25,000部
学生支援用配布チラシ：A4両面 カラー 8,000枚
ポスター：合計2,750部
横断幕：3枚
懸垂幕：1枚
バス停用立て看板：3枚
うちわ：紙製8,000枚、竹製3,000枚
スタッフ証：100枚
アンケート用紙：4,000部
ノベルティ用エコバッグ（色2種類）：各150枚

(指摘1-1) 広報のための印刷物の納入について

委託事業者への依頼事項について広報関係で利用するためのパンフレットなどの別記のものを納入するように定めがある。これら納入物について納入実績について確認するための書面が存在しなかった。納入物については、納入実績が明らかになるように業務完了報告書及び実施報告書に言及することが必要である。

(意見1-1) 仕様書におけるバスの運行について

来場者の便宜上のため、最寄り駅などと会場間の移動についてはバスを手配し、無料でアクセスできるように便宜を図っている。バス会社との折衝についても仕様書に記載があり、川口駅と会場間、西川口駅と会場間、鳩ヶ谷駅と会場間、イオンモール川口前川と会場間について委託事業者が手配するように記載がある。しかしながら2024年度については前年度の利用実態に鑑みて当年度は運行を見送ったとのこと説明があり、この経緯についての証跡が確認できなかった。仕様書からの変更については、その都度経緯が明らかになるように明確に書面として証跡を残すことが望ましい。

(意見1-2) 広報のための配布物の残部の確認について

関係書類を閲覧したところ、(指摘1-1)に記載した広報のための配布物について残部の確認が行われていなかった。配布物の残部の確認は、次年度の発注数を決定

するために重要な情報であるので、確認することが望ましい。

(意見1-13) 見積書について

委託業者からの見積書について、現状は全ての項目ごとに(一式 ○○○円)という形で金額総額が記載されている状況であった。見積書は、取引の透明性を確保し、購入側が提示された金額がどのように算出されたのかを正確に理解できるようにするためにも、今後は項目ごとに対して単価×数量で計算する方法に改めることが望ましい。

5. 農政課について

(1) 川口市における農業行政の位置付けと現状

①第5次総合計画 後期基本計画における施策

第5次川口市総合計画後期基本計画において、農業分野は「めざす姿Ⅲ 産業や歴史を大切にした『地域の魅力と誇りを育むまち』」のもと、「魅力ある農業の振興」が主要な施策の一つとして位置付けられている。

本施策では、歴史と伝統を誇る植木を中心とする花きや野菜といった本市の農産物のブランド力向上と販路拡大を図るとともに、首都圏で貴重な農地を保全する仕組みをつくることで、都市農業の振興につなげていくことを、基本方針としている。

また、個別の事業の取り組みとしては以下の施策を掲げている。

キーワード	単位施策と主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化と後継者の不足 ・ 「植木の里・安行」ブランドの強化 ・ ブランド強化による本市の農業 PR や販路拡大の必要性 ・ 市街化調整区域における農業振興計画の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業の振興 <p>川口緑化センターや市内外のイベントで本市の農業をアピールするなど、緑化産業や伝統産業といった地域における特色ある農産物のブランド力を強化し、さらに流通拠点の機能強化や農業協同組合などとの連携により販路拡大を図ります。</p> <p>グリーンセンターにおいては、植木を中心とする花き園芸の啓発及びイベントなどを実施し、緑化産業の振興を図ります。</p> <p>都市農業の経営を支援するとともに、企業・団体間の連携などによる、消費者にとって魅力ある農産物・加工品の生産を支援します。</p> <p>市街化調整区域内の対象区域において、農業振興施設（農家レストラン等）の設置など農業振興に資する事業計画を認定・支援し、地域の振興や都市農業の活性化を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市化による農地の減少 ・ 防災やレクリエーションといった都市農業機能の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農地の保全 <p>営農困難な農地を、市民が親しみやすい市民農園や、観光農園として活用する取り組みを支援するとともに、生産緑地の指定により、農地の減少を抑え、都市農業としての機能や価値を高めていきます。</p>

こうした方向性は、後述する第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）において、農地・農業に対する期待や役割の変化を踏まえた将来像および具体的取り組みとして、より詳細に整理されている。

②第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）の概要

第2次川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）は、市における農業の中長期的な方向性と具体的な取り組みを示す個別計画であり、第5次川口市総合計画の

「魅力ある農業の振興」に関する施策を農業分野に即して具体化する役割を担っている。

計画期間は令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とされ、「農が誇れるまち川口～農による魅力ある豊かな暮らしの実現～」を将来像として掲げている。

本計画では、都市農地の保全・有効活用、担い手の確保・育成、地産地消や農業体験の推進などを柱として、市民の生活環境の向上と都市農業の持続的な発展を図ることとしている。

③川口市の農業の現状と課題

・耕作地面積

市の経営耕地面積は、令和2年には約390ヘクタールとなっており、市域面積約6,195ヘクタールの約6%を占めているにとどまっている。平成22年と比較すると、約15%の減少となっており、農地の減少傾向が続いている。

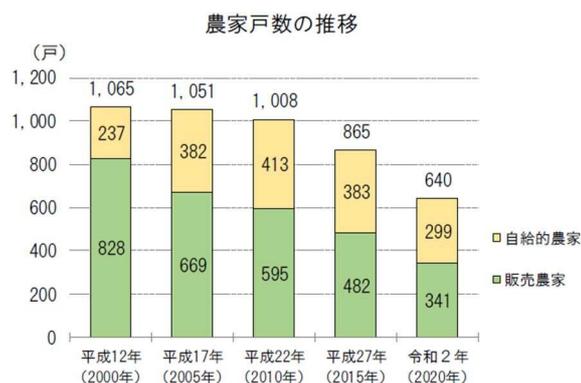


出典：農林業センサス*

※平成12年は販売農家、平成17年以降は農業経営体の数値

・農業戸数

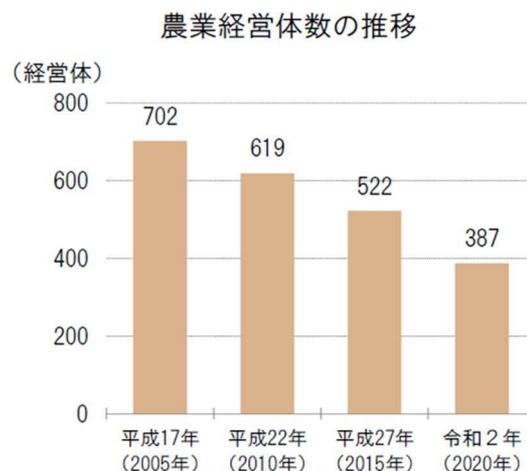
市の農家戸数は、令和2年には640戸（販売農家341戸、自給的農家299戸）となっており、平成22年（2010年）の1,008戸と比べて約37%減少している。



出典：農林業センサス

・農業経営体数

農業経営体数も令和2年には387経営体で、平成22年（2010年）の619経営体と比べて約37%減少しており、農家戸数・農業経営体数ともに減少傾向が続いている。



出典：農林業センサス

※平成12年までは農業経営体の調査項目なし

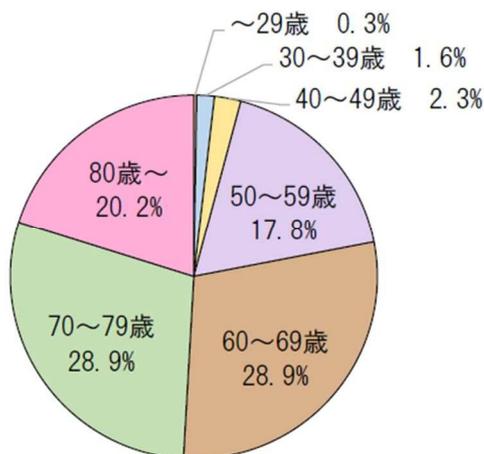
・農業経営体の年代と経営耕地面積

農業経営体の年代構成を見ると、387経営体のうち、70歳以上が約半数を占め、60歳以上は78.0%に達しており、経営主の高齢化が顕著である。

また、農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、「0.5ヘクタール未満」が39.0%（151経営体）、「0.5～1.0ヘクタール」が37.2%（145経営体）と、1.0ヘクタール未満の小規模経営体が全体の4分の3以上を占めている。

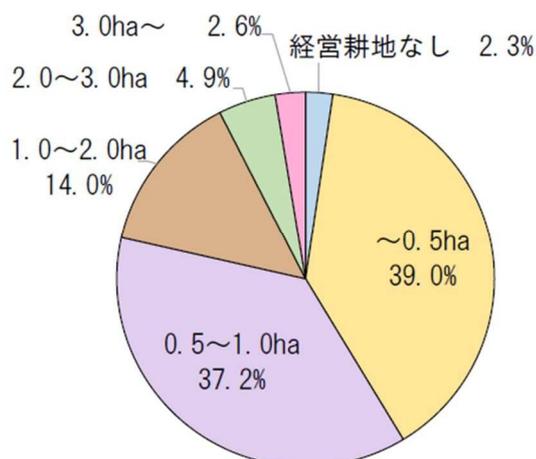
こうした年代構成と経営規模から、市の農業は、高齢の経営者による小規模経営が多数を占めていることが分かる。

農業経営体の年代



出典：2020年農林業センサス

農業経営体の経営耕地面積



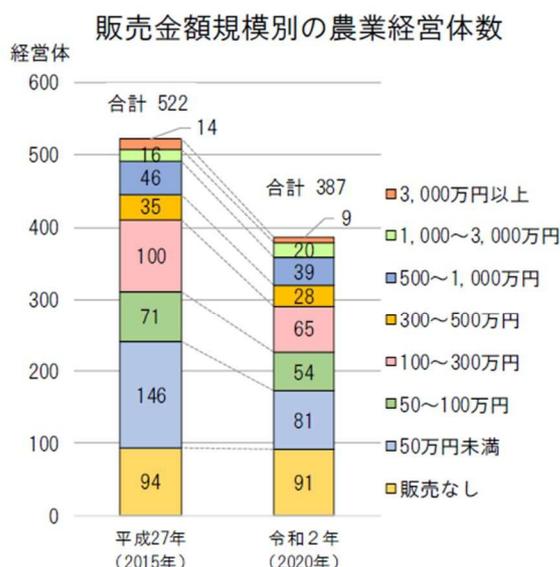
出典：2020年農林業センサス

・農業経営体の販売金額と農産物の出荷先

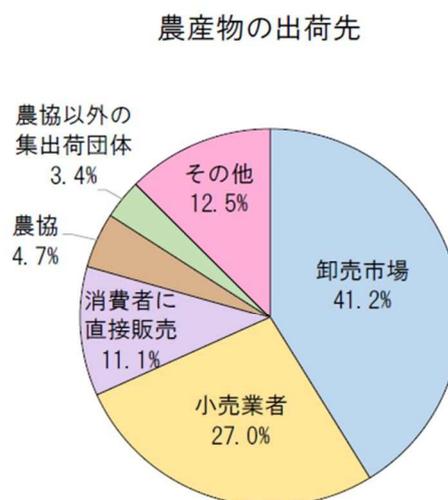
農業経営体の販売金額規模別構成を見ると、令和2年（2020年）には

「500万円以上」の農業経営体が17.6%（68経営体）である一方、「販売なし」が23.5%（91経営体）、「50万円未満」が20.9%（81経営体）となっており、全体としては小規模な経営体が多くを占めている。平成27年（2015年）と比較すると、経営体数自体は減少しているものの、「500万円以上」の経営体の割合は14.6%から17.6%へと上昇しており、一定規模以上の経営体への集約の動きも見られる。

また、令和2年（2020年）の販売実績がある農業経営体296経営体について、農産物の売上1位の出荷先をみると、「卸売市場」が41.2%と最も多く、「小売業者」が27.0%、「消費者に直接販売」が11.1%と続いている。卸売市場向け出荷が中心である一方で、小売業者向けや消費者への直接販売など、多様な販売チャネルが併存していることが分かる。



出典：農林業センサス



出典：2020年農林業センサス

・後継者の状況及び今後の経営形態・離農の意向

農地基本台帳に登録のある農業者（農家）1,081戸のうち、後継者が就農しているのは13.7%（148戸）、就農予定者がいるのは21.0%（227戸）にとどまり、後継者がいない農業者が46.4%（502戸）と全体の約半数を占めている。

また、経営形態の現状を見ると「第2種兼業農家（農業所得が従）」が72.5%（784戸）と多数を占めている一方、今後の経営形態の意向としては、専業農家として継続する意向が5.4%（58戸）、第1種兼業農家として継続する意向が11.5%（124戸）にとどまり、「離農したい」とする回答が20.3%（219戸）を占めている。

これらの状況から、現状と比較して今後は経営の縮小や離農が進むことが見込まれ、農地および農業の担い手をいかに確保・維持していくかが、市の農業にとって重要な課題となっている。

後継者の状況

	戸数(戸)	割合(%)
後継者が就農している	148	13.7
後継の就農予定者がいる	227	21.0
後継者がいない	502	46.4
無回答	204	18.9
合計	1,081	100.0

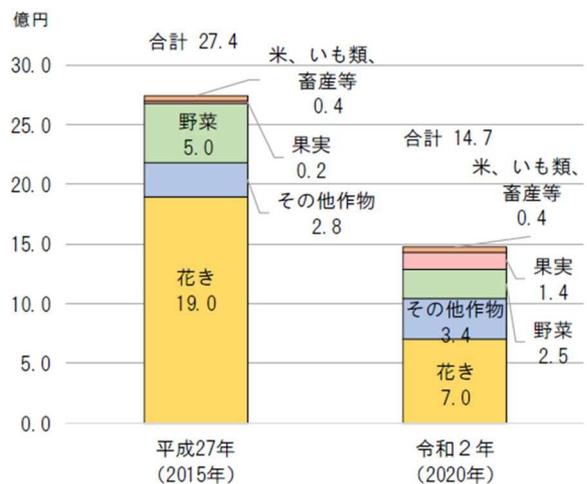
経営形態

経営形態	現在		今後の意向	
	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)
専業農家	109	10.1	58	5.4
第1種兼業農家(農業所得が主)	164	15.2	124	11.5
第2種兼業農家*(農業所得が従)	784	72.5	441	40.8
離農したい			219	20.3
無回答	24	2.2	239	22.1
合計	1,081	100.0	1,081	100.0

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

・農業産出額

農産物生産の規模を見ると、令和2年（2020年）の農業産出額の推計は14.7億円であり、内訳は「花き」が7.0億円、「その他作物（庭園樹苗木など）」が3.4億円と、緑化産業の産出額が多くを占めている。平成27年（2015年）と比較すると、農業産出額全体としては46.4%の減少となっており、本市の農業産出額は縮小傾向にある。



出典：市町村別農業産出額（推計）

・作物ごとの農地利用面積

農地基本台帳に登録のある農業者（農家）1,081戸について、令和3年（2021年）時点の作目ごとの農地利用面積を見ると、「植木畑」が277.2ヘクタールで全体の56.1%と最も大きく、次いで「露地野菜」が89.6ヘクタール（18.1%）、「花木畑」が59.9ヘクタール（12.1%）、「水稻」が18.4ヘクタール（3.7%）となっている。

これらのことから、市の農地は植木・花きなど緑化産業関連の作目が過半を占めつつ、露地野菜や水稻など多様な作目にも利用されているなど、都市近郊農業としての特色ある構成となっていることが分かる。

作目ごとの農地利用面積及び戸数

作目等	農地利用面積(ha)		戸数(戸)	
		割合(%)		割合(%)
植木畑	277.2	56.1	578	53.5
露地野菜	89.6	18.1	616	57.0
花木畑	59.9	12.1	182	16.8
水稻	18.4	3.7	46	4.3
休耕地	15.1	3.1	81	7.5
施設用地	11.3	2.3	69	6.4
貸付地	4.4	0.9	32	3.0
果樹	4.3	0.9	19	1.8
市民農園	3.2	0.6	17	1.6
苗木	2.3	0.5	5	0.5
盆栽	0.9	0.2	3	0.3
施設野菜	0.7	0.1	15	1.4
その他	7.2	1.5	39	3.6
無回答			77	7.1
合計	494.3			

出典：市農地基本台帳（令和3年（2021年））

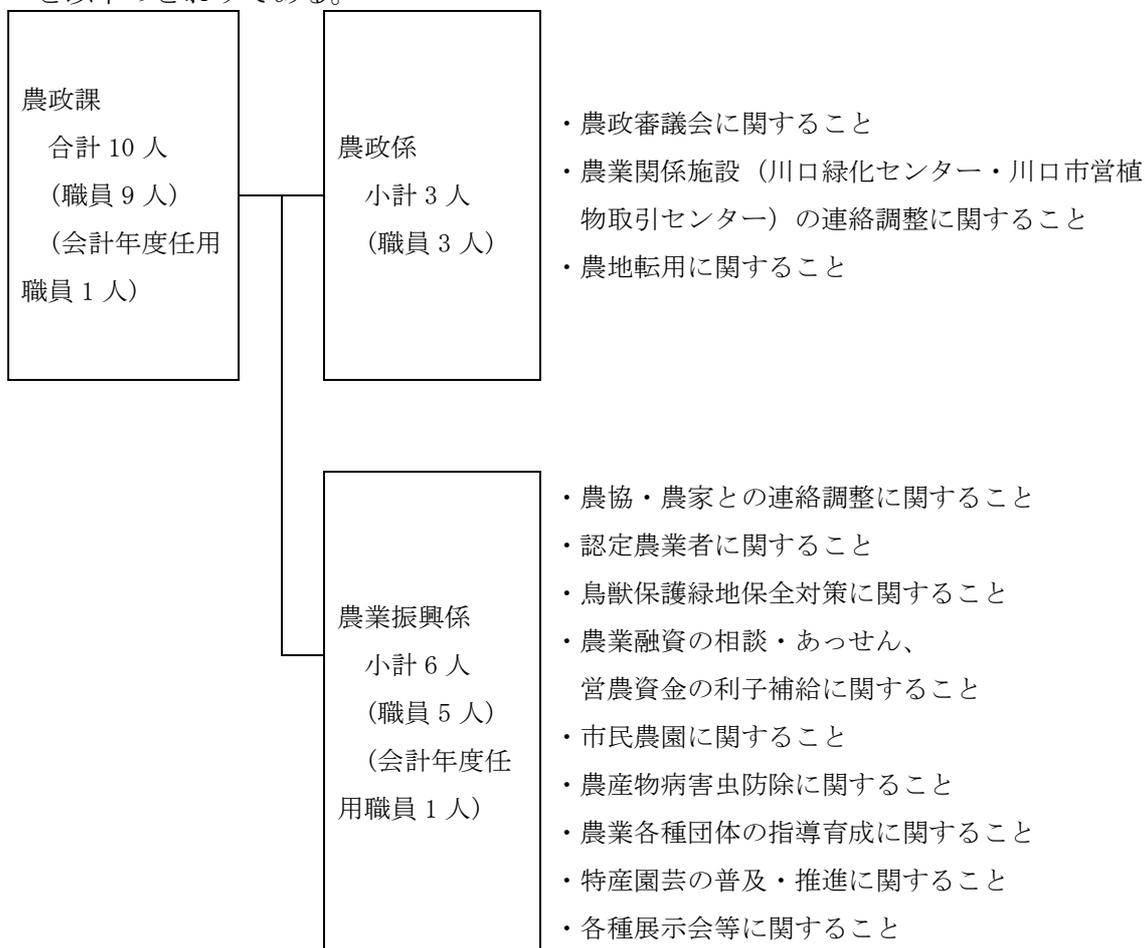
※「作目等」は、主要な作目等について5つまで複数回答可

※農地基本台帳に登録のある農業者（農家）に対し実施した調査結果であり、
農林業センサスの経営耕地面積の数値とは一致しない

※農地利用面積には、市外農地の利用面積を含む

④農政課の組織図、職務分掌、人員

農業振興に関する事業を分掌する農政課の組織図及び事務分掌並びに人員を示すと以下のとおりである。



(2) 農業に関する事業の財務及び事務の執行について

①農業事業の概要

市の農業に関する事業は、第5次川口市総合計画後期基本計画における「めざす姿Ⅲ産業や歴史を大切に『地域の魅力と誇りを育むまち』」のもと、「魅力ある農業の振興」の施策を具体化するために実施されており、主として農政課及びグリーンセンター並びに農業委員会事務局が所管している。

具体的な事業としては、地域農業活性化事業、園芸振興事業、農業改良普及事業、農業経営改善事業、緑化産業活性化事業、明日の農業担い手育成塾事業、農業体験事業など、農業者の経営安定や担い手の育成、地産地消や都市住民と農業との交流を促進する事業が実施されている。

あわせて、川口緑化センターや植物取引センターに係る指定管理者管理運営費、施設管理費など、緑化産業や都市農業の基盤となる施設の維持・運営に関する経費も、農業に関する事業の一部として位置付けられている。

川口市農政審議会は、川口市農政審議会条例に基づき設置された審議会であり、

市長の諮問に応じて農業基盤の整備、経営の合理化、農業基幹施設の運営など、農業振興施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べる役割を担っている。

加えて、農業委員会事務局においては、農地基本台帳管理費や農政関係広報事業などを通じて、農地の適正な利用・保全や制度周知に関する事務が行われている。これらの取り組みは、農政課が所管する各種農業振興事業とあわせて、市における都市農業の振興と農地の保全に向けた施策体系を構成している。

なお、農業委員会事務局に係る部分については、6. 農業委員会事務局についてにおいて、川口市立グリーンセンターに係る部分については、7. グリーンセンターについてにおいて、別途取り上げている。

(3) 農業関連事業の直近3か年度の各事業別予算額・決算額

令和4年度から令和6年度の農業関連事業の事業別歳出予算額及び決算額は以下のとおりである。

(農政課所管)

(単位：千円)

事業名	会計区分 ※1	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
歳入							
農業使用料	一般	14,337	14,516	13,713	14,637	13,009	14,358
農業費県補助金	一般	0	300	676	327	52	612
雑入	一般	64	34	5,798	4,651	430	448
農業債	一般	0	0	0	0	13,700	10,200
合計		14,401	14,850	20,187	19,615	27,191	25,618
歳出							
一般事務費	一般	3,909	3,027	3,380	3,217	3,338	2,849
農政審議会経費	一般	728	344	570	292	461	184
農業経営改善事業	一般	70	17	70	36	71	16
農業体験事業	一般	139	84	223	126	204	91
農業基本計画策定事業	一般	8,899	8,855	0	0	0	0
緑化産業活性化事業	一般	2,000	0	2,000	1,900	2,100	2,000
園芸振興事業	一般	5,700	5,199	5,700	5,323	5,700	5,155
農業改良普及事業	一般	5,600	4,756	5,600	4,795	5,500	4,902
川口緑化センター施設管理費	一般	1,101	805	795	762	384	254

事業名	会計区分 ※1	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
川口緑化センター改修事業	一般	25,270	20,672	32,873	27,315	18,274	43,866
川口緑化センター指定管理者管理運営費	一般	151,570	144,936	154,726	147,556	160,923	160,923
植物取引センター物件調査委託料	一般	0	0	0	0	0	3,630
植物取引センター指定管理者管理運営費	一般	22,463	22,463	20,751	20,751	21,031	21,031
明日の農業担い手育成事業	一般	3,383	1,881	6,631	5,917	4,970	816
地域計画策定事業	一般	0	0	734	326	63	91
国際園芸博覧会出展事業	一般	28,622		0	0	0	0
地域農業活性化事業	一般	13,500	3,626	13,500	9,796	12,000	9,450
農業施設設置助成事業	一般	750	0	750	0	700	0
農業金融対策事業	一般	43	2	42	1	42	1
合計	一般	273,747	228,201	248,345	228,117	235,761	255,262

※1 会計区分：一般（一般会計）

（４）農政審議会の役割と運営状況

川口市農政審議会（以下「審議会」という。）は、「川口市農政審議会条例」に基づき設置された審議会であり、農業振興に関する諸施策の計画的な推進を図ることを目的としている。同条例において、審議会は、市長の諮問に応じて、農業基盤の整備、経営の合理化、農業基幹施設の運営など、農業振興施策に関する重要事項について調査審議するとともに、これらの重要事項に関し市長に意見を述べるができるものとされている。

審議会は、委員15人以内をもって組織することとされており、その構成員は、知識経験者、農業関係団体の役職者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱することとされている。実際の委員の選任にあたっては、知識経験者については市議会及びさいたま農業協同組合からの推薦、農業関係団体の役職者については農業協同組合や造園業団体など4団体からの推薦、関係行政機関の職員については県の関係機関からの推薦を受けるなど、農業関係団体、農業者、有識者及び行政機関の職員を組み合わせた構成となっている。こうした体制のもと、審議会は、農業者や関係団体、行政が一体となって農業施策について検討する場として位置付けられて

いる。

事務局機能は農政課が担っており、審議会に係る庶務のほか、川口市農業基本計画や「地域計画」などの農業関連計画の策定・改定事務とあわせて所管している。

審議会は、これまで特産農産物の高付加価値化やブランド化の方向性、制度設計などに関する調査・審議を行い、平成30年度には、組織の在り方や具体的な進め方を整理した中間報告書を市に提出している。また、川口農業ブランドの創設にあたっては、候補となる農産物の生産者に対する現地訪問や聞き取り、意見交換などを実施している。さらに、案件に応じて税理士や埼玉県職員、さいたま農業協同組合の役職員などを助言者として招き、専門的な観点から助言を受けた事例も見られる。

令和4年度から令和6年度にかけては、毎年度、川口農業ブランド制度における申請農産物に対する意見聴取のほか、今後の農業施策の取り組み方針や、農業施策の概要などに関する報告・説明を議題として、川口市農政審議会が開催されている。また、必要に応じて、川口農業ブランド制度の運用状況や認定農産物の見直しなどに関する報告・意見交換も行われている。なお、近年の開催状況を見ると、審議会の議題は川口農業ブランド制度に関するものが中心となっており、ブランド制度への申請件数も多くない年度が見られる。

なお、農業委員会と農政審議会は制度上別個の機関として位置付けられており、前者は主として農地法などに基づく農地の権利移動・転用などに関する事務及び農地利用の最適化を所掌し、後者は農業振興施策全般に関する調査審議を行うなど、役割を分担している。一方で、両者が共同で審議や意見交換を行うような恒常的な枠組みは設けられていない。

(意見1-14) 農業委員会・農政審議会の連携強化と農政課の役割について

川口市農業委員会と川口市農政審議会は、制度上はそれぞれ農地の権利移動・転用などに関する事務及び農地利用の最適化、農業振興施策全般に関する調査審議を所掌する別個の機関として位置付けられているものの、その根底には「川口市農業の持続的な発展」という共通の目的がある。両者の事務局機能は、農業委員会については農業委員会事務局が、農政審議会については農政課が担っていることから、両事務局が連携し、それぞれの委員が有する農地・農業施策に関する知見や現場感覚が、相互に十分活用されるような運営が図られることが望ましいと考えられる。

市へのヒアリングによれば、令和7年度には、農政課と農業委員会事務局の職員によるワーキンググループを立ち上げ、組織の垣根を越えた農業政策の検討に取り組む動きも始まっている。一方で、責任の所在の明確化や、部門を超えて業務を遂行することに対する職員の意識醸成など、組織の垣根を超える取り組みの難しさにも直面しており、現時点では体制を模索しながら進めているとのことであった。

このような取り組みは、両機関の役割分担を維持しつつ、事務レベルでの連携を強化するうえで有益な試みであると考えられることから、今後も体制を工夫しながら継続的に取り組んでいくことが望ましい。

また、農政課及び農業委員会事務局がそれぞれの事務局としての立場を活かし、

遊休農地の解消や担い手の確保・育成、都市農地の保全・活用といった共通課題について、必要に応じて情報共有や意見交換の場を設けるなど、農業委員会と農政審議会の知見を相互に活かす運営を一層意識していくことも期待される。特に、農業委員会が有する現場の農地情報と、農政審議会に集約される農業政策に関する多様な視点を、農政課及び農業委員会事務局がハブとなって結び付けることにより、市の農業の将来像の検討や施策の具体化に役立てていくことも重要と考えられる。

(5) 農業振興事業の概要

①緑化産業活性化事業

緑化産業活性化事業は、市民と農業青年団体などとの交流の場を設けることにより、緑化に対する理解を深めるとともに、市の地場産業である緑化産業の活性化を図ることを目的とした事業である。農業青年団体などが実施する「グリーンロード・ウォーキング」や「みどりの地球号 in 安行」などのイベントに対する支援のほか、川口緑化産業団体連合会が行う植木・盆栽などの輸出入対策促進事業への支援を内容としており、決算ではその歳出の全額が「緑化産業活性化事業補助金」として計上されている。

これらの取り組みを通じて、市民に対して花と緑に親しむ機会を提供しつつ、市の特産である安行植木をはじめとする緑化関連産業のPRや販路拡大に資することを狙いとしている。

②園芸振興事業

園芸振興事業は、産地間競争の激化による価格競争や、生産・流通機構の変化などに伴う厳しい農業経営環境に対応するため、市内特産園芸団体の生産・販売体制の近代化及び販路拡張を図ることを目的として実施されている事業である。決算上は、その歳出の全額が「園芸振興事業交付金」として計上されており、「川口市安行の花・緑と物産展示即売会開催事業」などの展示即売会に対する補助金として支出されている。

「川口市安行の花・緑と物産展示即売会」については、会場が新宿駅西口広場であり、交通量と利用客の多さを活かして多様な来場者層に直接アプローチできることから、特産園芸の知名度向上や新たな購入者層の開拓に資するものとなっている。

また、生産者が直接販売に携わることで消費者ニーズを把握する機会ともなっている。さらに、いずれのイベントにおいても、本市の伝統産業である植木や盆栽を中心とする花きなどの展示販売が行われており、近年増加している外国人観光客やイベント来場者の誘引を図っている。

③農業改良普及事業

農業改良普及事業は、都市化の進展に伴う生産環境の変化や、急速に進む情報化に対応するため、農業生産・経営技術の向上及び意欲ある農業後継者の育成などの農業改良普及事業を推進し、都市農業経営の確立・発展を図ることを目的として実施されている事業である。決算上は、その歳出の全額が「農業改良普及事業交付金」として計上されており、主として「川口市花の文化展開催事業」に対する補助金として支出

されている。

「川口市花の文化展」は、市内特産の花きの展示・即売を行う事業であり、生産者が自ら品質や魅力を直接発信できる機会となっている。あわせて出品物の審査会が実施され、優秀な作品には賞が与えられる仕組みとなっており、審査会への出品に向けた準備の中で品質向上を目指す取り組みが管理技術などの工夫につながることで、生産技術の向上を促している。

また、審査会での評価や展示会への参加経験は、生産者の自信や改善意欲を高めるとともに、若手生産者や後継者にとっても技術習得や成長につながる重要な機会になっている。

(意見1-15) 花きを核とした農業振興事業の方向性や情報発信などについて

「植木の里・安行」に代表される植木・花きは、長い歴史と産地としての集積に裏打ちされた高いブランド力を有しており、市を代表する地域資源の一つとなっている。

一方で、担い手の減少や需要構造の変化など、生産を取り巻く環境は今後一層厳しくなることが見込まれる。こうした環境のもとで、この貴重な地域資源をさらに活かしていくに当たっては、需要や市場環境の変化も見据えつつ、重点的に育成していきたい分野やターゲットとする市場を念頭に置きながら、取り組みを引き続き進めていくことが有効と考えられる。

あわせて、産地としての魅力や特色を分かりやすく発信し続けることは、販路の維持・拡大だけでなく、市民の地場産業への理解醸成や本市全体のイメージ向上にも資すると考えられる。

引き続き、市内外のイベント出展や市産品フェアなどを通じた情報発信を行うとともに、インターネットやSNSなどのデジタル媒体を活用する取り組みを進めていくことにより、花き産地としてのブランド強化と担い手確保、ひいては市の農業の持続的な発展に繋がるものと考えられる。

④施設管理運営事業（川口緑化センター）

川口緑化センター（愛称「樹里安」）は、市の伝統産業である植木・花・造園といった特産農業の振興を図るとともに、緑化産業に関する各種情報の収集・提供を行う拠点施設として整備されたものであり、花と緑に関する展示会や講習会などを通じて、市民と緑化産業との交流・普及啓発の場となっている。また、館内展示などを通じて、安行地域の植木・花き生産の歩みや国内外での出展事例などが来訪者に紹介されている。

施設管理費には、土地及び建物が市の財産として保有されていることを前提に、指定管理者制度により管理運営を行う公益財団法人川口緑化センターに対する指定管理料のほか、同施設は整備から相応の年月が経過していることから、建物・設備の維持補修、法定点検、光熱水費など、施設としての安全かつ安定的な利用環境を維持するために必要な経費が計上されている。

なお、川口緑化センターに係るテナントなどの使用料は、歳入上「農業使用料」として計上されている。加えて、川口緑化センターに関連する歳入として農業債の

発行による収入が計上されており、これは川口緑化センター改修事業債に係るものである。

また、川口緑化センターは道の駅「川口・あんぎょう」を併設し、直売やイベントを通じた緑化産業のPRや交流機能も担っているが、指定管理者による具体的な管理運営の状況や課題については、本報告書の10. 公益財団法人川口緑化センターにおいて取り上げている。

(意見1-16) 川口緑化センターを通じた花きブランド発信機能の活用について

川口緑化センターは、花と緑に関する展示や講習会、物販などを通じて、市民や来訪者が本市の花きや緑化産業に触れる場として機能している。館内のパネル展示においては、安行地域における植木・花き生産の歴史に加え、川口市フロリアード出展実行委員会などが出展した、オランダ王国で10年に一度開催される国際園芸博覧会（フロリアード）をはじめとする国内外での出展事例や、出展に関連して得られた表彰実績が紹介されている。これらの展示内容は、市の花きが長年にわたり高い評価を受けてきたことを伝える貴重なコンテンツとなっている。

もっとも、こうした歴史や出展・評価の実績は、市の花きを「地域を代表するブランド」として位置付けるうえで重要な資産である一方で、その内容は川口緑化センター館内の展示やウェブサイトなどを通じて提供されているものの、市民全体の間では、国際的な舞台での出展・評価を含め、その意義や価値の大きさが必ずしも十分に知られていない面もあると考えられる。

今後、川口緑化センターを花きブランドの発信拠点の一つとして一層活かしていくに当たっては、館内展示で紹介されている歴史や海外での出展・評価実績などについて、既に行われているウェブサイトや広報紙、SNSなどでの情報発信も踏まえつつ、こうした媒体を通じて市の花きの歩みや魅力が更により分かりやすく伝わるよう、引き続き工夫を重ねていくことが、「花きのまち・川口」としての認知度向上と来訪促進に繋がるものと考えられる。

(参考：館内展示で紹介されている、安行地域の植木・花きに関連する主な出展・表彰実績)

- | | |
|-------|---|
| 昭和57年 | 国際園芸博覧会（フロリアード）における出展・表彰事例として紹介（日本庭園が金賞） |
| 平成2年 | 国際花と緑の博覧会における出展・表彰事例として紹介 |
| 平成4年 | 国際園芸博覧会（フロリアード）における出展・表彰事例として紹介（日本庭園が銀賞） |
| 平成14年 | 国際園芸博覧会（フロリアード）における出展事例として紹介 |
| 平成24年 | 国際園芸博覧会（フロリアード）における出展事例として紹介 |
| 令和4年 | 国際園芸博覧会（フロリアード）における出展・表彰事例として紹介（屋内展示と屋外日本庭園を合わせた出展全体が総合的に最高の評価であるAIPH賞） |

⑤施設管理運営事業（植物取引センター）

植物取引センターは、安行地域における植木・花きなどの集荷・取引拠点として整備された市営施設であり、植木の卸売市場機能を通じて、本市の伝統産業である植木・造園などの特産農業の振興を図ることを目的としている。センター内では、J Aさいたまの子会社である株式会社安行植物取引所が植木の競りを実施しており、植木卸売業者や造園業者などを対象とした取引の場として全国的にも知られているほか、一部区画では植木直売所や農産物直売所が設置され、一般消費者向けの販売も行われている。

施設管理費には、土地及び建物が市の財産として保有されていることを前提に、指定管理者制度により管理運営を行う公益財団法人川口緑化センターに対する指定管理料のほか、同センターは整備から相応の年月が経過していることから、屋内売場や場外植木取引場、共用スペース、駐車場などの維持補修、設備更新、法定点検、共用部分の光熱水費など、取引機能を安全かつ安定的に提供するために必要な経費が計上されている。

なお、植物取引センターに係る取引場などの使用料は、歳入上「農業使用料」として計上されている。

また、植物取引センターについても、安行植物取引所による卸売取引や植木直売所などを通じて緑化産業の流通機能や交流機能を担っているが、指定管理者による具体的な管理運営の状況や課題については、本報告書の10. 公益財団法人川口緑化センターにおいて取り上げている。

（意見1-17）川口緑化センターと植物取引センターの老朽化への対応について

川口緑化センターは、川口の伝統産業である、植木・花と造園の特産農業の振興を図り、緑化産業のための各種情報の収集、提供を行う拠点施設である。一方で、植物取引センターは、植木及び花きの生産及び流通の円滑化並びにこれらの取引の適正化を促進するとともに、植木・苗木・鉢物、造園などの特産農業の振興を図ることを目的として設置された施設であり、せり市を中心とした植木の流通拠点としての役割を担っている。

一方で、いずれの施設も整備から相応の年数が経過しており、建物の老朽化が進行していることから、現在、建物調査の結果を踏まえつつ、劣化状況や安全性に応じて優先順位を付けながら補修を進めている。

今後も、利用者の安全確保を最優先としつつ、このような建物調査に基づく保全方針を継続し、早期の対応が必要な部分から計画的に補修・更新を進めていくことが重要である。

また、川口緑化センター及び植物取引センターの隣接地には市立のスポーツ施設が立地し、その周辺には市が保有する公園も配置されているなど、当該エリア全体として市民利用の多いゾーンとなっている。

スポーツ施設についても老朽化が進んでいる状況にあることを踏まえると、将来的な選択肢の一つとして、緑化センターや植物取引センター、市立スポーツ施設及び公園を含めたエリア全体の役割や配置、一体的な更新・再整備の可能性について

中長期的な視点から検討していくことも考えられる。

⑥明日の農業担い手育成塾事業

明日の農業担い手育成塾事業は、埼玉県の「明日の農業担い手育成塾」制度の枠組みを活用しつつ、本市における農業の新たな担い手を育成することを目的として実施されている事業である。露地野菜を中心とした生産に必要な栽培技術や経営管理の知識を研修を通じて習得させることで、将来、市で自立した農業経営者として定着することを目指している。

明日の農業担い手育成塾は、原則2年間の研修期間とされており、研修地はいずれも市内の農地である。入塾にあたっては、埼玉県農業大学校で2年以上の研修を修了していること、またはこれと同等以上の農業技術を有すると塾が認めた者であることが要件とされており、申込時の年齢が18歳以上64歳以下で、市内に居住し、市内での就農を志向する者を対象としている。研修品目は露地野菜が中心であり、研修用農地及び就農時の目標経営面積はいずれもおおむね30アールとされているほか、研修に係る肥料・農業資材の費用は原則として塾が負担している。なお、当該事業が開始された令和4年7月以降の累計でも、受け容れた塾生は1名にとどまっている。

(意見1-18) 明日の農業担い手育成塾の塾生の活躍を活かした魅力発信について

明日の農業担い手育成塾事業については、市内農業の将来を担う人材の育成を目的として、一定期間の研修や実地指導が行われている。塾生は1名と少数ではあるものの、当該塾生は、市内農業の現場で営農を志す新たな担い手として、今後の市の農業を支えていくうえで貴重な人材であると考えられる。市の「農業だより」などにおいても、明日の農業担い手育成塾や塾生の取り組みが紹介されるなど、担い手の姿を市民に伝える取り組みが行われている。

今後、この塾生が卒塾を迎え、本格的に市内農業の一員として活動していくことを見据えると、卒塾後も、本人の希望や負担感には配慮しながらも、市の農業の魅力発信においてその経験や声を活かしていく視点を取り入れることが望ましい。

具体的には、「農業だより」や市の広報媒体における継続的な紹介ほか、市民向けの農業・花き関連イベント、学校などでの体験学習の場において、実際に営農を志す担い手としての立場から市の農業の魅力ややりがいを伝えてもらう機会を設けることなどが考えられる。

このように明日の農業担い手育成塾事業で育った人材の活躍ぶりを示していくことは、事業の成果を発信することになるだけでなく、将来の担い手候補に対するメッセージにも繋がるため、発信の継続・充実を図ることが望ましい。

⑦地域計画策定事業

地域計画策定事業は、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、従来の「人・農地プラン」を発展させた「地域計画」の策定を進めるために実施されているものであり、地域の話合いを通じて将来の農地利用の方針（目標地図）を整理することを目

的としている。

市においては、令和5年度から地域計画策定事業に着手し、主に市街化調整区域内の農業者及び農地所有者に参集を呼びかけ、令和5・6年度中に計7回の協議を実施したうえで、その意見を踏まえた地域計画を令和7年3月31日に策定した。令和7年度以降も、策定した地域計画をブラッシュアップするために、継続して協議を実施している。事業経費には、これらの協議や計画案の作成などに要する費用が計上されている。

(6) 農業構造改善事業の概要

①地域農業活性化事業

地域農業活性化事業は、市の農業の魅力や付加価値を高め、消費者との接点を拡大することにより、地域農業の活性化を図ることを目的として実施されている事業である。決算上は、その歳出の全額が「地域農業活性化事業交付金」として計上されており、収穫祭、朝市、日曜日などの開催に対する補助金や、川口農業ブランド制度の運営・普及に関する事業を担う川口農業ブランド推進協議会への補助金として支出されている。

川口農業ブランド制度は、市内農業者が生産した優れた農産物を川口農業ブランド推進協議会に申請し、認定基準に基づく審査を経てブランドとして認定することにより、農産物の認知度向上と農家経済の活性化、農業収入の増加、意欲的な生産の継続及び担い手の育成につなげ、将来ビジョンである「50年後も『農が誇れるまち川口』」の実現を目指すものである。

市によれば、当該制度は令和元年度の立ち上げ当初には申請件数も多く、認定審査や広報などに係る費用も相応に発生していたが、その後、市内の熱心な農業者によるブランド登録が概ね一巡したこともあり、近年は申請件数の減少に伴い交付金の支出額も縮小傾向にあるとの説明を受けている。一方で、今後も川口農業ブランドの認知度向上とブランド力の一層の強化を図る必要があるとの認識から、川口農業ブランド推進協議会と協議しながら取り組み内容の検討を進めていく方針であるとのことであった。

②農業施設設置助成事業

農業施設設置事業は、都市化の進展による農業経営環境の変化に対応するため、農業経営の改善及び近代化の推進を図ることを目的として実施されている助成制度である。認定農業者や認定新規就農者などが、農業近代化資金のうち市制度農業資金の融資を受けて、温室、かん水施設、貯蔵施設、販売施設、集出荷施設などの農業施設（耐用年数5年以上の新築・新品・新設の施設）を設置する場合に、事業費の15%以内（上限300万円）が補助される。

③農業金融対策事業

農業金融対策事業は、農業者が経営改善のために施設の新設や農業機械の導入などを行う際、農業近代化資金などの農業制度資金の融資を利用した場合に、その利子の一部を市が補給することにより、農業経営の向上及び生産の増強を図ることを

目的とした事業である。

(意見1－19) 川口農業ブランドの認知向上について

地域農業活性化事業においては、収穫祭や朝市、日曜日などの開催支援に加え、川口農業ブランド制度の運営・普及に係る事業を通じて、市内農業の魅力や付加価値を高め、消費者との接点拡大を図る取り組みが行われている。川口農業ブランド制度は、市内農業者が生産した優れた農産物を認定し、その認知度向上や農家経済の活性化、意欲的な生産の継続及び担い手の育成につなげ、「50年後も農が誇れるまち川口」の実現を目指すものであり、市内農業の魅力向上と担い手確保に向けた取り組みとして、一定の意義があるものと考えられる。

一方で、同制度の立ち上げから期間が経過し、申請件数の減少などにより交付金の支出額は縮小傾向にある他、市内では引き続き、イベント出展や広報などを通じたブランドの周知・活用が進められているものの、ブランドの趣旨や認定農産物の具体的な内容については、農業に関心を持つ市民以外には必ずしも広く知られていない面もあると考えられる。

今後も、これまでの取り組みを基礎としつつも、収穫祭や朝市などの機会や市の広報媒体などを通じて、川口農業ブランドの趣旨や認定農産物の特徴などが市民にとってより一層分かりやすい形で伝わるよう、認知度向上に向けた工夫を引き続き検討していくことが必要と考えられる。

6. 農業委員会事務局について

(1) 農業委員会の役割と運営状況

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される行政委員会であり、農地法などに基づく農地の権利移動の許可や農地転用案件への意見具申などの法令事務に加え、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進などを通じて、農地の利用の最適化を推進する役割を担っている。こうした業務は、委員会としての運営（審議・協議など）と地域での現地活動（農地パトロールや意向把握など）を担う体制を組み合わせられて実施されている。

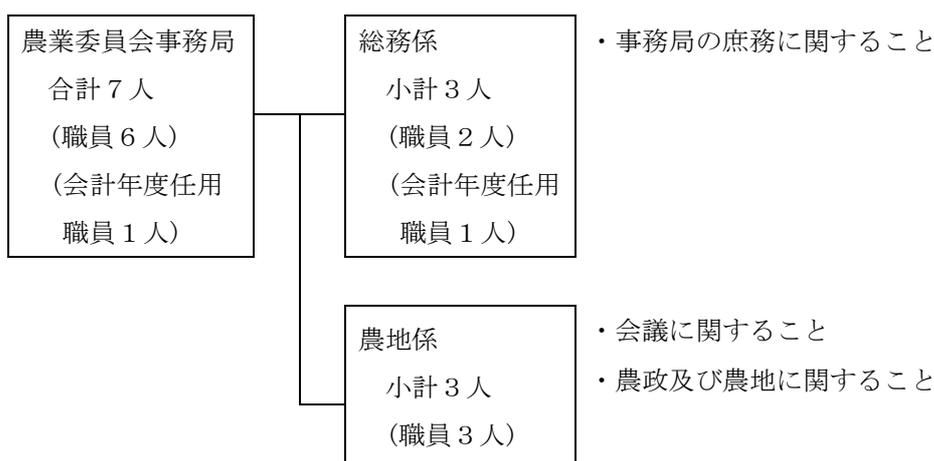
農業委員会については、市長が議会の同意を得て任命する農業委員と、地域ごとに活動する農地利用最適化推進委員により構成されており、委員の選任にあたっては、地域バランスや関係団体などの出身母体などに配慮し、多様な視点が委員会活動に反映されるような人選が行われている。

近年は、国および全国農業会議所が整備した「農業委員会サポートシステム」を導入し、農地台帳や現地調査結果の一元管理、地図情報の可視化などに取り組んでいる。一方で、同システムについては、利用自治体などから機能や操作性の面で改修要望が出されており、市においても、当該システムに加えて従来から利用している市独自のシステムを併用している状況である。

また、農業委員会では「川口の農業だより」を定期的に発行し、農地制度や各種手続、農業施策に関する情報をイラストや写真、事例紹介などを交えて提供している。

(2) 農業委員会事務局の組織図、職務分掌、人員

農業委員会事務局の組織図及び事務分掌並びに人員を示すと以下のとおりである。



(3) 農業委員会事務局の直近 3 か年度の各事業別予算額・決算額

令和 4 年度から令和 6 年度の農業委員会事務局の歳入及び事業別歳出予算額及び決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	会計区分 ※1	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
歳入							
農業費県補助金	一般	1,968	2,505	2,345	2,282	1,934	2,206
雑入	一般	154	226	261	175	174	179
合計		2,122	2,731	2,606	2,457	2,108	2,385
歳出							
農業委員会運営費	一般	10,169	9,850	11,569	10,685	10,887	10,292
農業委員会事務費	一般	5,456	4,683	3,850	3,338	4,033	3,297
合計		15,625	14,533	15,419	14,023	14,920	13,589

※1 会計区分：一般（一般会計）

(意見1-20) 農業委員会の体制整備と農地情報・情報発信の継続的充実について

川口市農業委員会の委員については、地域性や営農形態などに配慮して多様な構成が図られていることに加え、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール、農業委員会サポートシステムの導入、「川口の農業だより」による情報提供などを通じて、農地の利用実態の把握と制度周知に取り組んでいる。

今後も、引き続き地域、営農形態、性別・世代などの多様性に配慮した委員構成を行うとともに、農業委員会サポートシステムの活用状況を検証し、引き続き必要に応じて国・関係機関への改善要望も含めた対応を検討することにより、農地台帳管理などの一層の効率化を図ることが望ましいと考えられる。

また、「川口の農業だより」については、イラストや写真、具体的な事例紹介を交えるなど、農業者や農地所有者にとって身近で分かりやすい紙面づくりが工夫されている。今後も、農地情報を活用した遊休農地解消に向けた働きかけとあわせて、同だよりなどを通じた情報発信について、農業者や農地所有者のニーズを踏まえながら継続的な充実が図られることが期待される。

7. グリーンセンターについて

(1) グリーンセンターの概要

①日本の都市公園 100 選などに選定されている川口市を代表する植物公園

グリーンセンターは、「緑化産業の振興を図るとともに、緑地を保全し、市民に憩いの場所及びレクリエーション施設を提供して心身の健康増進に資し、あわせて自然科学知識と教養の向上に寄与すること」を目的に、昭和42年11月に建設された約15.9ヘクタールの総合公園で、植物園、わんぱく広場、駐車場のエリアで構成されている。

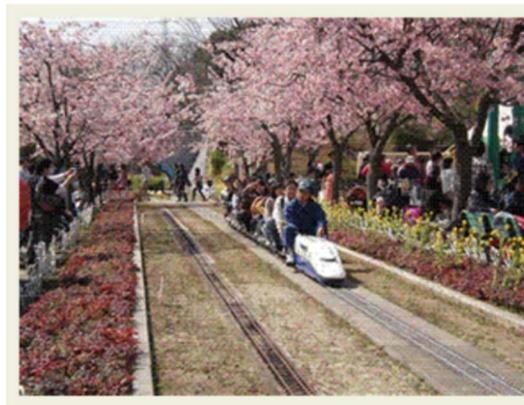
主な施設として、滝・噴水、レストハウス、日本庭園茶屋、ミニ鉄道、フィールドアスレチックなどが挙げられる。

グリーンセンターは、日本の都市公園 100 選に選定されているほか、平成12年には埼玉新聞社の「21世紀に残したい・埼玉ふるさと自慢100選」にも選ばれており、年間約40万人以上が訪れる川口市を代表する公園施設となっている。





花壇広場と滝・大噴水



ミニ鉄道

②設置目的

グリーンセンターは、緑化産業の振興を図るとともに、緑地を保全し、市民に憩いの場所及びレクリエーション施設を提供して心身の健康増進に資し、あわせて自然科学知識と教養の向上に寄与することを目的として設置された。

③グリーンセンターの沿革

年 月	沿 革
昭和21年 4月	埼玉県川口地区指導農場設立
昭和23年 9月	川口市に移管
昭和35年 3月	川口市農業センター設立
昭和38年 6月	グリーンセンター建設基本構想決定
昭和42年11月	グリーンセンター川口市立花木植物園開園
昭和46年10月	日本庭園茶屋建設
昭和50年 5月	第2駐車場完成
昭和53年 8月	流水プール場建設により、グリーンセンターを都市計画決定
昭和54年 4月	グリーンセンター川口市立花木植物園を川口市立グリーンセンターに改称
昭和54年 7月	流水プール場開場(12月アイススケート場開場)
昭和55年 3月	白鳥の池東側に「あずまや」完成
昭和60年11月	ミニ鉄道が完成し、「わんぱく広場」が開場
昭和62年 9月	緑のアトリエ、みどりのモデルハウス完成
昭和62年10月	「全国都市緑化さいたまフェア'87」を開催
平成 元年 7月	「日本の都市公園100選」に選定される
平成 4年 7月	流水プール場入場者数累計100万人突破

平成 5年 5月	入園者数累計 1,000 万人突破
平成 6年 3月	ミニ鉄道乗車人数累計 100 万人突破
平成 6年 10月	東門設置
平成 12年 5月	埼玉新聞社「21世紀に残したい・埼玉ふるさと自慢 100選」選出
平成 16年 10月	入園者数累計 1,500 万人突破
平成 17年 3月	わんぱく広場に大型遊具施設「夢ふうせん」完成
平成 24年 1月	アイススケート入場者数累計 100 万人突破
平成 27年 2月	入園者数累計 2,000 万人突破
平成 29年 11月	開園 50 周年記念式典挙行
令和 元年 6月	川口市立グリーンセンター活性化基本計画検討委員会設 置
令和 2年 7月	川口市立グリーンセンター活性化基本計画策定
令和 4年 2月	冒険の森（フィールドアスレチック遊具）、芝生広場先 行開場
令和 4年 3月	第 1 期工事完成（昆虫の森、ちびっこ広場、いきいき広 場開場）
令和 4年 3月	大温室・観賞温室などを建替えのため閉館
令和 4年 7月	流水プール場の営業終了
令和 6年 9月	第 4 駐車場完成

④来場者数の推移

年間の来場者数は、開園 3 年目の昭和 44 年度以降、概ね 15 年に渡り減少が続き、昭和 59 年度には約 27 万人と最低数となった。その後、昭和 60 年にわんぱく広場が開場したことを契機に増加へ転じ、以後は 40 万人程度で推移した。さらに、平成 14 年度に年間入園券の発売を開始して以降、来場者数は増加基調となり、平成 17 年度には約 61 万人とピークに達したが、その後は 50 万人を若干下回る水準で推移してきた。

令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて約 32 万人まで落ち込んだものの、その後は回復し、大温室・観賞温室などの建替えに伴う閉館や夏場の気温上昇といった来場抑制要因がある中でも、40 万人台を維持している。もっとも、令和 5 年度から令和 6 年度にかけては減少傾向が見られることから、今後の利用状況の推移を注視する必要がある。

なお、入園料は条例に基づき設定されており、施設の維持管理に要する経費や他の公立施設との料金水準などを勘案しつつ、これまで適宜見直し・改定が行われてきた。例えば、平成 27 年度時点の入園料は、個人について一般 310 円、こども・高校生 100 円、団体について一般 220 円、こども・高校生 70 円、年間入園券 1,050 円であった

が、令和元年10月1日の料金改定により、団体一般料金は220円から230円に、年間入園券は1,050円から1,070円に引き上げられている。

(単位:人)

	有料							無料	合計
	個人				団体				
	大人	こども 高校生	年間 入園券	小計	大人	こども 高校生	小計		
昭和 42	23,021	7,445	—	30,466	4,078	1,948	6,026	14,923	51,415
47	165,501	41,489	—	206,990	39,686	35,643	75,329	126,408	408,727
52	194,816	46,713	—	241,529	34,362	37,247	71,609	85,802	398,940
57	162,331	42,871	—	205,202	19,503	25,923	45,426	56,780	307,408
59	146,913	35,704	—	182,617	17,933	21,603	39,536	50,542	272,695
62	199,175	73,386	—	272,561	67,870	40,210	108,080	131,071	511,712
平成4	183,357	57,060	—	240,417	15,417	20,888	36,305	123,486	400,208
9	176,845	50,704	—	227,549	15,841	19,675	35,516	137,663	400,728
14	144,123	50,774	26,320	221,217	14,620	16,767	31,387	195,241	447,845
17	176,804	79,221	82,091	338,116	13,991	19,009	33,000	241,154	612,270
19	152,954	68,727	72,872	294,553	14,152	18,261	32,413	203,373	530,339
24	133,767	65,604	54,429	253,800	10,693	14,116	24,809	206,452	485,061
29	133,385	66,276	61,328	260,989	10,361	11,118	21,479	195,123	477,591
30	119,265	58,133	54,967	232,365	8,878	9,893	18,771	174,153	425,289
令和元	107,486	50,063	47,858	205,407	9,798	9,677	19,475	150,297	375,179
2	106,277	50,665	41,115	198,057	1,610	2,345	3,955	115,163	317,175
3	144,795	80,087	55,458	280,340	1,804	4,020	5,824	148,607	434,771
4	165,142	97,106	58,175	320,423	5,391	6,448	11,839	164,378	496,640
5	151,644	85,824	50,746	288,214	5,136	6,023	11,159	138,987	438,360
6	146,734	84,984	46,782	278,500	5,617	6,284	11,901	123,999	414,400

(2) 川口市立グリーンセンター活性化基本計画について

①計画の位置付けとポイント

川口市立グリーンセンターについては、開園50年超に伴う施設の老朽化や入園者ニーズの変化を踏まえ、令和2年度に「川口市立グリーンセンター活性化基本計画」が策定されている。

同計画では、今後50年を見据え、子どもとその家族を主な対象とする基本コンセプトと将来像を示すとともに、施設更新や新機能導入、園内ゾーニング、民間活力の活用などの方向性を整理し、今後の整備・管理運営の指針としている。

基本コンセプト	
植物との「であい」を通して 植物の多様な魅力を 「まなび」「あそび」「ふれあい」「いこい」によって 新たな楽しみ方を提供する 植物の総合体験空間	
6つのアクション	
(1)	誰もが何度も訪れたいようなレクリエーションの場を提供していく
(2)	市内の緑化産業に関わる技術や人材を積極的に活用し、地域資源の情報発信と経済の活性化につなげていく
(3)	植物の展示にエンターテインメントを組み込むことで、これまでにない新たな植物の楽しみ方を提供していく
(4)	園内に残る豊かな自然環境を適正に保全し、植物や生き物への理解を深める場を提供していく
(5)	災害時は、一時的に避難者を受け入れられるよう施設や設備を整備するほか、大規模災害時には物資集積の拠点・活動ができるオープンスペースを整備していく
(6)	民間事業者の活力を最大限に活用して、管理水準のレベルアップを図ることで集客力を高め、施設運営の好循環を生み出していく

②整備スケジュールと工期区分

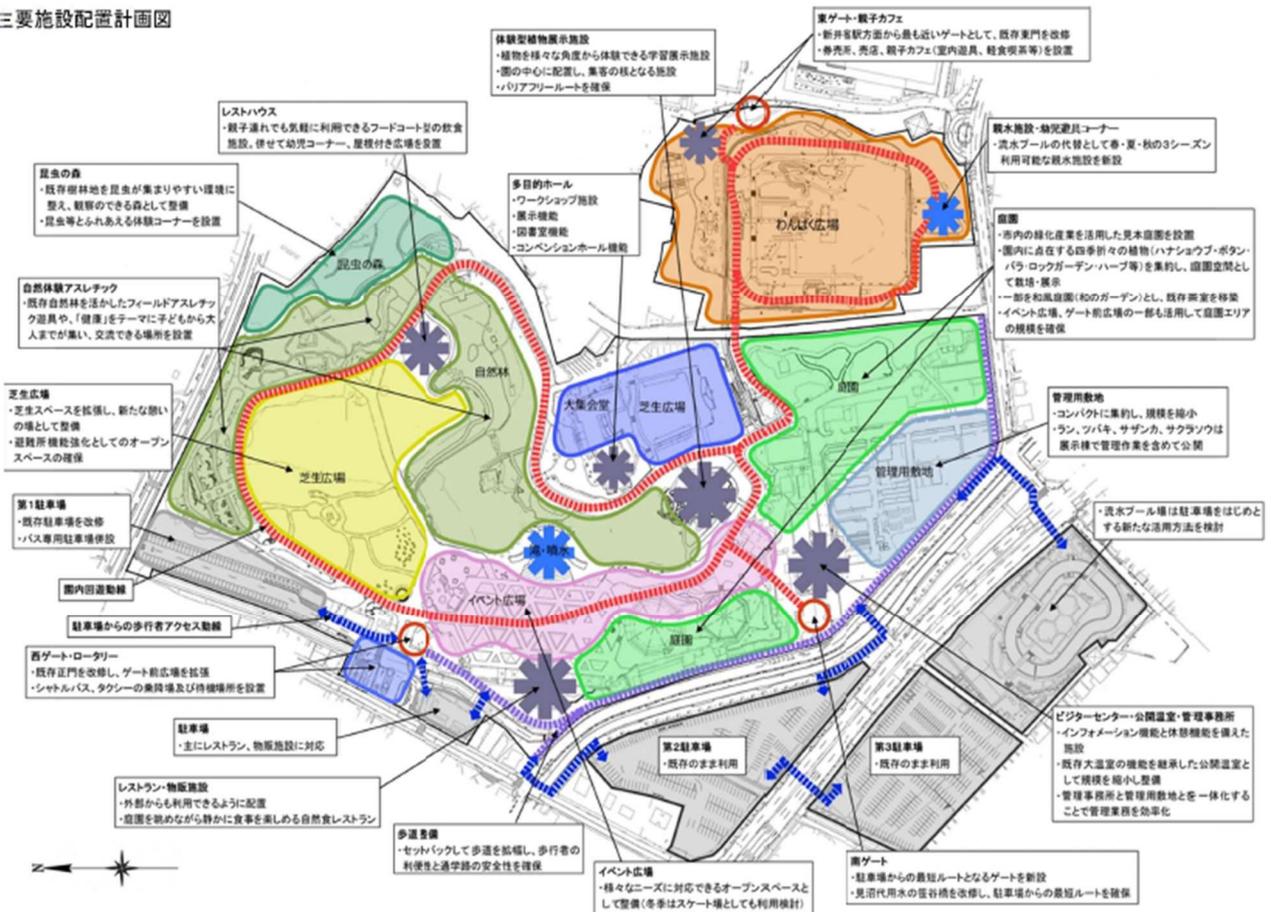
グリーンセンターの再整備は、活性化基本計画において、園内全体を四つの工区(第1工区～第4工区)に分け、開園を継続しながらおおむね10年間で段階的に整備を進める計画として位置付けられている。

各工区の当初計画と現在の状況をまとめると以下のとおりであり、第2工区以降の再整備は現時点で具体的な方針が未定となっている。このため、残余工区を含む全体の完成時期などについても、見通しが不透明な状況にある。

工区	主な整備内容と概算事業費 (計画)	当初計画上の位置 付け・完了目標	現在の実施状況
第1工区	<p>(主な整備内容)</p> <p>北側エリア(つつじ山周辺など)を対象に、園路の改修や自然体験アスレチック遊具「冒険の森」、昆虫観察のできる「昆虫の森」、芝生広場などの整備を行い、広域避難場所としても活用可能な多目的オープンスペースを確保する工事</p> <p>(概算事業費)</p> <p>1,205百万円</p>	令和元年度から令和3年度を事業期間として実施する計画	設計・施工を経て令和3年度末に完成し、リニューアルオープン済
第2工区	<p>(主な整備内容)</p> <p>園内南西側及び第3駐車場、流水プール場を対象に、和・洋のガーデンや南ゲートと専用連絡橋の新設、流水プール跡地を活用した第4駐車場の整備、公開温室や管理・体験学習棟の新築など、中核機能の更新を行う工事</p> <p>(概算事業費)</p> <p>3,598百万円</p>	令和3年度から令和6年度を事業期間として実施する計画	第4駐車場は令和6年度に完成し、公園南西側及び第3駐車場は基本・実施設計(建築設計含む)まで完了済。事業費の高騰などにより計画の見直しを検討中
第3工区	<p>(主な整備内容)</p> <p>園内中央側及び第2駐車場を対象に、大集会堂の改修のほか、体験型植物展示施設や屋根付き広場、レストハウスなどを新設し、天候に左右されにくい植物観賞・学習機能の強化や食の充実化などを図る工事</p> <p>(概算事業費)</p> <p>6,461百万円</p>	令和5年度から令和8年度を事業期間として実施する計画	公園中央部(建築改修含む)は基本・実施設計、第2駐車場は基本設計まで完了済。第2工区完成後に着手する計画

<p>第4工区</p>	<p>(主な整備内容) 園内北東側やわんぱく広場を対象とし、レストランの改築や親子カフェ、親水施設などの新設を図り、来園者の利便性・滞在性の向上を目指す工事 (概算事業費) 1,718 百万円</p>	<p>令和7年度から令和10年度を事業期間として実施する計画</p>	<p>基本・実施設計は未実施。第3工区完成後に着手する計画</p>
<p>合計</p>	<p>(概算事業費) 12,983 百万円</p>		

三要施設配置計画図



(活性化基本計画における主要施設配置計画図)

(意見 1-21) 「川口市立グリーンセンター活性化基本計画」を踏まえて計画された再整備計画の検討について

「川口市立グリーンセンター活性化基本計画」を踏まえて策定された再整備計画については、第2工区以降の事業が延期されたままで、今後の内容・規模・スケジュールに関する具体的な方針は未定となっている。

市の説明によれば、工区分け自体は維持されているものの、全体の完成時期は当初の令和10年度から大幅に後ろ倒しとなる見込みであり、総事業費も当初想定の100～150億円から大きく増加することが想定されている。また、このような事業費の大幅な増加などを踏まえて、早期に事業計画の抜本的な見直しを行うことの必要性を認識しつつも、現段階では実施する内容やスケジュールなどは未定であり、検討のための検討委員会なども設置されていない状況である。

資材価格高騰などに伴う事業費の大幅な増加により、当初想定していた工程や施設計画を前提とすることが難しくなっていることを踏まえれば、再整備の進め方については、計画の抜本的な見直しを行う必要がある。

グリーンセンターを将来にわたり持続可能な運営施設として維持していくためには、基本コンセプトや機能・規模、財政負担の在り方を含めた再整備計画の見直しなどを改めて審議する、検討委員会などの設置が望まれる。

(意見 1-22) 活性化基本計画に基づく来場者数増加策の再検討について

グリーンセンターの年間入園者数は、以前に比べ、近年は緩やかな減少傾向にあり、活性化基本計画においても、施設の老朽化や魅力の相対的な低下が要因の一つとして認識されている。

本計画では、老朽化した温室などの更新や新たな体験型施設の導入、園内導線の再編、レクリエーション・学習機能の強化などを通じて、主として子どもとその家族を中心とした来場者の増加を図ることが、再整備の重要な目的の一つとして位置付けられている。

しかしながら、前述のとおり第2工区以降の整備が休止していることから、当初計画が前提としていた「施設更新による来場者数増加の効果」は、現時点では具体的な見通しを立て難い状況にある。

このため、工事の再開や内容の見直しの在り方にとどまらず、活性化基本計画に掲げられた来場者増加に向けた各種施策や、現在すでに実施・検討されているイベント、情報発信、近隣施設との連携などの取り組み全体について、来場者数を着実に増やすという観点から改めて整理・再検討することが望まれる。

(意見 1-23) 閉館中の温室や大集会堂の方針について

グリーンセンターにおける温室及び大集会堂が、施設の老朽化に伴う安全の観点から現在閉館中となっている。しかし、温室については、グリーンセンターの主たる見学施設であり、大集会堂についても過去には結婚披露宴も行われたという歴史のある施設である。これらの施設については、来訪者からしても再開することが望ましいと考えられることから、今後の方針の策定をすることが望まれる。

(3) グリーンセンターの収支について

①歳入の状況

グリーンセンターの歳入の状況は、以下のとおりである。

(単位:千円)

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		決算額	決算額	決算額
グリーンセンター使用料		125,688	113,118	112,523
	グリーンセンター入園料	71,083	65,230	64,008
	レストハウス等使用料	4,810	4,776	4,960
	ミニ鉄道使用料	38,394	34,118	34,834
	わんぱく広場施設使用料	634	554	494
	駐車料	786	786	782
	フィールドアスレチック使用料	9,979	7,654	7,445
社会資本整備総合交付金		180,120	48,472	52,670
	グリーンセンター再整備事業交付金	180,120	48,472	52,670
グリーンセンター生産物売払収入		10	26	7
	グリーンセンター生産物売払収入	10	26	7
農業費雑入		3,697	3,838	7,010
	グリーンセンター電気使用料等雑入	3,078	2,129	2,663
	拾得物雑入	4	12	1
	寄託植物管理費雑入	10	10	10
	園芸教室参加費雑入	13	14	8
	出店料雑入	570	635	1,000
	イベント等参加料雑入	21	571	3,329
	共通券販売雑入	-	15	-
	過年度返還金雑入	-	453	-
農業施設等整備事業債		307,200	42,800	85,300
	グリーンセンター再整備事業債	307,200	42,800	85,300
合計		616,714	208,254	257,510

グリーンセンターの歳入の多くは「グリーンセンター使用料」であり、その中心は入園時に収受する入園料である。これに加え、入園料とは別に収受するミニ鉄道使用料も重要な収入源となっており、入園者にとって、ミニ鉄道が非常に人気のアトラクションとなっていることが、歳入面からも見て取れる。

また、グリーンセンターの再整備計画の進捗に伴い、社会資本整備総合交付金（グリーンセンター再整備事業交付金）及び農業施設等整備事業債（グリーンセンター再

整備事業債)も、歳入の中で一定の割合を占める主な財源となっており、国庫補助金と市債により再整備事業の一部が賄われている状況にある。

②歳出の状況

グリーンセンターの歳出の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	決算額	決算額	決算額
1. 報酬	714	1,809	1,714
パートタイム会計年度任用職員報酬	714	1,809	1,714
7. 報償費	158	164	176
講師等報償金	158	164	176
8. 旅費	798	424	194
普通旅費	758	241	30
パートタイム会計年度任用職員費用弁償	41	184	163
10. 需用費	62,513	53,159	63,046
消耗品費	2,834	2,894	3,422
燃料費	11,528	10,122	9,993
印刷製本費	1,325	1,609	1,376
光熱水費	25,836	19,295	21,843
修繕料	16,566	14,561	20,756
医薬材料費	665	946	580
被服費	66	38	33
肥料費	406	393	371
種苗費	3,287	3,302	4,673
11. 役務費	3,930	2,529	3,494
通信運搬費	435	404	396
洗濯代	80	48	-
土地鑑定手数料	199	-	-
浄化槽等検査手数料	100	67	67
廃棄物処理手数料	1,624	1,314	1,170
再商品化等手数料	19	-	-
賠償責任保険料	8	11	13
傷害保険料	5	5	6
ボイラー性能検査手数料	58	25	25

	ばい煙濃度測定手数料	136	106	108
	建築物・設備等点検手数料	1,265	550	550
	キャッシュレス決済手数料	-	-	1,161
12.	委託料	792,834	368,969	349,732
	パンフレット等作成委託料	429	429	420
	廃棄物処理委託料	8,770	519	4,680
	消防設備保守委託料	286	295	316
	看板等製作委託料	317	100	107
	電話交換機等保守委託料	251	251	297
	自動扉保守管理委託料	66	66	66
	浄化槽等清掃管理委託料	1,879	1,579	1,624
	ボイラー保守点検委託料	308	331	319
	遊器具・体育器具保守委託料	975	1,052	1,188
	基本設計委託料	39,380	-	-
	実施設計等委託料	490,112	101,713	57,883
	測量等委託料	4,048	7,040	-
	物件調査委託料	-	12,691	17,270
	警備等委託料	19,910	22,110	22,704
	樹木等管理委託料	48,171	38,011	39,898
	害虫・有害鳥獣駆除委託料	18	-	18
	除草等委託料	-	-	3,025
	清掃委託料	27,994	26,342	28,107
	管理業務委託料	8,411	11,303	11,649
	大集会堂空調設備保守管理委託料	-	-	-
	プロモーション業務委託料	15,488	15,400	4,554
	ホタル飼育委託料	270	-	-
	ホームページ作成委託料	634	634	634
	雨水流出抑制施設維持管理委託料	378	-	-
	案内標識保守点検委託料	795	-	-
	測定分析委託料	10	509	10
	芝生等管理委託料	21,802	20,242	22,109
	機械設備等保守管理委託料	34,673	36,247	39,047
	イベント委託料	1,350	1,332	25,156
	管理運営業務委託料	66,110	69,036	68,653
	建築資材等価格調査委託料	-	1,738	-

13. 使用料及び賃借料		8,474	8,579	4,249
	電子複写機等借上料	227	218	197
	電子計算機等借上料	271	280	280
	自動車借上料	107	214	214
	印刷機械等借上料	38	38	38
	土地等借上料	3	-	-
	発券機等借上料	5,742	5,742	1,436
	器具等借上料	113	113	113
	テレビ聴視料	14	14	12
	建物等借上料	1,960	1,960	1,960
14. 工事請負費		453,269	350,746	216,460
	建設工事費	-	71,940	154,421
	改修工事費	-	67,527	42,128
	補修工事費	11,143	4,995	19,911
	解体工事費	277,775	51,634	-
	撤去工事費	164,351	154,650	-
15. 原材料費		869	675	1,938
	補修用材料費	869	675	1,938
16. 公有財産購入費		61,963	10,270	-
	用地購入費	61,963	10,270	-
17. 備品購入費		-	3,999	10,310
	事業用器具費	-	-	5,711
	遊具等購入費	-	3,999	4,599
18. 負担金・補助及び交付金		215	283	252
	諸会議参加負担金	80	167	147
	日本植物園協会負担金	80	80	80
	電波利用負担金	4	4	4
	日本盆栽協会負担金	12	12	12
	日本ツバキ協会負担金	10	10	10
	園芸文化協会負担金	10	10	-
	日本阜月協会負担金	20	-	-
21. 補償・補てん及び賠償金		53	-	-
	物件補償料	53	-	-
	合 計	1,385,790	801,606	651,563

グリーンセンターの歳出は、主として委託料と工事請負費で構成されている。委託料は、園の維持管理や日常的な運営に係る管理運営業務委託料と、再整備事業に係る実施設計等委託料とに大別される。また、工事請負費の多くは、グリーンセンター再整備事業に関連する工事に係るものである。

③収支の状況

グリーンセンターの運営状況を概括的に把握するため、歳入から国庫補助金（グリーンセンター再整備事業交付金）及び市債（グリーンセンター再整備事業債）を控除し、歳出から再整備事業に係る経費（実施設計等委託料などの委託料及び再整備に係る工事請負費など）を控除した「運営収支」を試算すると、以下のとおりである。

（単位：千円）

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①歳入合計	616,714	208,254	257,510
②再整備事業に係る歳入合計	487,320	91,272	137,970
社会資本整備総合交付金 （グリーンセンター再整備事業交付金）	180,120	48,472	52,670
農業施設等整備事業債 （グリーンセンター再整備事業債）	307,200	42,800	85,300
③再整備事業に係る歳入を除いた歳入（①－②）	129,394	116,982	119,540
④歳出合計	1,385,790	801,606	651,563
⑤再整備事業に係る歳出合計	1,072,431	499,598	300,567
廃棄物処理委託料	8,118	0	4,400
基本設計委託料	39,380	0	0
実施設計等委託料	490,112	101,713	57,883
測量等委託料	4,048	7,040	0
物件調査委託料	0	12,691	17,270
プロモーション業務委託料	15,488	15,400	4,554
建築資材等価格調査委託料	0	1,738	0
建設工事費	0	71,940	154,421
改修工事費	0	67,527	42,128
補修工事費	11,143	4,995	19,911
解体工事費	277,775	51,634	0
撤去工事費	164,351	154,650	0
用地購入費	61,963	10,270	0

物件補償料	53	0	0
⑥再整備事業に係る歳入を除いた歳出（④－⑤）	313,359	302,008	350,997
⑦再整備事業に係るものを除いた収支（③－⑥）	△183,965	△185,026	△231,457

本試算は、グリーンセンターが公園施設として有する憩いの場としての役割、防災拠点としての機能や、緑地の保全、学校学習の場の提供などの公共的な機能を金額で評価したものではなく、施設の運営を施設単体の採算性だけで評価することを意図したものではない。一方で、将来にわたりこれらの機能を安定的に維持していくためには、必要となる経費規模と財源構成を把握した上で、受益と負担の在り方を含めて検討することも重要な視点と考えられる。そのため、ここでは、通常の維持管理・運営に係る収支を概括的に整理した。

概括的な試算ではあるが、通常の維持管理・運営に要する経費に対し、毎年度2億円程度の一般財源による負担を要する構造となっており、その一部は一般財源の投入により賄われている状況にある。収支の改善方策としては、入園者数の増加に向けた取り組みに加え、料金水準や料金体系の在り方を含めた収入面の工夫を検討する余地もある。

なお、川口市立グリーンセンター活性化基本計画においても、管理運営面の強化に関する方針として、「将来に渡って持続可能な運営をしていくために、利用動向や社会的ニーズを十分に捉えつつ、適切な範囲で入園料及び使用料、駐車場料金や新設遊具などの施設利用料の見直し・導入を検討し、有料化を図り収益性を高めることによって質の良いサービスを提供し、経営の安定化を図る」ことが掲げられている。

市によれば、本年度に市内各施設が「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき条例改正を行っているが、グリーンセンターにおいては現在、再整備工事に伴い園内の一部施設が閉鎖されるなどサービス水準が一時的に低下していることから、料金改定は行っておらず、再整備完了後に、こうした基本計画の方針も踏まえつつ、適正な料金水準や料金体系に改正する考えであるとのことであった。

（意見1－24）入園料などの料金体系の見直しについて

現行の入園料水準（一般大人310円など）は、市民が日常的に気軽に来園できることを可能にし、グリーンセンターが身近な憩いの場として親しまれていることに大きく寄与している。また、グリーンセンターは、公園施設として有する憩いの場としての役割に加えて、防災拠点としての機能や、緑地の保全、学校学習の場の提供などの役割も担う公共性の高い施設である。

このような多面的な機能を将来にわたり維持していくため、再整備後にそれらにかかった費用や今後かかるランニングコストを踏まえ利用者負担の在り方を含めた適正な料金水準や料金体系については、中長期的な視点から検討していく必要がある。

川口市立グリーンセンター活性化基本計画においても、持続可能な運営を図るため、入園料・使用料、駐車場料金や施設利用料の見直し・導入を含めた管理運営面の強化が掲げられていることを踏まえると、利用者負担の増加や子育て世帯をはじめとする市民の利用しやすさへの影響に十分配慮しながら、施設の価値に見合った適正な料金水準や料金体系（季節別・時間帯別の設定、減免措置の在り方などを含む）について、中長期的な視点から検討を進めることは、将来世代にわたってこの優れた施設を良好な状態で引き継ぐために重要である。再整備後の料金の在り方については、検討委員会などにおいて充分議論し、方向性を検討することが望まれる。

（４）グリーンセンターの園芸技術継承について

グリーンセンターにおける植物管理は、主として造園系の技術職員が担っているが、年齢層は４０～５０代が中心で、ベテラン層に偏っている状況にある。また、グリーンセンターは市役所内の一組織であることから、今後の人事異動や退職により、専門的な職員が不足する可能性があることが課題として認識されている。

このような状況を踏まえ、組織として技術の継承に必要な人員体制の確保に努めているものの、全庁的な人員配置の中で専門性を有する人材を継続的に確保することは必ずしも容易ではなく、造園系の職員が異動し、事務職員が後任として配置される場合もあるなど、専門性の維持に課題が生じ得る状況にある。

こうした中で、特に技術継承が必要とされる植物であるサクラソウ、ツバキ、洋ラン（カトレア）などについては、複数の職員が栽培に携わる体制をとっている。具体的には、ベテラン職員と新任担当者がコンビを組んで作業に当たることや、数年ごとに担当エリアを入れ替えることにより、特定の個人にノウハウが偏在しないよう配慮しつつ、日常業務を通じたＯＪＴ型の技術伝承が行われている。

こうした取り組みにより一定程度の技術継承は図られているものの、専門職の高齢化が進む中で、今後の担い手をどのように育成し、知見を組織として維持していくかは依然として重要な課題となっている。現在も、市として対応が難しい業務については外部委託を行っており、専門的な園芸技術については民間事業者のノウハウやマニュアルを活用して業務を担ってもらうことなど、民間活用の在り方が検討されている。また、サクラソウにおいては栽培管理やイベント補助などでボランティアも活動しており、市職員を補完する人的資源として一定の役割を果たしている。

（意見１－２５）園芸技術の継承に向けた人的体制の整備について

グリーンセンターにおける植物管理については、植物栽培に精通した技術系職員が４０～５０代のベテラン層に偏っており、今後の人事異動や退職により、専門的な園芸技術を有する職員が不足するおそれがあることが課題として認識されている。サクラソウ、ツバキ、洋ラン（カトレア）などの栽培については、複数職員によるＯＪＴ

を通じた技術継承が行われているものの、専門職の高齢化が進む中で、今後の担い手をどのように育成し、知見を組織として維持していくかについては、中長期的な視点に立った検討が必要である。

グリーンセンターが有する優れた園芸技術と魅力を将来にわたり引き継いでいくためには、まず、市としてどのような技術・業務を内部で保持すべきか、どの部分を民間事業者やボランティアに委ねていくのかについて整理し、園芸技術の継承に向けた人的体制の基本方針を明確にすることが重要である。

その上で、育成計画の整備、作業マニュアルや技術ノウハウの文書化・共有、民間事業者の専門性の活用、ボランティアとの役割分担などを組み合わせた仕組みを検討し、中長期的な視点から継続的に技術が継承される体制の構築に取り組むことが望まれる。

(5) 遊具施設を含む安全管理体制

グリーンセンターには、フィールドアスレチックや大型複合遊具、展望スベリ台、ミニ鉄道などの遊具施設が設置されており、いずれも子どもを中心とした来園者に人気の高い施設となっている一方で、転倒・転落などの事故リスクを内包している。

このため、これらの施設については、監視員や運行受託者による日常点検に加え、都市公園法施行規則第3条の2に基づき、専門知識を有する点検技術者（公園施設点検管理士・公園施設点検技士）による定期点検を実施している。点検頻度は、フィールドアスレチックについて年1回、大型複合遊具・展望スベリ台・ミニ鉄道について年2回とされており、日本公園施設業協会の基準を準用した点検が行われている。

定期点検により把握された不具合や劣化の状況については、危険性（ハザードの大きさ）や使用頻度に加え、遊具付近に配置された監視員による利用者への声掛け・注意喚起の有無なども勘案して優先度を判断し、遊具の修繕方針を決定している。重大な事故につながるおそれがある箇所や、監視員の見守りでは十分にリスクを低減できないと判断される箇所については、当該遊具の一部又は全部を一時的に利用禁止とし、立入防止措置や注意喚起表示を行ったうえで、予算措置を講じて修繕・改修工事を実施している。

令和4年度から6年度にかけては、展望スベリ台の階段手摺などの腐食、複合遊具のロープネットの破損、ローラーすべり台のローラー劣化などが定期点検において指摘され、利用者の安全面を最優先にしつつ、職員による応急措置や一時的な利用制限を行いながら、財源の確保状況に応じて順次修繕や工事を実施している。

なお、令和7年12月完了の複合遊具改修工事及び令和8年3月完了予定のミニ鉄道踏切工事により、これまでの定期点検において指摘されていた著しい劣化や不具合などについては、一通り解消される状況となっている。

(意見1-26) 遊具施設の安全管理体制の継続的な強化について

遊具施設については、監視員や運行受託者による日常点検に加え、専門技術者による年1回以上の定期点検が行われており、その結果に基づき危険度や使用頻度を踏まえて修繕の優先順位を判断するなど、安全管理体制が構築されている。

もともと、遊具施設は利用者、とりわけ子どもが直接利用する設備であり、いったん重大事故が発生した場合の影響が大きいことから、施設の老朽化の進行や利用形態の変化を踏まえた安全管理体制については、これまでどおり不断の見直しを継続することが重要である。

また、引き続き、監視員による見守りや危険な遊び方への注意喚起と、必要に応じた一時的な利用制限・遊具の更新などを適切に組み合わせることにより、子どもを中心とした来園者に人気の高い遊具施設を、安全に利用できる環境を継続的に確保していくことが重要である。

今後も、日本公園施設業協会の基準を準用した定期点検と監視員による日常点検を適切に組み合わせるとともに、定期点検の結果を踏まえて中長期的な更新・改修計画を検討するなど、予算措置と一体となったリスクベースの安全管理に取り組むことが望まれる。

8. 公営競技事務所（小型自動車競走事業特別会計）について

(1) 我が国の公営競技の現状

①はじめに

我が国の公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）は、国または地方公共団体が実施主体となり、売上の一部を公共施策に充当する仕組みとなっている。近年はインターネット投票の普及などにより市場規模が拡大傾向にあり、地方財政においても重要な自主財源の一つとなっている。

②公営競技の近年の動向について

公益財団法人日本生産性本部が、令和6年10月に発行した「レジャー白書2024」によると、公営競技（中央競馬、地方競馬、競輪、ボートレース、オートレース）の売上げは、令和5年（2023年）は前年比0.6%増加し、12年連続プラス成長であると報告している。コロナ禍による巣ごもり需要の恩恵を受けて好調であった公営競技は、令和5年（2023年）5月に新型コロナウイルス感染症が5類になったことで人々が徐々に外出するようになり、伸び率は大幅に落ちたものの前期比プラスを維持したとしている。

近年、公営競技全体の売上は回復傾向にある。特に令和5年度以降は、インターネット投票の利用増により、コロナ禍においても売上が増加した。中央競馬および地方競馬は過去最高水準に達し、競輪・ボートレースなども堅調に推移している。参加形態としては、従来の場合外・場内での投票に加え、スマートフォンなどを活用したオンライン投票の普及が顕著であり、若年層やライト層の参加を促す要因となっている。これにより、競技場に来場しなくても参加可能となり、レジャーとしての競技参加の裾野が広がっている。

オートレースのレースの売上げは、前年比1.9%増加したが、これは、インターネット投票のうち、民間ポータルサイト（W I N T I C K E T）や重賞式賭け式の販売が大きく伸びたとされている。

「レジャー白書2024」は、娯楽部門の市場の推移を調査しており、そのうち、いわゆるギャンブル（レジャー白書での用語を使用している。以下同じ）に関して2019年から2023年の5年間の市場規模を示すと以下のとおりである。

（暦年、億円、%）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	23/22
ギャンブル						
中央競馬	28,820	30,000	31,170	32,740	32,960	0.7
地方競馬	6,740	8,630	9,650	10,650	10,730	0.8
競輪	6,730	6,810	9,200	10,800	11,460	6.1
ボートレース	15,340	19,010	23,300	24,430	23,940	▲2.0

オートレース	750	860	1,020	1,060	1,080	1.9
宝くじ	7,930	8,160	8,130	8,320	8,090	▲2.8
スポーツ振興くじ	1,020	900	1,120	1,140	1,140	0.0
計	67,330	74,370	83,590	89,140	89,400	0.3

(公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書 2024」より抜粋、一部加筆)

2023年においては、ギャンブル市場の内訳を見ると、中央競馬が全体の36.9%を占め、次いでオートレースが26.8%、地方競馬及び競輪がそれぞれ12.0～13.0%となっている。一方、オートレースは市場規模が最も小さく、構成比はわずか1.2%にとどまっている。娯楽部門全体においても市場規模は小さく、川口オートレース場の業容拡大は厳しい状況にある。

③収益構造と財政への寄与

公営競技の売上げは、払戻金及び運営経費を除き、収益金として地方公共団体へ還元される。これらは、自治体にとって貴重な自主財源として、福祉、教育、地域振興などの施策に活用されている。また、公営競技を所管する特別会計では、収益変動に備えるための基金などを設けている。収益の剰余金は基金に積み立てられ、将来の赤字補填や施設整備などに用いられる。市場の変動が大きい公営競技では、安定運営のため基金の確保が重要となる。

④現状の課題

(ア) ギャンブル等依存症対策

公営競技はギャンブル性を有することから、依存症対策が不可欠である。国・自治体・主催団体は、本人申告による入場制限、相談窓口の整備、広報啓発の強化などを行っているが、今後も継続的な取組が求められる。

(イ) 参加者層の偏り

オンライン化により参加者は増えているものの、依然として中高年層が中心であり、若年層・女性層の定着には課題がある。エンターテインメント性やスポーツ観戦価値を高め、多様な層の参加を促す必要がある。

(ウ) 収益の安定性

公営競技の売上げは景気動向や社会情勢に大きく左右され、年による変動幅が大きい。安定的な事業運営のためには、投票環境の改善やファン層の拡大、適切な基金の確保が重要となる。

(2) 我が国の小型自動車競走事業（オートレース事業）の現状

オートレースは、小型自動車競走法を法的根拠とする公営競技であり、その開催主体は地方公共団体である。参画選手は、公益財団法人 J K A が実施する資格検定に合格し、登録を受けた者に限られる。J K A は競輪・オートレース事業の振興法人として指定されており、公正かつ円滑な競走の実施と事業全体の運営を担っている。

また、オートレースによって得られた収益は、小型自動車競走法に基づき、地域振興、機械工業振興、スポーツ振興など、「公益の増進」を目的とした事業や補助金に充当される仕組みとなっている。

現在、オートレースの競走場は、川口（埼玉）、伊勢崎（群馬）、浜松（静岡）、飯塚（福岡）、山陽（山口）の5場のみであり、公営競技の中で最も少ない。レース場が少ないことに加え、レース場がある地域が限定されていることから、競技としての認知度が低く、安定的な集客確保には一定の課題があった。

なお、オートレース場は以下の一覧表のとおりである。

<オートレース場一覧>

東日本（関東・東海）	川口オートレース場（埼玉県川口市） 伊勢崎オートレース場（群馬県伊勢崎市） 浜松オートレース場（静岡県浜松市中央区）
西日本（中国・九州）	山陽オートレース場（山口県山陽小野田市） 飯塚オートレース場（福岡県飯塚市）
閉鎖されたオートレース場	
船橋オートレース場（千葉県船橋市）	
大井オートレース場（東京都品川区）	
長居オートレース場（大阪府大阪市東住吉区）	
園田オートレース場（兵庫県尼崎市）	
甲子園オートレース場（兵庫県西宮市）	
柳井オートレース場（山口県玖珂郡柳井町 ※現在の柳井市）	

しかし、近年は実際の競走場での観戦に加え、オンライン投票やインターネット中継など、競走場に足を運ばなくても楽しめるサービスが拡充している。こうした取組により、オートレース事業は 2020 年代に入ってから売上げが回復傾向となり、年間 1,000 億円台の市場規模を維持する安定的な産業となっている。

2023 年の総売上高は 1,080 億円で、前年から約 1.9% 増加し、3 年連続で 1,000 億円超となるなど、売上げは堅調に推移している。また、オートレースでは、年間を通じて複数のグレードレース（G I・S G など）が開催されており、これらは事業全体の中心的なコンテンツとして、ファンの支持を集めている。

一方で、施設の老朽化、運営体制の硬直化、来場者層の偏り、新規娯楽・ギャンブ

ルとの競争など、持続的な事業運営に向けた課題も依然として多い。今後は、オンライン投票のさらなる利便性向上、観戦スタイルの多様化への対応、若年層を含むファン層の拡大、施設の近代化など、多面的な取組が求められる。

地方公共団体及び主催者にとっては、安定した財源としての役割に加え、地域振興や社会還元の観点からも、制度の適切な運営と改革の両立が重要な課題となっている。

(3) 川口オートレース場の沿革

年 月	沿 革
昭和 25年 5月	小型自動車競走法（法律第 208 号）が制定、公布される
6月	埼玉県小型自動車競走会設立
	埼玉県議会において県がオートレース開催を議決
10月	埼玉県議会において川口市芝川公園予定地にオートレース場設置を議決
26年 8月	埼玉県小型自動車競走施行条例公布施行
27年 2月	川口オートレース場開設 埼玉県営第 1 回川口オートレース開催
29年 6月	川口オートレース場施設を川口市が完全取得
30年 1月	川口市営第 1 回川口オートレース開催
51年 3月	入場券発売所改築、機械発売化
55年 8月	投票券機械発売化（203 窓）
平成 9年 9月	C S 放送開始
10年 4月	8 車 8 枠投票制度及びマークカード方式による発売始まる
17年 9月	東日本小型自動車競走会設立
20年 4月	埼玉県がオートレース事業撤退、川口市の単独開催となる 競輪振興法人と小型自動車振興法人が統合され財団法人 J K A 発足
25年 4月	本場開催入場料無料化 民間ポータルサイト開設
26年 8月	千葉県及び船橋市が平成 27 年度末の船橋場撤退を発表
27年 9月	川口オート初ナイター（仮設）開催
令和 2年 1月	2 号館・5 号館利用停止
2月	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により本場開催を無観客 場外発売の中止（該当期間：R2 3/4～7/9、R3 1/7～3/21）
10月	川口ナイトレース（無観客・7 車立て・8 レース制）開始
4年 6月	5 号館改修工事開始（～R7 11/30）
5年 4月	川口オートレース場に「キャッシュレス投票所」オープン

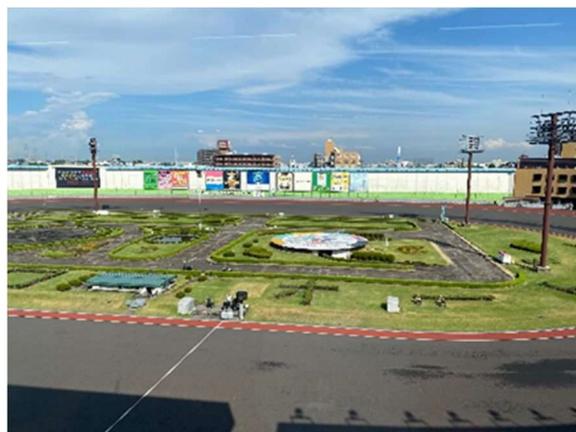
(4) 川口オートレース場の概要

① 施行者及び施設の所有

川口市



【川口オートレース場上空写真】



【競走路の様子】

② 施設概要

・ 競走会地区

建築年月 平成11年2月

構造 地上7階地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造

延床面積 20,041 m²

一般席 イベントホール：321席 収容700人

・ 1号館

建築年月 平成2年7月 → 平成27年12月改修（ホールショット）

構造 地上5階地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造

延床面積 11,032 m²

一般席 スタンド席：830席（うち女性専用席：48席）

指定席 第1特別指定席：436席 → 261席（ホールショット）

その他 レディースルーム：約30名

・ 2号館 ※令和2年1月6日より利用停止中

建築年月 昭和43年7月

構造 地上6階 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

延床面積 10,845 m² → 7,985 m²

（審判棟新築工事に伴う一部解体）

一般席 スタンド席：2,973席 → 2,318席

（審判棟新築工事に伴う一部解体）

指定席 第2特別指定席：126席

・オートピア

建築年月 昭和61年3月
構 造 地上6階地下1階 鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積 9,549 m²
一 般 席 スタンド席：1,032席
指 定 席 第5特別指定席：696席
そ の 他 レディースルーム：約30名

・北観覧広場

建築年月 令和7年5月
構 造 鉄筋コンクリート造
延床面積 2,679 m² (観覧広場 1,906 m²、通路 773 m²)

・旧センター発売所 ※令和2年1月14日より利用停止中

建築年月 昭和43年12月
構 造 地上2階地下1階 鉄筋コンクリート造
延床面積 907 m²

・旧総合案内所棟

建築年月 昭和61年3月
構 造 地上3階地下1階 鉄筋コンクリート造
延床面積 338 m²

・自警本部

建築年月 昭和52年3月
構 造 地上3階 鉄筋コンクリート造
延床面積 724 m²

・競走路

改修工事

平成13年度 全面改修 453,600,000円
平成18年度 オーバーレイ 178,500,000円
平成24年度 オーバーレイ 192,370,500円
令和4年度 全面改修 451,000,000円

・駐車場

第1駐車場 36台
(うちロイヤル会員用 19台)
(うちホールショット会員用 10台)
(うち身障者用 6台)
(うちバス用 1台)
第1-1駐車場 47台

第2駐車場	106台
第2-1駐車場	21台
第2-2駐車場	44台
第3駐車場	596台
第5駐車場	106台（1階57台・2階49台）
第6駐車場	94台
第7駐車場	20台（関係者用）
第8駐車場	20台（関係者用）
第9駐車場	24台
第10駐車場	28台（関係者用）
第11駐車場	58台
合計	客用 1,131台（うち身障者用6台）
	バス用 1台
	関係者用 68台

③レース実施状況及び販売チャネル別の売上高（令和6年度）

開催日数	155日	
総車券売上額	26,520,195,600円	（電話・ネット投票売上及び場外売上含む）
1日平均売上高	171,098,036円	
入場者数	286,032人	
1日平均入場人員	2,531人	（無観客で行われるナイトレースを除いて算出）

令和6年度の開催日数は155日で、前年の146日から9日増加した。総車券売上額は前年比104.2%となり、増加傾向にある。販売チャネル別の内訳は以下のとおりである。

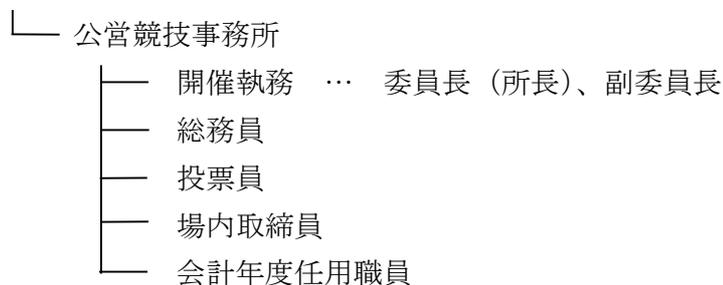
販売チャネル	売上額（百万円）	構成比	前年比
本場売上額 （オートレース場）	3,269	12.3%	94.3%
電話・ネット投票 （JP投票・民間ポータル）	19,963	75.2%	109.7%
場外販売 （他場レースの販売）	3,287	12.4%	86.8%
合計	26,520	100%	104.2%

前年と比較すると、電話・インターネット投票による売上げは増加しており、特に民間ポータルサイトの売上げは前年比113.3%と唯一の増加となっている。他場でも同様の傾向が見られる。

(5) 組織図及び人員数の推移

川口市経済部公営競技事務所の職員の組織図を示すと以下のとおりである。

川口市経済部



職員数および会計年度任用職員数の推移は、以下のとおりである。

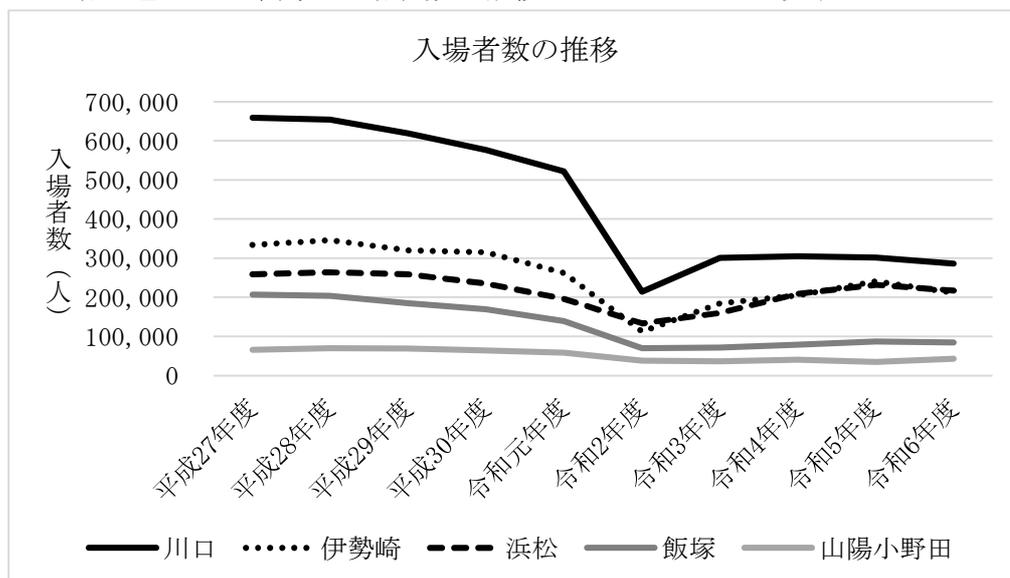
	令和4年 4月現在	令和5年 4月現在	令和6年 4月現在
職員数	17人	17人	17人
会計年度任用職員	92人	86人	80人
合計	109人	103人	97人

(注)「会計年度任用職員」には、公営競技事務所の直接雇用者含む。

職員数については近年において変動はない一方で、会計年度任用職員数は年々減少している。会計年度任用職員とは、地方自治体が会計年度ごとに任用する職員であり、主に車券の発売補助や場内の警備、清掃などの業務に従事している。年齢はおおむね50代から60代が中心である。近年は、警備体制の見直しなどの業務合理化の推進に伴い、任用職員の人数は減少傾向にある。

(6) 入場者数の推移

5場の過去10年間の入場者数の推移を示したグラフは以下のとおりである。



川口市は、他のレース場が所在する地域と比べ人口が多く、駅からレース場へのアクセスも良好であったことから、かつては他場と比較して入場者数が圧倒的に多かった。しかし、ファン層の高齢化や地域産業構造の変化などの影響により入場者数は徐々に減少し、コロナ禍を境にさらに急激な落ち込みを見せた。令和3年度には一時的な回復が見られたものの、コロナ前の水準には遠く及ばず、令和4年度以降は年間30万人前後で推移している。

入場者数は5場の中で依然としてトップにあるものの、令和6年度の入場者数は286,032人にとどまり、平成27年度の659,144人と比べると半分以下の水準であり、他の4場との差もかつてほど大きくはない。

ネット投票の普及により収益自体は増加傾向にある一方、入場者数は依然として低迷している。公営競技事務所では、長期的なファン層を確保するためには入場者数の増加に向けた取組が重要であるとの認識のもと、グレードレース開催時に有名人を招いたラジオの公開収録や、ファミリー層向けの移動動物園の実施など、レース場敷地を活用した様々な施策を行っている。

(7) 小型自動車競走事業特別会計の歳入歳出の推移 (最近10年間)

①平成27年度～令和元年度

(単位：百万円)

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
競走開催収入	18,442	19,569	19,682	20,321	20,259
施設収入	1,184	1,170	1,086	1,030	848
財産収入	41	33	26	30	31
繰入金	—	—	—	—	904
繰越金	677	525	315	206	149
諸収入	0	—	—	—	—
歳入合計	20,346	21,297	21,111	21,589	22,192
管理費	666	707	741	765	811
競走関係費	18,909	19,915	19,946	20,438	20,230
施設整備費	44	59	117	135	763
繰出金	200	300	100	100	—
歳出合計	19,820	20,982	20,905	21,440	21,806
歳入歳出差引残額	525	315	206	149	386

②令和2年度～令和6年度

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
競走開催収入	24,672	25,783	25,426	25,661	26,703
施設収入	583	605	581	650	628
国庫支出金	—	—	—	51	—
財産収入	27	28	29	26	27
繰入金	491	25	1,796	581	281
繰越金	386	587	285	263	423
諸収入	—	—	—	—	0
市債	—	—	559	482	482
歳入合計	26,161	27,030	28,678	27,716	28,546
管理費	782	1,011	937	751	672
競走関係費	24,120	25,323	25,095	25,557	26,439
施設整備費	670	409	2,381	926	1,009
公債費	—	—	—	56	107
繰出金	—	—	—	—	—
歳出合計	25,573	26,744	28,414	27,293	28,228
歳入歳出差引残額	587	285	263	423	317

(注) 平成27年度から平成30年度までの繰出金は、一般会計への繰出金である。
一般会計においては、歳入として会計処理されている。

また、令和2年度から令和6年度の各年度の歳入歳出について、「事業活動による歳入歳出」、「投資活動による歳入歳出」、「財務活動による歳入歳出」に区分して示すと以下のとおりとなる。なお、それぞれの歳入歳出の区分の内容は、便宜的に以下のとおりとしている。

「事業活動による歳入歳出」…競走開催収入、施設収入、財産収入、競走関係費、
管理費等経常的に発生する歳入歳出

「投資活動による歳入歳出」…施設整備費、基金取崩額、基金積立額等投資に係る歳入歳出

「財務活動による歳入歳出」…市債発行額、公債費等財務に係る歳入歳出

なお、小型自動車競走事業特別会計の歳入歳出の推移（直近10年間）において、管理費に含まれている基金積立額は、当表においては、投資活動による歳入歳出における基金積立額として処理している。

(単位：百万円)

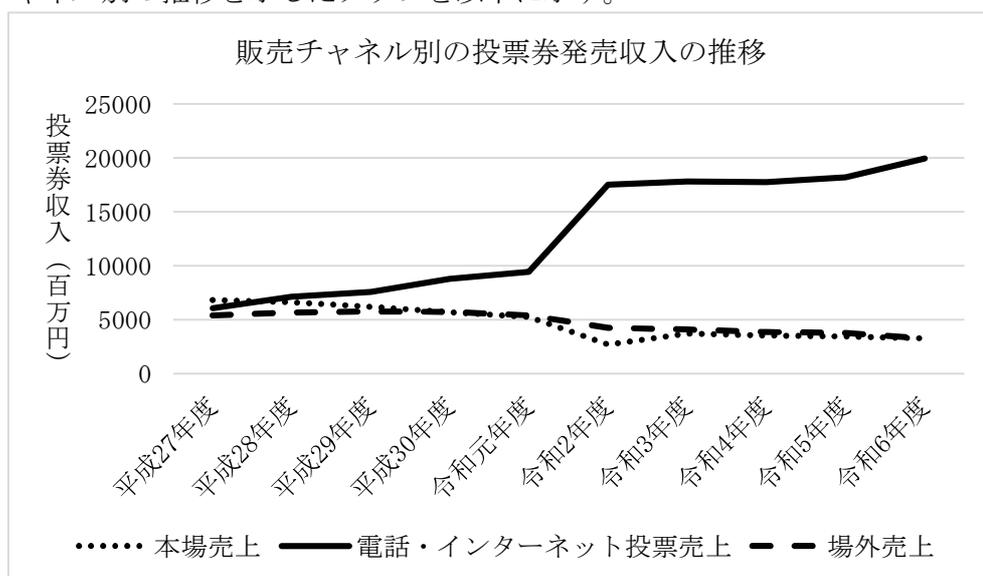
科目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	5事業年度 合計
競走開催収入	24,672	25,783	25,426	25,661	26,703	128,247
施設収入	583	605	581	650	628	3,048
財産収入	27	28	29	26	27	139
諸収入	—	—	—	—	0	0
管理費	△682	△711	△837	△751	△672	△3,656
競走関係費	△24,120	△25,323	△25,095	△25,557	△26,439	△126,535
事業活動による 歳入歳出額①	480	382	104	28	246	1,242
国庫支出金	—	—	—	51	—	51
施設整備費	△670	△409	△2,381	△926	△1,009	△5,398
基金取崩額	491	25	1,796	581	281	3,176
基金積立額	△100	△300	△100	—	—	△500
投資活動による 歳入歳出額②	△279	△684	△685	△293	△727	△2,670
市債発行額	—	—	559	482	482	1,523
公債費	—	—	—	△56	△107	△164

財務活動による 歳入歳出額③	—	—	559	425	374	1,359
当年度歳入歳出額 (①+②+③)	200	△301	△21	159	△105	△68
前年度繰越金	386	587	285	263	423	1,944
次年度繰越金	587	285	263	423	317	1,875

上記のとおり、直近5年度における投資活動による歳入歳出は、施設整備費が5,398百万円に上っているが、当該金額を事業活動による歳入歳出のみで賄うことができず、基金の取崩し3,176百万円及び市債の発行1,523百万円等を充当している。今後、施設の老朽化に伴い改修工事を実施するにあたっては、直近5年度と同様に、基金の取崩しや市債の発行が必要となることが推察される。

③販売チャネル別の投票券発売収入の推移

競走開催収入の大部分は投票券発売収入が占めており、その過去10年間の販売チャネル別の推移を示したグラフを以下に示す。



近年、本場売上および場外売上は緩やかに減少傾向にあった一方で、電話・インターネット投票による売上げは増加基調で推移してきた。コロナ禍を契機として電話・インターネット投票が急増し、令和2年度以降はその比率が売上げ全体の約70%を占めるまでに拡大している（以前は50%未満）。

入場者数が減少する中であっても、電話・インターネット投票の普及が売上げ増加に大きく寄与していることがうかがえる。

(意見 1－27) 川口市民の利用状況の把握について

オートレース場の利用者について、現在、川口市民と市外利用者の人数を区分して把握できていない。特別会計において利益が生じ、その利益が一般会計へ繰り入れられるなど、川口市の財政に寄与しているのであれば問題はないが、十分な貢献ができていない場合には、オートレース事業が娯楽提供事業としてどの程度市民生活に資するものとなっているのかを確認する必要がある。

特に近年はネット投票の利用が拡大しており、市外利用者の割合が高くなっていることも想定される。その場合、実質的には「川口市が他市民の娯楽の場を提供しているだけ」という状況になり得る。このため、入場者及びネット投票利用者について、サンプル調査等により川口市民の利用割合を把握することが望ましい。

ただし、当該事業から十分な利益が得られ、その利益が一般会計に繰り入れられるなど、市の財政に明確に貢献している場合には、この限りではない。

(意見 1－28) 入場者数の増加に向けた取組について

近年はネット投票の利用拡大により売上げ自体は増加傾向にあるものの、現状では十分な利益を生み出しているとは言い難い。さらに、入場者数の減少傾向が続いている状況を踏まえると、事業としては実質的に「市がインターネット上の賭け事の場を提供している」ととどまっており、一般会計への貢献が限定的である現状からは、事業の存続意義が問われる可能性がある。

そのため、入場者数の増加に向けた取組を引き続き強化していく必要がある。オートレース業界全体で様々な施策を検討しているとのことであるが、例えば、市民に対して「どのようなイベントであれば来場したいと思うか」「どのような企画であれば関心が高まるか」などのアンケートや聞き取り調査を実施し、そのニーズを踏まえた施策を検討することも有効と考えられる。

(意見 1－29) 収支改善への取組について

上表のとおり、直近5事業年度の収支を見ると、単純収支は、直近5事業年度うち、3事業年度において歳出超過となっている。また、同期間に実施したオートレース場施設の改修工事により、後述するとおり基金残高は40億円から6億円に減少しており、歳出超過を基金の取崩しによって補填することも困難な状況にある。

さらに、設備の老朽化により令和2年1月から利用停止となっている2号館の改修工事を始め、老朽化した設備の改修を今後も進めていく必要がある。加えて、4年間に発行した市債2,005百万円の償還に伴う公債費の負担も生じている。

このような状況の中においても、一般会計への繰出しを再開するためには、収入増加に向けた施策及びコスト削減に向けての施策を早急に講じていくことが必要である。

(8) 小型自動車競走事業特別会計の予算・決算実績（直近3年間）及び今後の収支見込み

① 予算・決算実績

川口市小型自動車競走事業特別会計の令和4年度から令和6年度の歳入歳出予算及び決算実績は以下のとおりである。

<歳入>

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
競走開催収入						
勝車投票券発売収入	26,539	25,350	26,570	25,545	27,179	26,588
勝車投票等事故収入	0	0	0	0	0	0
雑入	92	75	145	115	138	114
施設収入						
競走場等使用料	756	571	704	636	676	613
土地使用料	0	0	0	1	3	3
事務所使用料	6	6	6	6	6	6
雑入	5	3	5	5	6	4
国庫補助金	—	—	51	51	—	—
財産収入						
施設等貸付収入	17	27	17	25	19	26
基金利子	5	1	2	0	2	1
基金繰入金	1,801	1,796	582	581	281	281
前年度繰越金	350	285	263	263	423	423
諸収入						
市預金利子	—	—	—	—	0	0
市債						
公営競技施設整備事業債	668	559	482	482	482	482
歳入合計	30,244	28,678	28,833	27,716	29,220	28,546

<歳出>

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
管理費						
一般管理費	168	160	160	156	154	150
施設管理費	746	675	673	594	652	520
基金積立金	105	101	2	0	2	1
競走開催費	26,461	25,095	26,982	25,557	27,274	26,439
施設整備費	2,753	2,381	934	926	1,019	1,009
公債費	—	—	70	56	107	107
予備費	10	—	10	—	10	—
歳出合計	30,244	28,414	28,833	27,293	29,220	28,228

<歳入歳出差額>

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入歳出差額	263	423	317

過去3年間の歳入歳出差額はいずれもプラスとなっているものの、歳入には、基金からの繰入金や市債の発行による収入も含まれている。そのため、この差額が公営競技事業における純粋な収支を示しているとは必ずしも言えず、競技開催に関連する収支を純粋に捉える観点からの分析が必要である。

②競技開催に関連する純粋な収支

歳入のうち「競走開催収入」「施設収入」「財産収入」の合計額から、歳出のうち「管理費（基金積立金を除く）」「競走開催費」「施設整備費」の合計額を控除することで、公営競技事業における年度ごとの純粋な収支を算定できると考えられる。これを表にまとめると、年度ごとの状況は次のとおりである。

<公営競技事業における年度ごとの収支>

(単位：百万円)

年度	歳入合計(*1)	歳出合計(*2)	純粋な収支
令和4年度	26,037	28,312	△2,275
令和5年度	26,337	27,235	△897
令和6年度	27,359	28,120	△761

(*1) 歳出合計＝「競走開催収入」＋「施設収入」＋「財産収入」

(*2) 歳出合計＝「管理費（基金積立額を除く）」＋「競走開催費」＋「施設整備費」

歳入は増加傾向にあるものの、令和4年度から開始されたレース場5号館等の改修

工事の影響により、施設整備費が大きく膨らみ、純粋な収支としては3年連続でマイナスとなっている。このため、基金の取崩しや市債の発行により工事費を賄っている状況である。当該工事は令和7年12月に完了しており、現在のところ大きな改修工事の予定はない。

③令和7年度以降の収支見込み

令和7年度以降の収支見込みは以下のとおりである。

(単位：百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歳入合計	27,774	27,363	27,363	27,363	27,363
歳出合計	27,456	27,045	27,045	27,045	27,045
翌年度繰越金	317	317	317	317	317

令和7年度については、レース日程の見直しによる増収に加え、委託先の見直しや業務の効率化等による経費削減が見込まれることから、収支はプラスとなる見通しである。また、大規模修繕等の予定もないことから、公営競技事業における純粋な収支についてもプラスが見込まれる。令和8年度以降も同程度の収支が見込まれており、令和8年度以降からは一般会計への繰入れも再開される予定である。

(意見1-30) 一般会計への貢献

令和元年度以降、一般会計への繰入れは行われていない。公営競技事業は、市財政への貢献も目的の一つであることから、当該事業において利益を確保し、一般会計へ繰入れを行うことが望まれる。

オートレース場の存在意義には、公益財団法人JKAへの交付金納付を通じた福祉への貢献や、レース場における雇用創出といった側面があるが、一般会計への貢献もまた重要な目的の一つである。これが果たされなければ、事業そのものの存在意義が問われる可能性がある。

令和8年度から一般会計への繰入れ再開が見込まれているものの、基金の積立てや市債の返済を考慮すると、その実現は容易ではないと考えられる。今後も、収益の増加及び経費削減に向けた取組について、継続的に検討していく必要がある。

(意見1-31) 設備投資計画の作成

現状、将来の設備投資計画は作成されていない。特に、レース場2号館については、耐震性の問題により令和2年に閉鎖されて以降、具体的な改修方針や建て替えの見通しが示されていない状況である。閉鎖が長期化すると、施設の老朽化がさらに進行し、

将来的に改修・解体に要する費用が増大するおそれがあるほか、本来想定されていた機能が利用できないことにより、利用者サービスの低下や収益機会の損失にもつながり得る。また、走路については十数年ごとに定期的な大規模修繕が必要となるため、時期や費用を見据えた長期的な資金計画を立てておくことが不可欠である。

これらを踏まえると、主要施設の更新時期や必要な財源をあらかじめ整理した設備投資計画を策定することで、事業の将来見通しを明確にし、安定した事業運営につなげることができると思う。

④令和7年度における本場開催および場外開催別の収支

令和7年度4月から10月までの期間における開催区分ごとの月次収支は、次のとおりである。

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月
本場開催	115,436	45,348	16,852	8,805	12,883
場外開催	△26,377	△27,980	△35,190	△38,342	△67,945

	9月	10月	合計
本場開催	△64,791	2,066	136,601
場外開催	△55,608	—	△251,446

本場開催については、一部の月で収支がマイナスとなるものの、概ね黒字で推移している。一方、場外開催（他場レースを川口オートレース場で販売し、その売上げの一部が川口オートレース場の収益となる仕組み）については、すべての月で収支が赤字となっている。かつて川口オートレース場の入場者数が他場を大きく上回っていた時期には、他場レースを販売することにより他場の収益に貢献し、業界全体の活性化にも寄与していた。しかし、現在では、川口オートレース場の入場者数も低迷しており、開催に伴うコストのみが増加することで負担が大きくなっているのが実情である。

この状況を踏まえ、公営競技事務所としては収支改善策の一環として、苦渋の判断ではあるものの、場外開催の取りやめを検討すべき選択肢の一つと認識している。

(意見1-32) 場外販売の在り方の見直しについて

近年、入場者数の減少により、場外販売に係る経費が回収しにくく、収支の安定性に課題が生じている。一方で、川口オートレース場も自場レースを他場で販売してもらうことで一定の収益を得ており、相互に場外販売を行う仕組みは、業界全体の運営を支える重要な役割を果たしている。

しかし、現在の入場状況や経費構造を踏まえると、従来と同じ形で場外販売を継続することが必ずしも最適とはいえず、収支改善および持続可能な運営の観点から、今後の在り方について検討する必要があると考えられる。他場との連携を維持しつつ、関係性や業界全体のバランスに配慮したうえで、より負担の少ない形態を模索することが望ましい。

(9) 川口市公営競技事業運営基金の推移

①川口市公営競技事業運営基金の概要

川口市公営競技事業運営基金は、川口市公営競技事業運営基金条例において、川口市の行う小型自動車競走事業の円滑な運営に資するため設置されたものである。

基金として積み立てる額は、川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出予算で定められ、基金に属する現金は、金融機関への預金、川口市土地開発公社への貸付けその他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされており、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとされている。

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その一部を処分することができる。

- (ア) 小型自動車競走事業の運営に要する経費の財源が不足する場合において、当該不足額を補填するための財源に充てる場合
- (イ) 川口小型自動車競走場の施設整備に要する経費の財源に充てる場合
- (ウ) 小型自動車競走事業における収益の急激な減少等により、川口市小型自動車競走事業特別会計から一般会計への繰入れに要する財源が著しく不足する場合において、当該不足額を補填するための財源に充てる場合

②川口市公営競技事業運営基金の推移

川口市公営競技事業運営基金の直近10年間の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	当年度増加額			当年度減少額	年度末基金 残高
	積立額	利息額	計	取崩額	
平成26年度					4,078,309,595
平成27年度	0	8,158,431	8,158,431	0	4,086,468,026
平成28年度	0	6,007,565	6,007,565	0	4,092,475,591
平成29年度	0	1,617,701	1,617,701	0	4,094,093,292
平成30年度	0	1,497,154	1,497,154	0	4,095,590,446

令和 元年度	100,000,000	2,053,487	102,053,487	904,552,000	3,293,091,933
令和 2年度	100,000,000	2,243,323	102,243,323	491,219,000	2,904,116,256
令和 3年度	300,000,000	1,793,083	301,793,083	25,088,000	3,180,821,339
令和 4年度	100,000,000	1,963,651	101,963,651	1,796,031,905	1,486,753,085
令和 5年度	0	963,208	963,208	581,874,895	905,841,398
令和 6年度	0	1,688,593	1,688,593	281,870,000	625,659,991

川口市公営競技事業運営基金の積立額は、基金利子を歳入で一旦受け入れたのち、特別会計歳出において、款：管理費、項：管理費、目：公営競技事業運営基金積立額として利子に追加元本を加えた金額で積立てをしている。

また、主な増減内容の説明について、各年度の川口市基金運用状況審査意見に記載された内容は次のとおりである。

年度	内容
令和2年度	令和2年度中の増減は、小型自動車競走事業特別会計からの基金預金利子分224万円及び基金原資追加分1億円を積み立てたことに対して、4億9,121万円を取り崩したことにより、3億8,897万円の減となったものである。
令和3年度	令和3年度中の増減は、小型自動車競走事業特別会計からの基金預金利子分179万円及び基金原資追加分3億円を積み立てたことに対して、2,508万円を取り崩したことにより、2億7,670万円の増となったものである。
令和4年度	令和4年度中の増減は、小型自動車競走事業特別会計からの基金預金利子分196万円及び基金原資追加分1億円を積み立てたことに対して、17億9,603万円を取り崩したことにより、16億9,406万円の減となったものである。
令和5年度	令和5年度中の増減は、小型自動車競走事業特別会計からの基金預金利子分96万円を積み立てたことに対して、5億8,187万円を取り崩したことにより、5億8,091万円の減となったものである。
令和6年度	令和6年度中の増減は、小型自動車競走事業特別会計からの基金預金利子分168万円を積み立てたことに対して、2億8,187万円を取り崩したことにより、2億8,018万円の減となったものである。

(出典：各年度の川口市基金運用状況審査意見)

③基金の取崩

各年度の基金の取崩額及び充当された事業の内容は次のとおりである。

(単位：円)

予算種別	区分	充当先	取崩額
令和元年度	工事	審判棟新築工事ほかに伴う実施設計委託料	23,001,000
	工事	場内テレビ映像設備移転料	341,000,000
	工事	審判カメラ棟新築工事	13,904,000
	工事	2号館・5号館安全対策工事	33,319,000
	工事	審判棟新築工事に伴う2号館一部解体工事 (継続費)	153,615,000
	工事	審判棟新築に伴う電気設備等移設工事	178,640,000
	工事	1号館1階防風工事<繰越明許費>	72,380,000
	工事	1号館1階空調設備設置工事<繰越明許費>	88,693,000
令和元年度合計			904,552,000
令和2年度	工事	審判等新築工事【継続費】 総額727,155,000円×40%	298,004,000
	工事	1号館2階防風工事	84,370,000
	工事	1号館2階空調機設置工事	78,430,000
	工事	審判等新築工事に伴う2号館一部解体工事 (継続費)	30,415,000
令和2年度合計			491,219,000
令和3年度	工事	審判等新築工事【継続費】総額727,155,000 円×50%	25,088,000
令和3年度合計			25,088,000
令和4年度	工事	審判等新築工事【継続費】総額727,155,000 円×10%	13,032,000
	工事	審判等新築工事【継続費】総額727,155,000 円(逡次繰越)	349,468,000
	工事	第7変電所改修工事(繰越明許費)	113,047,000
	工事	競走会地区非常用発電機改修工事(繰越明許 費)	120,109,000
	工事	5号館改修工事(2,415,000,000円)	50,185,105

令和4年度	工事	自動火災報知設備更新工事	178,805,000
	工事	オートレース場非常放送設備更新工事	130,570,000
	工事	競走路改修工事	451,000,000
	工事	その他工事等	197,315,800
	工事	競走路安全対策工事	192,500,000
令和4年度合計			1,796,031,905
令和5年度	工事	5号館改修工事	235,420,895
	事業費	補正積算時赤字を見込んだため事業費にあてる財源として取崩	346,454,000
令和5年度合計			581,874,895
令和6年度	工事	5号館改修工事	281,870,000

④基金の積立及び取崩の計画

公営競技事務所から示された令和7年度以降5年間の基金の積立て及び取崩しの見込額は次のとおりである。

(単位：円)

	積立	取崩
令和7年度	13,129,000	12,112,000
令和8年度	100,000,000	0
令和9年度	100,000,000	0
令和10年度	100,000,000	0
令和11年度	100,000,000	0

(出典：公営競技事務所作成資料)

(意見1-33) 今後の基金の積立て及び使用計画の作成

補正予算の積算時に赤字を見込んだことから、事業費に充てる財源として346,454,000円の基金の取崩しを行い、令和6年度末における基金残高は625,659,991円まで減少している。

基金は、将来、歳出超過により資金不足が生じた場合に充当するための資金繰りとして一定程度の保有が望まれる。これについて、令和8年度から令和11年度までの4年間に毎年度100,000,000円ずつ積み立てる計画としているが、令和5年度以降は

積立てが行われておらず、また、前述のとおり近年の収支状況を踏まえると、その実現性には疑義がある。

このため、より現実的な予算編成を行った上で、当該積立計画の適否について検討することが必要である。また、老朽化した2号館の設備改修計画に伴う基金取崩しの要否についても、併せて検討する必要がある。

(意見1-34) 川口市公営競技事業運営基金の使途に係る条例の規定について

基金について、川口市土地開発公社への貸付けとして保管することを規定しているが、基金は、川口市の行う小型自動車競走事業の円滑な運営に資するために設置されたものであり、当該基金を公社への貸付けとして運用することは、基金設定の趣旨から適切ではないと考えられることから条例規定の見直しが必要である。

(10) 市債（借入金）の推移

小型自動車競走事業特別会計では、主に5号館の修繕費を賄うため、令和4年度から市債を発行している。市債の発行状況と返済計画は、次のとおりである。

①市債の発行状況（年度別）（単位：百万円）

年度	発行額	発行目的	年度末残高
令和4年度	559	施設整備	559
令和5年度	482	施設整備	985
令和6年度	482	施設整備	1,363
令和7年度	482	施設整備	1,693
合計	2,005		

②市債の返済計画（令和7年度以降は見込み）（単位：百万円）

年度	元金返済額	利息	返済額合計	年度末残高
令和5年度	55	0	56	985
令和6年度	104	3	107	1,363
令和7年度	152	5	157	1,693
令和8年度	200	7	207	1,492
令和9年度	200	6	206	1,291
（令和10年度～令和16年度は省略（注））				
令和17年度	48	0	48	—

（注）中間年度（令和10年度～令和16年度）の返済額は概ね同程度であることから、表では省略している。ただし、返済は計画どおり継続され令和17年度に完済する見込みである。

(意見1-35) 貸借対照表の作成

現状、小型自動車競走事業特別会計では、独自の貸借対照表を作成していない。貸借対照表の作成自体に法的義務はないものの、市債やリース契約といった将来にわたる負債が存在することを踏まえると、資産・負債の状況を適切に把握し、事業の健全性や効率性を評価するためには、貸借対照表を整備することが望ましい。

貸借対照表を作成することにより、

- ・資産の老朽化状況や更新に必要な財源の見通しが明確になる
- ・市債やリース等の負債の残高を一体的に管理できる
- ・事業全体の財務リスクを把握し、将来的な投資計画や財政運営に活用できる

といったメリットがあり、今後の事業運営において有用な情報となると考えられる。

(11) 契約関係

①概要

過去3年間における主要契約の件数と、そのうち随意契約となった件数は以下のとおりである。

年度	主要契約件数	随意契約件数	随意契約割合
令和4年度	132件	61件	46.2%
令和5年度	115件	60件	52.2%
令和6年度	103件	58件	56.3%

随意契約の件数自体に大きな変動は見られないものの、主要契約件数がこの3年間で減少傾向にあることから、随意契約割合は上昇している。令和4年度においては、競走路の改修工事に加え、複数の設備更新工事が重なったことなどから、全体の契約件数は一時的に増加した。なお、公営競技事務所では、委託料の削減を図るため、業務の効率化や契約先の見直しなどにより契約件数を縮減していく方針である。

随意契約が約半数を占めているものの、専用場外発売所の運営やネット投票事務、テレビ放送等を担う事業者については、業務の特性上、実施可能な事業者が実質的に限定されており、競争入札の実施は困難である。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とせざるを得ず、随意契約の割合が高くなることには一定の合理性がある。

②工事請負契約

(ア) 実施した監査手続

過去3年間における随意契約のうち、次の7件の工事請負契約を抽出し、関連書類を閲覧のうえ、工事請負契約が法令等に従い適切に行なわれているか検討した。なお、川口市契約に関する規則（令和5年3月31日規則第26号）第16

条では、随意契約によることができる限度額を定めており、「工事又は製造の請負」については、130万円がその限度額とされている。このため、契約金額が当該金額未満である工事については、抽出対象から除外した。

No.	契約年度	契約名	契約金額 (千円)
1	令和4年度	川口オートレース場競走路改修工事	451,000
2		オートレース場競走路安全対策工事	192,500
3		オートレース場特別高圧受変電設備緊急工事	19,800
4		オートレース場1号館エレベーター1号機更新工事	18,700
5		オートレース場競走会地区冷温水発生機ほか更新工事のうち電気工事	4,840
6	令和5年度	オートレース場1号館2号エレベーター更新工事	12,870
7	令和6年度	川口オートレース場安全対策工事	45,650

(イ) 結果

抽出した7件の工事請負契約について、その選定理由は以下のとおりである。いずれも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に照らし、随意契約とすることに合理性を欠くものではなく、工事請負契約の随意契約について、適法に契約事務手続が行われている。

No.	選定理由
1 (注)	高度な専門技術を要し、対応可能な事業者が2社に限定されているうえ、価格競争が成立しにくいいため、技術力を総合評価して選定。
2	施工可能な業者が限定されていることに加え、No. 1の工事と工期が重なるため、同工事を受注した事業者を選定。
3	部品故障に伴う緊急工事で、製造元でなければ施工が不可能であるため。
4、6	製造・施工および保守実績のある業者でなければ対応できず、既設設備と密接不可分の重要部品交換で他業者による施工では支障が生じるおそれがあるため。
5	本工事で改修する設備は他設備と密接不可分であり、同一施工者以外による施工は全体工程に影響し、レース再開に支障が生じるおそれがあるため。
7	本工事は、当該業者が令和4年度以降の安全対策工事や保守点検を担当しており、設置するセーフティガードも同業者の施工実績が求められる公認仕様である。他業者では、競走路舗装に支障をきたすおそれがあるため。

(注) No. 1の工事は指名型プロポーザル方式により選定されている。

③業務委託契約

(ア) 実施した監査手続

業務委託契約については、毎年ほぼ同様の内容で契約が行われていることから、令和6年度分のみを抽出対象とした。なお、専用場外発売所の運営、ネット投票事務、テレビ放送等を担う事業者については、競争入札の実施が困難であるため、抽出対象から除外した。

令和6年度の業務委託契約のうち、契約内容を確認しただけでは随意契約とする合理性に疑義が生じると考えられた11件を抽出し、関連書類を閲覧のうえ、業務委託契約が法令等に従い適切に行われているか検討した。

No.	契約名	契約金額 (千円)
1	特別観覧席運営業務	113,828
2	開催日ファンバス借上	49,191
3	開催日電気設備保守業務委託	37,234
4	競走路保守業務委託	16,610
5	昇降機保守業務委託	15,994
6	スーパースターフェスタ2024開催に伴うイベント業務委託	8,800
7	S G第56回日本選手権オートレース開催に伴うイベント及び式典関係業務委託	7,700
8	高圧電力受変電設備管理点検業務委託	4,554
9	G I第48回日刊スポーツキューポラ杯に伴うイベント及び式典業務委託	3,630
10	G I開設73周年記念グランプリレース開催に伴うイベント及び式典業務委託	2,750
11	自動ドア保守業務委託	1,379

(イ) 結果

抽出した11件の業務委託契約について、その選定理由は下表のとおりである。

いずれも地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に照らし、随意契約とすることに合理性を欠くものではなく、業務委託契約の随意契約について、適法に契約事務手続が行われている。

契約方法	No.	選定理由
川口市契約規則第16条の5第1項第4号による1者随意契約	1～5、8、11	<ul style="list-style-type: none"> ・特別観覧席の予約運営では、当該事業者が開発した機器・システムを使用しており、他社での対応は不可能である。また、公営競技に特化した専門性と場内での実績を有するため。(No. 1) ・本契約に必要な要件を満たす事業者が市内に1者のみであるため (No. 2) ・複雑なレース運営システムのもとで他委託業者との連携も必須となり、システム構築時から設備の保守を担当し実績のある当該事業者以外では対応不可能なため。(No. 3) ・競走路の保守業務であり、施工可能な業者が限定されていることから、令和4年度に競走路改修工事を受注した事業者を選定した。(No. 4) ・特殊機器の設置業者かつ製造業者であり、保守管理業務で当該事業者でなければ対応不可能なため。(No. 5、11) ・当該事業者は電気主任技術者の有資格者を有しており、また、場内の日常巡視等が可能かつ緊急時に即対応できる唯一の業者であるため。(No. 8)
プロポーザル方式	6、7、9、10	当該契約はファンサービス向上を重視するイベントであるため、金額のみで業者を選定することは適当でない。また、公正な競争を確保する必要性から、6事業者を対象に評価を行い、最も得点の高い1者を選定した。

(12) 資産の管理状況

①現金預金の管理状況

(ア) 現金の取扱い

レース開催日においては場内で多額の現金が取り扱われることから、その管理状況について質問及び観察により確認した。現金の取扱額は、開催規模に応じて相当額となるとの説明を受けた。現金は、車両により各売場へ配分し、開催期間中は毎日回収される。また、自動販売機の現金についても職員が回収し、金庫で一元管理していた。なお、売上金の過不足はこれまで発生していないとのことであった。

(イ) 記録・監督

売上げ及び回収の記録は委託業者のシステムで管理されており、監督官庁からの指導事例や過去の重大なトラブルは確認されなかった。これにより、現金管理に関する記録面や監督面については概ね適正に運用されている状況と認められ

る。

(ウ) セキュリティ対策

偽札検知等の機能を含む委託業者のシステムにより現金管理が行われているほか、現金回収時には警備人員が配置され、金庫の施錠および警備会社による二重のセキュリティ確保が行われていた。また、委託業者が設置した監視カメラによる監視も実施され、その確認は川口市が行っている。現金処理については複数名で対応し、内部不正防止にも配慮している。

(エ) システム管理

電子マネーは導入されていないが、キャッシュレス決済は導入済みであり、現金及び売上げ情報は委託業者のシステムで一元管理されている。システムトラブルが発生した場合のバックアップ体制についても、委託業者により整備されている。

(オ) 研修・引継ぎ

現金管理マニュアルは整備されていないが、口頭指導や実務を通じた教育により運用されている。また、新人研修や担当者交代時には事務引継書を活用し、定期的なローテーションにより前任者と後任者が共同で業務を行うことで引継ぎが実施されていた。

(カ) 預金管理

公営競技事務所では複数の口座を目的別に保有しているものの、現金出納帳は作成しておらず、定期的な記帳により入出金を把握している状況であった。

(意見 1-36) 現金取扱規程及び管理マニュアルの整備

現金回収・管理業務については口頭指示や委託業者のシステムに依存している部分が多く、内部統制の観点から、回収手順、現金移動時の安全対策、複数人での確認手順などを規程として明文化することが望ましい。

また、現状、現金管理に関する指導は口頭および実務を通じて行われており、マニュアルは整備されていない。このため、担当者間で対応方法に差異が生じる可能性があり、標準的な管理手順や業務フローを文書化したマニュアルを作成が必要である。

(意見 1-37) 預金元帳の作成

公営競技事務所は、複数の預金口座を有しており、入出金については預金通帳への付記により記録している。しかし、適正な資金管理のためには、預金出納帳を備え、当該帳簿に入出金を記録して管理することが必要である。

②備品の管理

公営競技事務所管理している備品は、取得価額が50万円以上の重要物品と、50万円未満の備品に区分される。重要物品については対象物品を把握しているもの

の、定期的な実査は特に行われていない。50万円未満の備品については、数が多く全体を把握しきれていないのが現状であり、内部監査での指摘を受け、管理台帳と実物との照合作業などの対応を進めているところである。

(意見1-38) 備品の実査の実施について

重要物品及びそれ以外の備品について、現状定期的な実査は行っていないとのことであるが、資産の適切な管理するためには、定期的の実査を行い、所在や使用状況を確認することが望ましい。

(意見1-39) 固定資産(備品)管理マニュアルの作成

固定資産(備品)の適切な管理を徹底するため、標準的な管理手順や業務フローを文書化した管理マニュアルを作成することが望ましい。

③リース資産の管理

公営競技事務所で管理しているリース資産は次のとおりである。(単位：千円)

リース物件		リース期間	リース料総額
電子複写機		令和7年 4月～令和 8年 3月	13
		令和7年 7月～令和 8年 6月	19
		令和7年 8月～令和 8年 7月	7
		令和5年 7月～令和11年 6月	660
従業員給与システム		令和7年 4月～令和 8年 3月	476
ファクシミリ		令和7年 4月～令和 8年 3月	5
		令和7年 8月～令和 8年 7月	7
ファンバス		令和7年 4月～令和 8年 3月	(注)
印刷機械		令和7年 4月～令和 8年 3月	14
発券機 関連	紙幣計数機	令和7年 9月～令和 8年 8月	142
	電子計算機等	令和7年 4月～令和 8年 3月	92
	硬貨計数機	令和2年12月～令和 7年12月	14,487
	発券機	令和5年12月～令和10年11月	367,092
	キャッシュレス発券機	令和6年 7月～令和11年 6月	3,543
場内植物		令和7年 8月～令和 8年 7月	2,420
器具等	マット	令和7年 4月～令和 8年 3月	117
	電話交換機	令和5年 4月～令和10年 3月	3,405

	AED	令和5年 4月～令和10年 3月	382
ハードウェア端末 (1日2開催時に使用)		令和6年 4月～令和11年 3月	4,667
トイレ消臭装置		令和7年 4月～令和 8年 3月	(注)
アロマ消臭芳香機		令和7年 4月～令和 8年 3月	198
場内の大型映像装置		令和4年12月～令和 9年11月	132,357
合 計			530,103

(注) 使用量に応じて決定される

場内の投票券売り場には数十台規模の発券機が設置されており、これらはいずれも所有権移転リースにより契約している。リース期間終了後、公営競技事務所に所有権が移転した時点で固定資産として台帳に登録している。一方で、リース期間中はリース資産としての台帳は作成しておらず、各リース契約書に基づき、リース期間、リース料、設置場所などを把握している状況である。

(意見1-40) リース資産の管理について

競技場が契約しているリースは、リース期間終了後に所有権が市に移転する「所有権移転ファイナンス・リース」に該当する。そのため、所有権移転ファイナンス・リースの資産については、リース期間終了後に市の固定資産として管理することが必要である。この移行を適切に行うため、法的には賃借中の資産であっても、市が所有する資産と同様に固定資産台帳を作成し、管理することが望まれる。

9. 公益社団法人川口市シルバー人材センターについて

(1) 公益社団法人川口市シルバー人材センターの概要

①概要

公益社団法人川口市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者の能力活用と社会貢献、仕事の提供及び地域貢献を目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益社団法人である。

②設置目的

センターは、社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕などの活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力などを生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供
- ・ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、埼玉県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種などの指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- ・ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ・ 社会奉仕活動などを通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- ・ 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- ・ その他センターの目的を達成するために必要な事業

③公益社団法人川口市シルバー人材センターの沿革

年 月 日	沿 革
昭和56年 4月	川口市高齢者事業団準備室を川口市役所内に開設
昭和56年10月	シルバー人材センター川口市高齢者事業団を設立
昭和57年 4月	法人化され、社団法人シルバー人材センター川口市高齢者事業団となる
昭和62年 3月	事務所を川口市産業文化会館内に移転
昭和62年 6月	法人名を「社団法人シルバー人材センター川口市高齢者事業団」

平成23年11月	から「社団法人川口市シルバー人材センター」に変更 「公益社団法人川口市シルバー人材センター」に移行登記
平成24年 4月	鳩ヶ谷市シルバー人材センターと統合
令和 2年 3月	本部事務所および作業所を現住所である青木4丁目24番34号に移転

(2) 組織

①会員について

センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

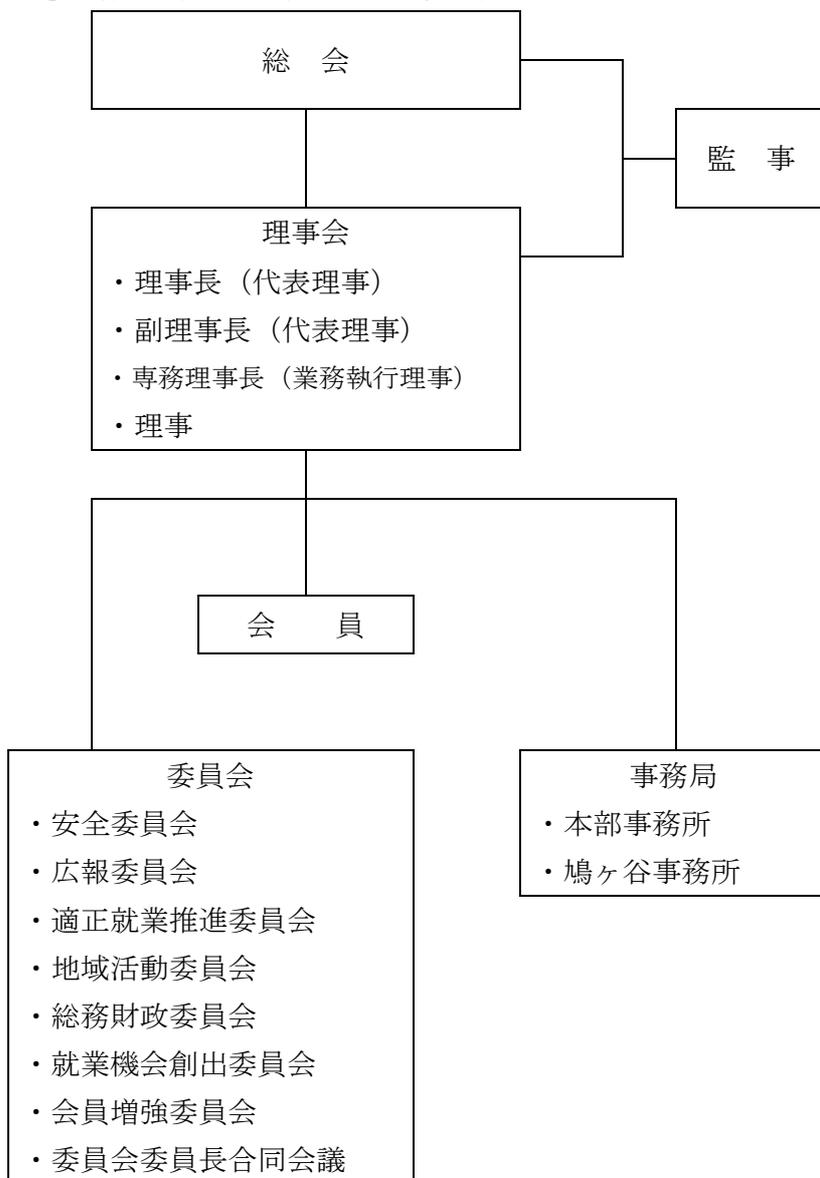
- ・正会員：センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者
 - (ア) 川口市に居住する原則として60歳以上の者
 - (イ) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動などを通じて自己の能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加などを希望する者
- ・特別会員：センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者
- ・賛助会員：センターの目的に賛同し、その事業に協力する者で、理事会が承認をした個人又は団体

②所在地

本部事務所：川口市青木4-24-34

鳩ヶ谷事務所（通称：鳩ヶ谷ワークプラザ（以下「鳩ヶ谷ワークプラザ」と記載する。))：川口市八幡木1-19-4

③組織図（令和6年4月1日現在）



④職員数（令和6年度）

正職員（内事務局長含む）8人

臨時職員（パートタイマー）10人

⑤令和6年度の活動状況

（ア）年間のイベント

センターで実施した令和6年度の主なイベントは次の通りである。

- ・安全就業の強化、健康的な日常生活のための健康づくりのための教室
安全就業の強化の観点、健康的な日常生活のための健康づくりのための教室から以下の研修会、講習会を実施した。

研修会名	開催日	研修内容	参加人数
熱中症予防講習会	8月23日	熱中症の基礎知識・ 熱中症対策製品	25人
やさしい太極拳教室 (前期)	4月1日ほか 全23回	太極拳24式	延べ119人
リズム体操教室	7月3日ほか 全18回	基本ステップ、体操	延べ101人
やさしい太極拳教室 (後期)	10月7日 ほか全23回	太極拳24式	延べ139人
健康運動教室	2月13日	脳体操、筋力トレー ニング	14人
AED使い方研修会	2月14日	救命救急時の対応や 手順	16人
自動車安全運転講習会	7月23日	安全運転講習、認知症 テスト	27人
交通安全教室	9月13日	交通安全DVD、交通 安全講話	10人

(イ) 研修会の開催

就業に必要な技能や知識の習得のほか、信頼関係を築くためのコミュニケーション能力の向上、個人情報保護の意識向上及び共生社会の実現を目的に以下の研修会を実施した。

研修会名	開催日	研修内容	参加人数
認知症サポーター 養成講座	5月16日ほか 全2回	認知症の種類、本人の想 い	26人
植木剪定研修会	9月10日	三脚使用時の安全確認 など	26人
除草刈払い機研修会	9月13日	安全な使用方法及び メンテナンス	5人
実用書道研修会	9月19日、 20日	書道と実用書道の違い など	11人
ハウスクリーニング 研修会	9月26日	道具の使い方や手順 など	17人
ビル・建物清掃研修会	10月17日	床のモップがけ、窓ガラ スの拭き方	14人
個人情報保護研修会	2月19日	個人情報の保護方法	11人

接遇マナー研修会	2月26日	会員としての心構え、 アンガーマネジメント	22人
植木剪定業務体験会	3月18日	植木班の働き方、 作業体験	2人

(ウ) 普及活動の啓発

普及活動の啓発としては以下のイベントを企画又は参加を行った。

シルバーフェスティバル(10月20日)…むかしあそび(ベーゴマ・輪投げ)、めだかすくい、オリジナルティッシュボックス制作体験、囲碁将棋などを実施し、地元の小学生などとの交流を図った。なお、参加者は一般客100人を含む209人であった。

川口市市産品フェア2024への参加(10月26日)…川口市主催の「川口市市産品フェア2024」に参加し、センターのPRを行った。また、独自事業の整備自転車、竹細工(竹とんぼ、竹踏み)の販売を行った。なお、参加者は179名であった。



【シルバーフェスティバル2025 太極拳教室】



【シルバーフェスティバル2025 ベーゴマ体験】



【市産品フェア2025(公社)川口市シルバー人材センターの出店】

⑥会員の状況

(ア) 月別会員入退会状況 (令和6年度)

(単位:人)

区分 月	入会			退会			会員数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月	20	22	42	89	52	141	1,207	671	1,878
5月	16	16	32	4	2	6	1,219	685	1,904
6月	20	12	32	81	57	138	1,158	640	1,798
7月	9	15	24	5	4	9	1,162	651	1,813
8月	16	8	24	4	2	6	1,174	657	1,831
9月	11	9	20	3	1	4	1,182	665	1,847
10月	17	8	25	4	0	4	1,195	673	1,868
11月	13	13	26	6	1	7	1,202	685	1,887
12月	11	17	28	4	2	6	1,209	700	1,909
1月	15	10	25	5	3	8	1,219	707	1,926
2月	18	18	36	4	2	6	1,233	723	1,956
3月	23	16	39	2	1	3	1,254	738	1,992
合計	189	164	353	211	127	338			

(イ) 月別受託事業実績表 (令和6年度)

区分 月	受注件数 (件)				就業人員		就業率
	公共	民間	個人	計	実人員 (人)	延人員 (人日)	
4月	43	645	444	1,132	1,168	14,963	
5月	46	649	523	1,218	1,176	15,394	
6月	42	663	543	1,248	1,175	15,094	
7月	49	661	531	1,241	1,178	15,964	
8月	49	649	440	1,138	1,159	14,831	
9月	53	654	526	1,233	1,187	15,088	
10月	47	647	576	1,270	1,173	16,138	
11月	47	664	571	1,282	1,188	15,579	
12月	48	644	557	1,249	1,192	15,346	
1月	43	638	370	1,051	1,175	13,899	
2月	51	647	356	1,054	1,162	13,477	
3月	56	668	365	1,079	1,185	14,682	
合計	574	7,829	5,802	14,195	1,423	180,455	71.40%

※月平均 1,177

(ウ) 契約金額 (令和6年度)

(単位：千円)

区分 月	契約金額				契約金額の内訳		
	配分金	材料費	事務費	計	公共	民間	個人
4月	58,239	947	5,884	65,070	13,636	43,975	7,458
5月	59,774	1,065	6,109	66,949	13,769	44,073	9,107
6月	59,393	1,456	5,949	66,798	13,707	43,517	9,575
7月	62,257	1,094	6,016	69,366	13,680	46,079	9,608
8月	58,311	1,035	5,460	64,806	13,676	42,992	8,138
9月	59,355	1,155	6,358	66,868	13,881	43,571	9,416
10月	64,815	1,566	6,611	72,992	13,874	47,839	11,279
11月	62,769	1,633	6,632	71,035	13,742	46,527	10,765
12月	62,031	1,272	6,877	70,179	13,779	46,866	9,535
1月	54,545	913	6,185	61,643	13,849	41,406	6,388
2月	52,509	1,660	5,561	59,730	13,805	40,110	5,815
3月	58,007	1,088	5,503	64,598	13,837	45,058	5,704
合計	712,005	14,885	73,145	800,035	165,234	532,012	102,789

(エ) シルバー派遣事業実績

年度 月	令和5年度				令和6年度			
	受注 件数 (件)	就労実 人員 (人)	就労延 人員 (人日)	契約金額 (千円)	受注 件数 (件)	就労実 人員 (人)	就労延 人員 (人日)	契約金額 (千円)
4月	19	29	422	2,146	16	27	397	1,795
5月	19	29	449	2,253	18	29	419	1,923
6月	21	30	434	2,176	17	28	434	2,070
7月	20	30	453	2,243	17	28	398	1,927
8月	20	30	415	2,053	18	29	406	1,923
9月	19	30	411	2,069	18	29	403	1,917
10月	21	31	469	2,530	18	29	428	2,102
11月	21	31	441	2,390	18	29	412	2,037
12月	20	30	415	2,211	19	30	420	2,066
1月	20	30	400	2,140	18	28	393	1,979
2月	19	31	392	2,080	18	27	391	1,933
3月	19	32	430	2,285	18	28	398	2,008
合計	238		5,131	26,575	213		4,899	23,679

⑦財務諸表

(ア) 直近3年度の貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	26,492	34,852	35,601
未収金	69,427	71,367	78,838
立替金	5	114	0
前払金	5,480	5,558	5,502
流動資産合計	101,404	111,892	119,941
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	40,192	43,839	46,396
財政運営資金積立資産	65,000	65,000	65,000
特定費用準備資金	12,598	9,848	0
資産取得準備資金	9,194	9,194	6,524
特定資産合計	126,984	127,881	117,920
(2) その他固定資産			
建物	93	87	80
構築物	444	390	172
車両運搬具	2,147	1,521	894
什器備品	1,827	1,476	1,512
電話加入権	691	691	691
預託金	126	126	126
出資金	10	10	10
その他固定資産合計	5,339	4,301	3,486
固定資産合計	132,322	132,182	121,406
資産合計	233,726	244,074	241,347
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	64,431	73,046	74,058
預り金	1,449	2,770	1,579
前受金	2	—	—
流動負債合計	65,883	75,816	75,637
2 固定負債			

退職給付引当金	40,192	43,839	47,739
固定負債合計	40,192	43,839	47,739
負債合計	106,074	119,655	123,376
Ⅲ 正味財産の部			
一般正味財産	127,652	124,419	117,971
(うち、特定資産への充当額)	(86,792)	(84,042)	(71,524)
正味財産合計	127,652	124,419	117,971
負債及び正味財産合計	233,726	244,074	241,347

(イ) 直近3年度の正味財産増減計算書(法人全体)

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①受託事業収益	719,071	773,082	800,035
受取配分金	650,846	688,911	712,005
受取材料費等	14,734	14,187	14,885
受取事務費	53,490	69,984	73,145
②労働者派遣事業等受託収益	1,837	2,134	2,224
労働者派遣事業受託収益	1,837	2,134	2,224
③受取会費	2,154	2,177	2,206
正会員受取会費	2,070	2,114	2,148
特別会員受取会費	4	4	4
賛助会員受取会費	80	60	55
④受取補助金等	74,711	72,165	71,823
受取連合交付金	33,329	30,783	31,768
受取市補助金	41,382	41,382	40,055
⑤雑収益	127	21	24
受取利息	0	0	0
雑収益	127	21	24
経常収益計	797,900	849,580	876,313
(2) 経常費用			
①事業費	781,259	827,481	859,382

支払配分金	650,846	688,911	712,005
支払材料費等	14,737	14,166	14,495
役員報酬	2,827	2,825	278
給料手当	47,254	47,597	51,925
臨時雇賃金	5,902	5,583	5,848
法定福利費	8,657	9,556	9,785
退職給付費用	4,176	5,345	5,871
福利厚生費	100	151	145
旅費交通費	14	22	32
通信運搬費	5,454	6,232	6,699
減価償却費	776	776	774
什器備品費	—	59	—
消耗品費	978	1,267	702
修繕費	5,976	1,187	675
印刷製本費	526	978	604
光熱水料費	1,890	1,826	1,791
賃借料	13,782	13,960	13,344
保険料	5,406	6,059	5,875
諸謝金	6,163	6,983	7,602
租税公課	2,390	10,814	17,978
委託費	3,354	3,183	2,954
雑費	51	—	—
②管理費	24,292	25,331	23,204
役員報酬	4,874	4,986	2,476
給料手当	5,250	5,289	5,769
臨時雇賃金	3,346	5,105	5,555
法定福利費	962	1,062	1,087
退職給付費用	464	594	652
福利厚生費	19	18	18
会議費	68	72	69
旅費交通費	25	41	59
通信運搬費	1,014	545	554
減価償却費	432	262	262
什器備品費	402	—	—
消耗品費	1,775	1,467	1,498

修繕費	151	397	—
印刷製本費	636	475	227
光熱水料費	334	203	316
賃借料	1,530	1,542	1,474
保険料	664	744	608
諸謝金	350	583	515
租税公課	50	57	42
支払負担金	357	322	489
委託費	1,359	1,307	1,271
支払手数料	180	183	187
支払利息	28	28	28
雑費	22	50	46
経常費用計	805,551	852,812	882,586
当期経常増減額	△ 7,651	△ 3,232	△ 6,273
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
車両運搬具除却損	—	—	0
什器備品除却損	—	—	175
経常外費用計	0	0	175
当期経常外増減額	0	0	△ 175
当期一般正味財産増減額	△ 7,651	△ 3,232	△ 6,448
一般正味財産期首残高	135,303	127,652	124,419
一般正味財産期末残高	127,652	124,419	117,971
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	127,652	124,419	117,971

(ウ) 正味財産増減計算書内訳表 (令和6年度)

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受託事業収益	777,958	22,077	800,035
受取配分金	712,005	—	712,005
受取材料費等	14,885	—	14,885
受取事務費	51,068	22,077	73,145
② 労働者派遣事業等受託収益	2,224	—	2,224
労働者派遣事業受託収益	2,224	—	2,224
③ 受取会費	1,103	1,103	2,206
正会員受取会費	1,074	1,074	2,148
特別会員受取会費	2	2	4
賛助会員受取会費	28	28	55
④ 受取補助金等	71,823	—	71,823
受取連合交付金	31,768	—	31,768
受取市補助金	40,055	—	40,055
⑤ 雑収益	0	24	24
受取利息	0	0	0
雑収益	0	24	24
経常収益計	853,108	23,204	876,313
(2) 経常費用			
① 事業費	859,382	—	859,382
支払配分金	712,005	—	712,005
支払材料費等	14,495	—	14,495
役員報酬	278	—	278
給料手当	51,925	—	51,925
臨時雇賃金	5,848	—	5,848
法定福利費	9,785	—	9,785
退職給付費用	5,871	—	5,871

福利厚生費	145	—	145
旅費交通費	32	—	32
通信運搬費	6,699	—	6,699
減価償却費	774	—	774
什器備品費	0	—	0
消耗品費	702	—	702
修繕費	675	—	675
印刷製本費	604	—	604
光熱水料費	1,791	—	1,791
賃借料	13,344	—	13,344
保険料	5,875	—	5,875
諸謝金	7,602	—	7,602
租税公課	17,978	—	17,978
委託費	2,954	—	2,954
②管理費	—	23,204	23,204
役員報酬	—	2,476	2,476
給料手当	—	5,769	5,769
臨時雇賃金	—	5,555	5,555
法定福利費	—	1,087	1,087
退職給付費用	—	652	652
福利厚生費	—	18	18
会議費	—	69	69
旅費交通費	—	59	59
通信運搬費	—	554	554
減価償却費	—	262	262
消耗品費	—	1,498	1,498
印刷製本費	—	227	227
光熱水料費	—	316	316
賃借料	—	1,474	1,474
保険料	—	608	608
諸謝金	—	515	515
租税公課	—	42	42

支払負担金	—	489	489
委託費	—	1,271	1,271
支払手数料	—	187	187
支払利息	—	28	28
雑費	—	46	46
経常費用計	859,382	23,204	882,586
当期経常増減額	△ 6,273	0	△ 6,273
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
構築物除却損	175	—	175
経常外費用計	175	—	175
当期経常外増減額	△ 175	0	△ 175
当期一般正味財産増減額	△ 6,448	0	△ 6,448
一般正味財産期首残高	124,419	0	124,419
一般正味財産期末残高	117,971	0	117,971
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	117,971	0	117,971

⑧その他内訳など

・未収金のうち長期滞留しているもの

発生年月	名前	金額	最終請求日	備考
平成26年 1月	(有)S社	29,104円	令和 7年10月	連絡取れず
平成26年 9月	K氏(個人)	6,215円	令和 5年 3月	
平成27年 3月	A氏(個人)	4,067円	平成30年 4月	連絡取れず
平成27年 3月	N社(株)	115,560円	令和 7年10月	連絡取れず
平成27年 6月	(有)P社	133,241円	令和 7年10月	連絡取れず
平成27年10月	H社(株)	30,335円	令和 7年10月	連絡行き違い
平成28年 3月	M氏(個人)	44,619円	平成30年 3月	内容証明郵便送付

平成28年 7月	T氏 (個人)	8,185円	令和 7年10月	剪定作業に不満
平成29年 7月	N氏 (個人)	2,568円	令和 7年10月	作業内容に不満
平成29年 7月	I氏 (個人)	3,374円	令和 7年10月	連絡取れず
平成29年 9月	H氏 (個人)	6,399円	平成31年 1月	請求書を送付
平成30年10月	K氏 (個人)	2,160円	令和 7年10月	連絡取れず
平成31年 2月	M社 (株)	70,608円	令和 3年 4月	連絡取れず
平成31年 4月	K氏 (個人)	4,320円	令和 2年 9月	本人死亡
平成31年 4月	M社 (株)	102,818円	令和 7年10月	連絡取れず
令和 元年 6月	O氏 (個人)	10,014円	令和 7年10月	現地不在
令和 2年 5月	M氏 (個人)	8,035円	令和 2年 9月	連絡取れず
令和 2年 5月	(株) Y社	99,151円	令和 7年 1月	催告書送付
令和 2年 7月	K氏 (個人)	2,160円	令和 3年 4月	連絡取れず
令和 2年 7月	E社 (株)	1円	令和 2年 9月	
令和 2年11月	S氏 (個人)	9,395円	令和 3年 5月	発注者と会話できず
令和 2年11月	K氏 (個人)	2,160円	令和 3年 2月	発注者と会話できず
令和 3年 4月	K氏 (個人)	1,805円	令和 7年10月	連絡取れず
令和 4年10月	M氏 (個人)	4,320円	令和 5年 3月	
令和 4年12月	Y氏 (個人)	22,193円	令和 2年 8月	
令和 5年 8月	A氏 (個人)	33,689円	令和 6年 2月	
令和 6年 3月	G氏 (個人)	28,321円	令和 7年10月	連絡取れず
令和 6年 8月	T氏 (個人)	5,384円	令和 7年 6月	連絡取れず
令和 7年 7月	N氏 (個人)	6,480円	令和 7年10月	連絡取れず

・鳩ヶ谷ワークプラザの利用状況 (令和6年度)

利用室の名称	年間利用日数 (ア)	利用度 (イ) (ア) ÷ 240 日 ※ × 100 (%)
会議室・研修室(57.61 m ²)	8日	3.3%
事務室 (58.02 m ²)	243日	101.25%
作業室・技能訓練室 (103.95 m ²)	127日	52.9%
相談室 (20.42 m ²)	250日	104.17%

※ (イ) の年間利用日数の上限は土日祝年末年始を除いた240日とする。

(指摘1-2) 長期滞留未収金の処理について

長期滞留の未収金が(2)⑧の通り存在している。このうち、連絡が取れないもの、本人死亡のものなど支払う意思が認められないものについては回収可能性が極めて低いと思われるため貸倒れ処理を行うべきである。

(指摘1-3) 契約書の不備

請負契約書を閲覧したところ、発注者名について正しく記載されておらず二重線で訂正しているものが存在した。契約書は契約内容を明らかにし、権利と義務を明確化するために重要な書類であるため、訂正印・捨印による訂正を行うべきである。

(意見1-41) 要件定義書などの整備について

個別の請負業務の証憑類を閲覧したところ、植木の剪定業務などにおいて業務の完遂に関する発注者の同意が得られずに、長期滞留未収金となっている案件が存在した。植木の剪定のように業務の完成に主観が伴う業務については、事前に標準の要件定義書などを整備し、事後のトラブルの発生に備えておくことが望ましい。

(意見1-42) 鳩ヶ谷ワークプラザの統廃合の検討について

センターは現在歴史的な経緯から旧川口市を主な管轄とする本部事務所と旧鳩ヶ谷市を主な管轄とする鳩ヶ谷ワークプラザの2事業所が存在するが、鳩ヶ谷ワークプラザについては(2)⑧に記述の通りの利用状況となっており、利用度が必ずしも高いとは言えないため、また、経済性の面から本部へ統廃合を検討することが望ましい。この点について担当者の説明によれば、鳩ヶ谷ワークプラザは市の所有物で賃料を払っていないため維持にセンターとしてはさほどのコストがかかかっていないとの説明があったが、市の施設の有効利用の観点から鑑みるとセンター以外の他の団体へ賃貸する方が好ましいともいえる。

(意見1-43) ホワイトカラー職種の少なさへのミスマッチ対策について

令和6年度事業報告書における希望職種別会員数調査票によればいわゆるホワイトカラー職種への希望が13.7%(内訳:1技術群6.9%、3事務整理群6.8%)あるにも関わらず、実際に契約にいたった職種では総契約件数14,195件のうち一般事務13件(0.09%)、学習教室13件(0.08%)など僅かに留まっており、ホワイトカラー職種に対する求職者と実際の紹介件数に大きなミスマッチが生じている。ホワイトカラー職種に対する企業などへの広報活動を重点的に行うなどより適切な施策を行うことが望ましい。

10. 公益財団法人川口緑化センターについて

(1) 法人についての概要

①所在地

川口市安行領家844番地の2（川口緑化センター4階管理事務所）

②設立目的

- ・緑化産業の振興及び活性化を図るための各種事業の実施
- ・植木・花の栽培、育成などの情報の収集及び提供
- ・伝統ある植木の里の健全なる育成を図る

③事業内容

- (ア) 植木・花の栽培、育成などの技術の普及に関する研修会の開催に関すること
- (イ) 植木・花の栽培、育成などの情報の収集及び提供に関すること
- (ウ) 緑化事業推進のための樹木の相談及び紹介に関すること
- (エ) 緑化の啓発、植木・花の宣伝、緑化産業振興のためのイベントの実施並びに地域の普及・宣伝の推進に関すること
- (オ) 川口市が実施する各種緑化振興事業などの受託及び協力に関すること
- (カ) 緑化産業などの流通拠点として、地域活性化と交流を促進するため植物取引センター及び道の駅事業に関すること
- (キ) 施設貸与及び特産農業などの物品販売に関すること
- (ク) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

④公益財団法人川口緑化センターの沿革

年 月 日	沿 革
平成 8年3月8日	財団法人川口緑化センター設立
平成18年4月1日	川口緑化センター指定管理開始（第1期）
平成23年4月1日	川口緑化センター指定管理開始（第2期）
平成24年4月1日	公益財団法人川口緑化センターに移行 川口市営植物取引センター指定管理開始（第1期）
平成28年4月1日	川口緑化センター指定管理開始（第3期） 川口市営植物取引センター指定管理開始（第2期）
令和 3年4月1日	川口緑化センター指定管理開始（第4期） 川口市営植物取引センター指定管理開始（第3期）

⑤川口市との委託契約について

当法人は設立の平成8年以来、管理委託制度により川口市からの管理委託業務を請け負ってきた。平成16年度から市が指定管理者制度を導入することとなったが、特産農業の振興という特殊性を勘案し、当法人を指定管理者として随意指定することと

なり、制度導入後も市から継続して指定を受けてきた。

しかしながら、令和7年5月に作成された川口市指定管理者制度運用指針によれば、随意指定の必然性が明白でない施設は公募による選定をするものとあり、現在進行中の令和8年度以降の指定管理者候補者の選定にあたっては公募方式を採用する予定である。

(2) 施設の概要

①川口緑化センター

- (ア) 所在地 川口市大字安行領家 844 番地の 2
(イ) 開所年月 平成 8 年 4 月
(ウ) 敷地面積 9724.56 m²
(うち、国土交通省用地 1507.47 m²)

(エ) 建物などの概要

- ・建物構造
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 5 階建
- ・延床面積
4, 696.13 m²
1 階 1, 890.43 m²
2 階 881.02 m²
3 階 738.51 m²
4 階 683.30 m²
5 階 451.68 m²
塔屋 51.79 m²
附属建物 (延床面積に含まず)
屋外トイレ 93.49 m²
軽食・自販機コーナー 40.54 m²
屋外精算所 9.12 m² × 2

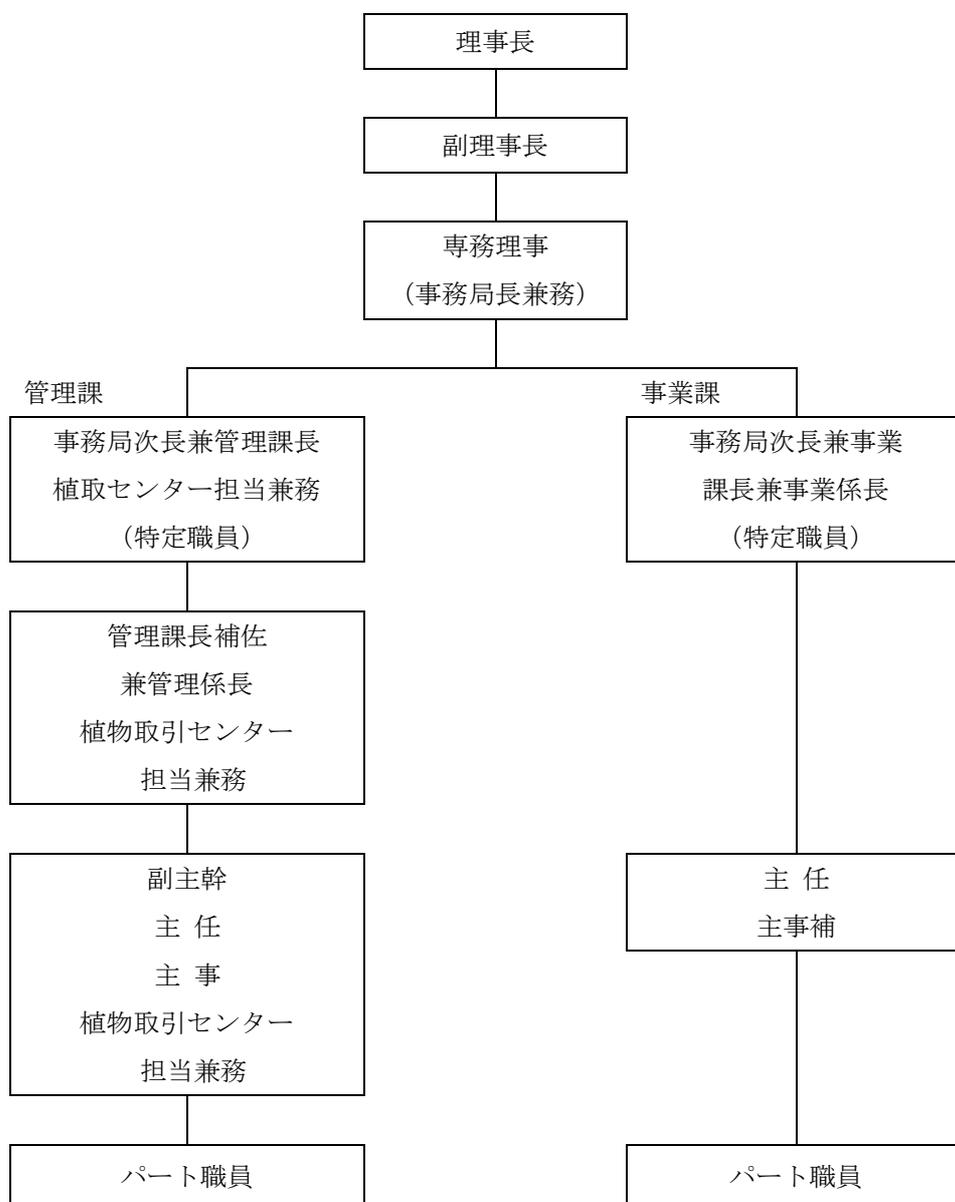
②川口市営植物取引センター

- (ア) 所在地 川口市大字安行領家 1100 番地
(イ) 開所年月 昭和 48 年 9 月
(ウ) 敷地面積 14,522.64 m²
(エ) 建物などの概要
- ・管理事務所 (事務室など)
鉄骨造シート防水 2 階建 延床面積 291.60 m²
 - ・卸売事務所
鉄骨造シート防水 2 階建 延床面積 229.37 m²
 - ・屋内売場
鉄骨造シート防水 平屋建 面積 1, 680.30 m²
 - ・場外植木取引場 面積 4, 699.00 m²
 - ・日本庭園 面積 1, 600.00 m²

- ・車庫 面積 125.80 m²
- ・便所 面積 8.43 m² × 2
- ・鉄骨造平屋建 面積 142.66 m²
- ・駐車場 面積 3,178.10 m²



(3) 組織図 (令和6年4月1日現在)



(4) 職員の推移

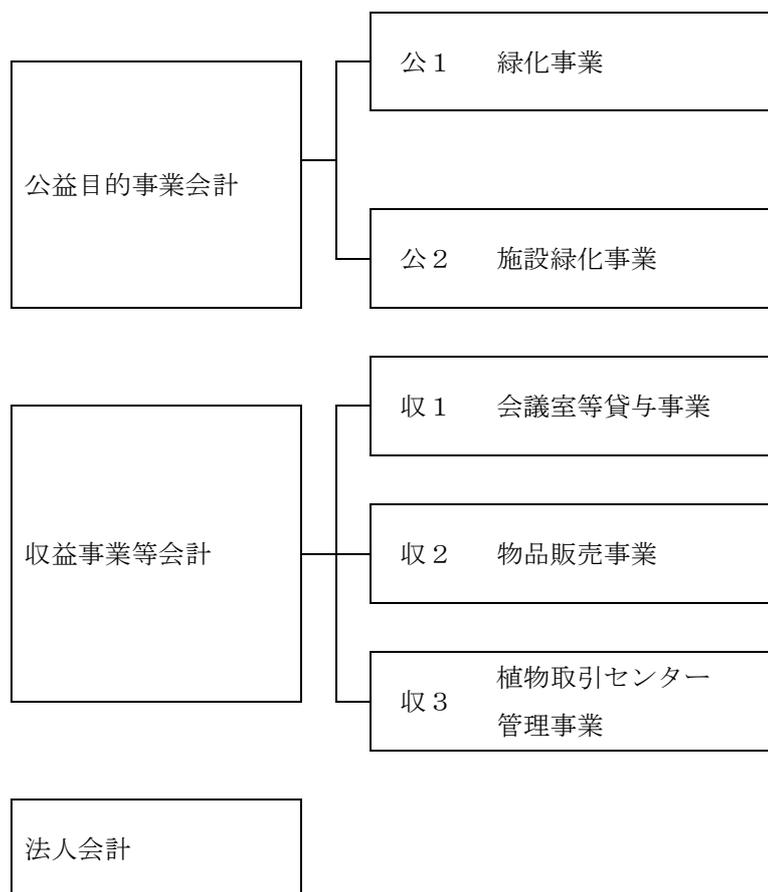
(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専務理事兼事務局長	1	1	1
管理課	7	7	7
事業課	5	5	6
合計	13	13	14

(5) 財務諸表

①会計区分

緑化センターの会計区分は大きく公益目的事業と収益事業、法人会計に分けられる。さらに公益目的事業と収益事業も以下のとおりに区分されている。



②財務諸表

(ア) 直近3年度の貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	30,715	29,210	29,492
現金	179	151	181
普通預金	30,535	29,059	29,311
未収入金	1,457	1,199	753
前払金	139	140	83
貯蔵品	23	—	—

販売品	77	43	47
流動資産合計	32,412	30,593	30,377
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	1	—	—
定期預金	124,290	124,290	124,290
投資有価証券	99,998	100,000	100,000
基本財産合計	224,290	224,290	224,290
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	21,770	24,806	27,256
緑化振興事業基金特定資産	50,000	50,000	50,000
特定資産合計	71,770	74,806	77,256
(3) その他固定資産			
建物附属設備	5,913	5,509	5,104
構築物	712	695	1,107
什器備品	0	1,236	1,951
リース資産	2,467	258	6,791
その他固定資産合計	9,093	7,700	14,954
固定資産合計	305,153	306,796	316,501
資産合計	337,566	337,390	346,878
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,174	14,403	11,640
未払消費税等	1,541	1,487	2,395
未払法人税等	70	70	70
法人市民税	50	50	50
法人県民税	20	20	20
前受金	481	578	574
源泉所得税等預り金	135	609	65
流動負債合計	14,402	17,149	14,746
2. 固定負債			
退職給付引当金	21,770	24,806	27,256
緑化振興事業受託基金	50,000	50,000	50,000
リース債務	2,467	258	6,791
固定負債合計	74,237	75,065	84,047
負債合計	88,640	92,214	98,794

Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
川口市出捐金	200,000	200,000	200,000
指定正味財産合計	200,000	200,000	200,000
(うち基本財産への充当額)	200,000	200,000	200,000
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
2. 一般正味財産	48,925	45,175	48,084
(うち基本財産への充当額)	24,290	24,290	24,290
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
正味財産合計	248,925	245,175	248,084
負債及び正味財産合計	337,566	337,390	346,878

(イ) 直近3年度の正味財産増減計算書(法人全体)

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	739	926	1,602
基本財産受取利息	739	926	1,602
②特定資産運用益	14	7	8
退職給付引当資産受取利息	2	2	3
緑化振興事業基金特定資産受取利息	13	5	5
③事業収益	175,928	177,695	191,064
指定管理者緑化センター受託事業収益	144,936	147,556	160,923
指定管理者植物取引センター受託事業収益	22,463	20,751	21,031
協賛金等収益	290	360	360
その他の緑化事業収益	861	922	648
会議室等利用料金収益	2,403	2,773	3,179
広場利用料金収益	1,322	1,252	1,411
飲食等事業収益	1,051	1,180	1,221
ホール事業収益	640	1,114	984
花き等販売事業収益	788	762	679
出版事業収益	1	—	1
その他事業収益	1,174	1,025	628

④受取負担金	6,737	5,980	5,358
緑化センター受取光熱水費負担金	3,691	3,632	2,650
植物取引センター受取光熱水費負担金	2,271	1,711	1,713
受取燃料費負担金	776	638	996
⑤雑収益	128	17	17
雑収益	128	17	17
経常収益計	183,546	184,625	198,049
(2) 経常費用			
①事業費	167,492	179,357	185,573
役員報酬	2,429	2,404	2,404
給料手当	48,646	48,739	55,745
臨時雇賃金	2,563	3,261	4,238
退職給付費用	2,161	2,895	2,338
退職金共済掛金	838	827	953
福利厚生費	8,279	8,539	9,689
研修費	40	42	48
会議費	10	4	22
旅費交通費	75	81	85
通信運搬費	809	864	927
減価償却費	2,360	2,557	2,696
消耗什器備品費	14	55	181
消耗品費	2,234	3,038	2,267
修繕費	4,930	5,796	5,969
印刷製本費	1,432	2,389	1,572
燃料費	5,242	5,369	5,931
光熱水費	19,407	16,397	16,057
支払手数料	143	90	132
賃借料	2,318	1,909	1,900
広告宣伝費	143	389	262
保険料	150	149	149
講師等報償金	442	222	150
諸謝金	189	251	316
租税公課	7,022	6,706	7,347
委託費	54,273	65,023	63,348
花き等購入費	371	451	316
販売品購入費	972	851	530

雑費	—	60	—
②管理費	8,901	8,948	9,496
役員報酬	3,102	3,003	3,068
給料手当	2,242	2,200	2,520
退職給付費用	104	142	112
退職金共済掛金	38	37	43
福利厚生費	764	775	827
研修費	2	2	2
旅費交通費	23	20	18
通信運搬費	27	26	21
減価償却費	99	155	158
消耗什器備品費	—	26	—
消耗品費	44	42	52
修繕費	20	56	70
印刷製本費	121	122	139
燃料費	85	87	96
光熱水費	269	232	226
支払手数料	64	62	64
賃借料	146	118	118
渉外費	42	93	93
報償費	557	557	612
租税公課	293	339	398
支払負担金	113	113	113
委託費	736	737	734
雑費	10	3	13
經常費用計	176,394	188,306	195,069
当期經常増減額	7,153	△ 3,681	2,980
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	7,153	△ 3,681	2,980
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	7,153	△ 3,681	2,980

法人税、住民税及び事業税	70	70	70
当期一般正味財産増減額	7,083	△ 3,751	2,910
一般正味財産期首残高	41,843	48,926	45,175
一般正味財産期末残高	48,926	45,175	48,085
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益	733	923	1,600
基本財産受取利息	733	923	1,600
②一般正味財産への振替額	△ 733	△ 923	△ 1,600
一般正味財産への振替額	△ 733	△ 923	△ 1,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000	200,000	200,000
指定正味財産期末残高	200,000	200,000	200,000
III 正味財産期末残高	248,926	245,175	248,085

(ウ) 正味財産増減計算書内訳表 (令和6年度)

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	合計
	公1 緑化事 業	公2 施設緑化 事業	共通	小計	収1 会議室等 貸与事業	収2 物品販売 事業	収3 植物取 引センター 管理事 業	小計		
I 一般正 味財産増減の 部										
1. 経常増 減の部										
(1) 経常 収益										
①基本財産運 用益	282	1,320	—	1,602	—	—	—	—	—	1,602
基本財産受 取利息	282	1,320	—	1,602	—	—	—	—	—	1,602
②特定資産運 用益	1	6	—	7	—	—	—	1	—	8

退職給付引当資産受取利息	1	1	—	2	—	—	—	1	—	3
緑化振興事業基金特定資産受取利息	—	5	—	5	—	—	—	—	—	5
③事業収益	27,695	122,625	—	150,321	10,470	1,308	21,031	32,809	7,934	191,064
指定管理者緑化センター受託事業収益	27,272	121,601	—	148,873	4,116	—	—	4,116	7,934	160,923
指定管理者植物取引センター受託事業収益	—	—	—	—	—	—	21,031	21,031	—	21,031
協賛金等収益	320	40	—	360	—	—	—	—	—	360
その他の緑化事業収益	103	545	—	648	—	—	—	—	—	648
会議室等利用料金収益	—	440	—	440	2,739	—	—	2,739	—	3,179
広場利用料金収益	—	—	—	—	1,411	—	—	1,411	—	1,411
飲食等事業収益	—	—	—	—	1,221	—	—	1,221	—	1,221
ホール事業収益	—	—	—	—	984	—	—	984	—	984
花き等販売事業収益	—	—	—	—	—	679	—	679	—	679
出版事業収益	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1
その他事業収益	—	—	—	—	—	628	—	628	—	628
④受取負担金	—	3,645	—	3,645	—	—	1,713	1,713	—	5,358
緑化センター受取光熱水費負担金	—	2,650	—	2,650	—	—	—	—	—	2,650

植物取引セ										
ンター受取光	—	0	—	0	—	—	1,713	1,713	—	1,713
熱水費負担金										
受取燃料費	—	996	—	996	—	—	—	—	—	996
負担金										
⑤雑収益	—	—	—	—	—	—	—	—	17	17
受取利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑収益	—	—	—	—	—	—	—	—	17	17
経常収益計	27,978	127,597	0	155,575	10,471	1,308	22,744	34,523	7,951	198,049
(2) 経常										
費用										
①事業費	27,385	127,687	—	155,072	6,690	1,648	22,163	30,501	—	185,573
役員報酬	605	1,275	—	1,880	121	10	393	524	—	2,404
給料手当	13,564	28,575	—	42,139	2,734	268	10,604	13,606	—	55,745
臨時雇賃金	1,008	3,230	—	4,238	—	—	—	—	—	4,238
退職給付費	601	1,265	—	1,866	121	12	339	472	—	2,338
用										
退職金共済	234	492	—	726	47	5	175	226	—	953
掛金										
福利厚生費	2,343	5,058	—	7,401	468	46	1,774	2,288	—	9,689
研修費	12	25	—	38	2	—	8	11	—	48
会議費	2	20	—	22	—	—	—	—	—	22
旅費交通費	53	23	—	76	2	1	6	9	—	85
通信運搬費	327	246	—	572	22	260	73	355	—	927
減価償却費	517	1,456	—	1,973	329	11	383	723	—	2,696
消耗什器備										
品費	0	181	—	181	—	—	—	—	—	181
消耗品費	405	1,739	—	2,144	32	17	74	123	—	2,267
修繕費	0	4,153	—	4,153	144	4	1,668	1,816	—	5,969
印刷製本費	1,283	184	—	1,467	6	—	99	106	—	1,572
燃料費	0	5,726	—	5,726	199	6	—	205	—	5,931
光熱水費	0	13,423	—	13,423	466	14	2,154	2,634	—	16,057
支払手数料	14	79	—	93	—	17	23	40	—	132
賃借料	542	1,245	—	1,787	101	11	—	112	—	1,900
広告宣伝費	209	53	—	262	—	—	—	—	—	262
保険料	1	87	—	88	—	—	61	61	—	149

講師等報償金	120	30	—	150	—	—	—	—	—	150
諸謝金	148	168	—	316	—	—	—	—	—	316
租税公課	1,074	4,904	—	5,978	380	76	913	1,369	—	7,347
委託費	4,325	54,048	—	58,373	1,514	46	3,415	4,975	—	63,348
花き等購入費	—	—	—	—	—	316	—	316	—	316
販売品購入費	—	—	—	—	—	530	—	530	—	530
②管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	9,496	9,496
役員報酬	—	—	—	—	—	—	—	—	3,068	3,068
給料手当	—	—	—	—	—	—	—	—	2,520	2,520
退職給付費	—	—	—	—	—	—	—	—	112	112
退職金共済掛金	—	—	—	—	—	—	—	—	43	43
福利厚生費	—	—	—	—	—	—	—	—	827	827
研修費	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
旅費交通費	—	—	—	—	—	—	—	—	18	18
通信運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	21	21
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	158	158
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	52	52
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	70	70
印刷製本費	—	—	—	—	—	—	—	—	139	139
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	96	96
光熱水費	—	—	—	—	—	—	—	—	226	226
支払手数料	—	—	—	—	—	—	—	—	64	64
賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	118	118
渉外費	—	—	—	—	—	—	—	—	93	93
報償費	—	—	—	—	—	—	—	—	612	612
租税公課	—	—	—	—	—	—	—	—	398	398
支払負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	113	113
委託費	—	—	—	—	—	—	—	—	734	734
雑費	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13
經常費用計	27,385	127,687	0	155,072	6,690	1,648	22,163	30,501	9,496	195,069

当期経常増減額	593	△ 90	0	503	3,780	△ 340	582	4,021	△ 1,545	2,980
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前 当期一般正味 財産増減額	593	△ 90	0	503	3,780	△ 340	582	4,021	△ 2	2,980
他会計振替額	0	1,230	0	1,230	△ 1,897	△ 312	△ 582	△ 2,791	1,561	0
税引前当期一 般正味財産増 減額	593	1,141	0	1,734	1,883	△ 652	0	1,230	16	2,980
法人税、住民 税及び事業税	—	—	—	—	23	23	23	70	—	70
当期一般正味 財産増減額	593	1,141	0	1,734	1,859	△ 676	△ 23	1,160	16	2,910
一般正味財産 期首残高	△ 980	2,476	24,583	26,078	17,587	△ 11,986	4,631	10,232	8,864	45,175
一般正味財産 期末残高	△ 388	3,617	24,583	27,812	19,446	△ 12,661	4,608	11,393	8,880	48,085
II 指定正 味財産増減の 部										
①基本財産運 用益	282	1,319	0	1,600	0	0	0	0	0	1,600
基本財産受 取利息	282	1,319	0	1,600	0	0	0	0	0	1,600

②一般正味財産への振替額	△ 282	△ 1,319	0	△ 1,600	0	0	0	0	0	△ 1,600
一般正味財産への振替額	△ 282	△ 1,319	0	△ 1,600	0	0	0	0	0	△ 1,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	0	200,000
指定正味財産期末残高	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	0	200,000
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 388	3,617	224,583	227,812	19,446	△ 12,661	4,608	11,393	8,880	248,085

(6) 収益事業について

収益事業の会計区分は会議室等貸与事業、物品販売事業、植物取引センター管理事業に分けられている。

①物品販売事業

直近3期の物品販売事業における正味財産増減計算書の概要は以下のとおり。

(単位：円)

物品販売事業正味財産増減計算書	令和4年度	令和5年度	令和6年度
花き等販売事業収益	787,850	761,756	679,130
その他事業収益	1,173,801	1,024,891	628,020
事業収益計	1,962,260	1,786,657	1,307,763
花き等購入費	371,060	450,681	316,100
販売品購入費	972,316	851,380	529,736
その他事業費	729,529	773,687	802,159
事業費計	2,072,905	2,075,748	1,647,995
当期経常増減額	△ 110,645	△ 289,091	△ 340,232
他会計振替額	△ 403,467	△ 368,029	△ 312,146
税引前当期一般正味財産増減額	△ 514,112	△ 657,120	△ 652,378
法人税等	23,332	23,332	23,332
当期一般正味財産増減額	△ 537,444	△ 680,452	△ 675,710
一般正味財産期首残高	△ 10,767,707	△ 11,305,151	△ 11,985,603
一般正味財産期末残高	△ 11,305,151	△ 11,985,603	△ 12,661,313

(注) 花き等販売は朝顔やおずき市のイベントの販売収入。その他事業はアイス販売となっている。

(意見1-44) 物品販売事業の慢性的な赤字について

収益事業である物品販売事業において、毎期赤字が続いている。それに加え、法人会計へ振替を行っているためさらに一般正味財産が減少し、令和6年度末において累計1,266万円のマイナス残高となっている。

収益事業は公益事業を支えるために行う、収益を得る事業として自立的に稼ぐことを目的としており、赤字要因や利益低下要因について、原価構成・販売戦略の分析を行うことが必要である。不採算事業の見直しを行い、撤退基準を明確にすることが望ましい。

②貸会議室事業

緑化センター館内には3階に会議室1～3、5階に会議室4及び日本間があり、収益事業の一環として一般貸付を行っている。

(ア) 会議室の概要

部 屋	面 積	収容人数
会議室1	80.73 m ²	51名
会議室2	80.73 m ²	51名
会議室3	117.72 m ²	87名
会議室4	79.18 m ²	20名
日本間	25.82 m ²	15畳 (7名)

(イ) 利用料金

(単位：円)

	午前	午後	夜間	全日
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
会議室1	1,320	1,760	1,760	4,110
会議室2	1,320	1,760	1,760	4,110
会議室3	1,980	2,640	2,640	6,170
会議室4	2,310	3,080	3,080	7,190
日本間	1,320	1,760	1,760	4,110

(ウ) 令和6年度における会議室利用件数の実績

令和6年度における会議室・日本間利用件数(部屋毎・月毎)は以下のとおり

月別	開館 日数	利用件数											
		会議室 1				会議室 2				会議室 3			
		午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計
4月	26	15	15	18	48	3	5	7	15	3	5	8	16
5月	28	17	19	19	55	5	7	3	15	6	11	2	19
6月	29	17	14	16	47	6	8	5	19	10	13	7	30
7月	29	18	18	19	55	10	9	7	26	7	11	4	22
8月	30	15	19	17	51	10	10	8	28	11	12	12	35
9月	29	19	16	18	53	18	14	12	44	9	7	7	23
10月	28	15	17	19	51	10	7	9	26	7	8	11	26
11月	28	18	22	19	59	14	10	7	31	7	10	5	22
12月	27	11	14	18	43	8	9	8	25	7	12	9	28
1月	28	14	15	13	42	9	6	3	18	5	5	2	12
2月	26	16	18	18	52	13	15	6	34	13	15	10	38
3月	28	14	15	16	45	12	13	9	34	7	12	13	32
合計	336	189	202	210	601	118	113	84	315	92	121	90	303

月別	開館 日数	利用件数											
		会議室 4				日本間				合計			
		午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計
4月	26	0	0	3	3	3	3	1	7	24	28	37	89
5月	28	2	2	0	4	6	5	0	11	36	44	24	104
6月	29	1	4	1	6	6	4	2	12	40	43	31	114
7月	29	3	6	8	17	6	5	2	13	44	49	40	133
8月	30	1	1	5	7	6	5	2	13	43	47	44	134
9月	29	1	5	1	7	5	3	1	9	52	45	39	136
10月	28	1	2	4	7	7	6	3	16	40	40	46	126
11月	28	1	3	1	5	4	3	1	8	44	48	33	125
12月	27	1	2	1	4	4	4	3	11	31	41	39	111
1月	28	1	3	4	8	2	3	2	7	31	32	24	87
2月	26	3	3	3	9	7	7	2	16	52	58	39	149
3月	28	1	2	2	5	3	4	0	7	37	46	40	123
合計	336	16	33	33	82	59	52	19	130	474	521	436	1,431

(エ) 会議室などの年間収入

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公益・施設緑 化事業	332,320	405,018	439,968
収益・会議室 等貸与事業	2,070,923	2,368,326	2,739,089
合 計	2,403,243	2,773,344	3,179,057

(意見1-45) 会議室などの利用件数の低迷について

会議室4室、日本間1室が施設内にあり貸付業務を行っているが、5室を保有しながら月平均25万円程度の収入という状況は、稼働率が明らかに低いと言える。

特に会議室4は月の利用件数が3件の月があり、年間を通じてほぼ月1桁の利用件数であり、日本間も月十何件の利用件数と低迷している。

施設保有コスト（人件費・減価償却・光熱費・清掃費など）が収益を下回っている可能性があり、マーケティング・広報活動の不足など集客施策が充分に行われていないと考えられる。

利用方法の拡張（セミナー・イベントなど）、予約システムの見直し、稼働の低い部屋の用途変更などの改善策検討が望まれる。

③道の駅テナント収入

緑化センターには道の駅があり、管理運営は当法人が行い、売店などは各テナントが運営している。テナントは売上に応じて川口市へ使用料を支払っている。

各テナントの売上と使用料収入は以下のとおり。

(ア) 園芸販売 売店

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	売上	使用料 (5%)	売上	使用料 (5%)	売上	使用料 (5%)
4月	12,335	617	10,307	515	10,202	510
5月	14,893	745	12,088	604	11,934	597
6月	7,004	350	6,016	301	6,059	303
7月	5,937	297	4,704	235	3,994	200
8月	6,433	322	5,204	260	4,580	229
9月	6,976	349	6,326	316	6,417	321
10月	7,750	387	7,728	386	6,311	316
11月	6,848	342	7,472	374	7,808	390
12月	9,669	483	10,212	511	10,156	508
1月	4,384	219	4,408	220	4,878	244
2月	5,010	251	4,804	240	5,714	286
3月	9,373	469	8,788	439	8,806	440
合計	96,614	4,831	88,058	4,403	86,857	4,343

(イ) レストラン

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	売上	使用料 (5%)	売上	使用料 (5%)	売上	使用料 (5%)
4月	722	36	776	39	582	29
5月	807	40	857	43	765	38
6月	610	30	544	27	550	28
7月	640	32	805	40	—	—
8月	464	23	498	25	—	—
9月	653	33	638	32	—	—
10月	678	34	746	37	—	—
11月	712	36	847	42	—	—
12月	441	22	488	24	—	—
1月	523	26	531	27	—	—
2月	611	31	642	32	—	—
3月	869	43	874	44	3,300	165
合計	7,731	387	8,245	412	5,198	260

※令和6年7月から令和7年2月までテナントの入れ替えがあった。

(ウ) 軽食コーナー

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	売上	使用料 (10%)	売上	使用料 (10%)	売上	使用料 (10%) R7.2~5%
4月	1,142	114	1,355	135	1,425	142
5月	1,149	115	1,316	132	1,429	143
6月	771	77	981	98	1,512	151
7月	727	73	807	81	—	—
8月	616	62	675	67	—	—
9月	908	91	1,003	100	—	—
10月	1,109	111	1,304	130	—	—
11月	1,201	120	1,467	147	—	—
12月	969	97	1,219	122	—	—
1月	938	94	1,040	104	—	—
2月	1,093	109	1,247	125	1,275	64
3月	1,228	123	1,555	155	2,391	120
合計	11,851	1,185	13,968	1,397	8,032	620

※令和6年7月から令和7年1月までテナントの入れ替えがあった。

(エ) 菓子売店

(単位：千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	売上	使用料 (5%)	売上	使用料 (5%)	売上	使用料 (5%)
4月	2,843	142	3,071	154	2,879	144
5月	2,965	148	2,868	143	3,075	154
6月	1,955	98	1,978	99	2,250	113
7月	1,901	95	1,896	95	2,020	101
8月	1,741	87	1,792	90	1,948	97
9月	2,209	110	2,012	101	2,202	110
10月	2,594	130	2,595	130	2,556	128
11月	2,518	126	2,675	134	2,822	141
12月	1,934	97	1,957	98	2,030	102
1月	2,051	103	1,847	92	2,219	111
2月	2,438	122	2,375	119	2,759	138

3月	3,057	153	2,952	148	3,341	167
合計	28,208	1,410	28,018	1,401	30,101	1,505

(意見1-46) テナント使用料収入の設定について

緑化センターの内の道の駅の管理運営は当法人が行い、売店などは各テナントが運営しており、川口市は毎月売上の5%のテナント使用料を徴収している。

テナント運用費用として、設備の減価償却、建物維持費、保守・清掃費や警備にかかわる人件費などの固定費のほか、店舗外の駐車施設料、駐車場誘導にかかわる業務委託料も含めたコストがかかっている。

以前、軽食コーナーは売上の10%を徴収していたが、テナントの入れ替え後に5%へ引き下げを行っている。

また最低保証金額を設定していないため、売上が低い月には使用料が10万円未満となる月がある。

施設維持に必要なコストが増加傾向にある中、設備の減価償却、建物維持費、保守など必要な費用を算定した上で、テナント使用料の設定については注視していくことが望まれる。

④収益事業から公益事業への他会計振替について

当法人は収益事業などで出た利益を公益目的事業財産に繰り入れている。

直近の2年分の正味財産増減計算書内訳書は次のとおりである。

【令和5年4月1日から令和6年3月31日まで】

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計				法人会計	合計
	公1 緑化事業	公2 施設緑 化 事業	小計	収1 会議室 等 貸与事 業	収2 物品販 売 事業	収3 植物取 引センター 管理事 業	小計		
経常収益計	26,055	118,765	144,820	8,053	1,787	22,462	32,302	7,503	184,625
経常費用計	28,555	121,296	149,851	6,192	2,076	21,239	29,506	8,948	188,306
当期経常増減額	△ 2,500	△ 2,531	△ 5,030	1,861	△ 289	1,223	2,795	△ 1,446	△ 3,681
他会計振替額	—	662	662	△ 1,104	△ 368	△ 662	△ 2,134	1,472	0
法人税等	—	—	0	23	23	23	70	—	70
当期一般正味財産増減額	△ 2,500	△ 1,869	△ 4,369	734	△ 680	538	592	27	△ 3,751

【令和6年4月1日から令和7年3月31日まで】

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計				法人会 計	合計
	公1 緑化事 業	公2 施設緑 化事 業	小計	収1 会議室 等 貸与事 業	収2 物品販 売 事業	収3 植物取 引センター 管理事 業	小計		
経常収益計	27,978	127,597	155,575	10,471	1,308	22,744	34,523	7,951	198,049
経常費用計	27,385	127,687	155,072	6,690	1,648	22,163	30,501	9,496	195,069
当期経常増減額	593	△ 90	503	3,780	△ 340	582	4,021	△ 1,545	2,980
他会計振替額	—	1,230	1,230	△ 1,897	△ 312	△ 582	△ 2,791	1,561	0
法人税等	—	—	0	23	23	23	70	—	70
当期一般正味財 産増減額	593	1,141	1,734	1,859	△ 676	△ 23	1,160	16	2,910

(意見1-47) 収益事業から公益事業への他会計振替額について

令和5年度と令和6年度の物品販売事業については赤字が出ているにもかかわらず、他会計への振替を行っており、その結果、収益事業等会計のうち物品販売事業の正味財産は令和6年度末でマイナス1,200万円を超える状態となっている。

他会計への振替は、収益事業で生じた利益(剰余金)を原資とするのが前提であり振替は収益事業が黒字になっている場合にのみ行うものである。

現在の収益事業全体の振替額を収益事業の損益の額に応じて配分する方法は見直しを検討する必要がある。

(7) センター内業務の委託先と委託料について

緑化センター内の委託料は直近の決算において6,500万円と全体の経費のうち34.5%を占めている。選定方法は市内に本店若しくは支店や営業所がある事業者(準市内)が優先されており、実績や市の基準によって選定された7者による指名入札となっている。

①委託先と年間委託料の実績

委託料が大きい業者の年間委託料の推移は次のとおり。

(単位：千円)

委託先	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
川口管財(株)	14,375	14,734	15,994	17,111
(株)クリーン工房川口支店	16,500	16,896	17,160	17,659
(株)セイビ埼玉	1,810	1,876	2,200	2,082
(株)浅倉水道	3,025	3,025	3,135	3,135
(株)日立ビルシステム関東支社	2,299	2,284	2,284	2,363
協同組合川口園芸販売	3,789	2,365	5,199	2,413
(有)アプリュスアソシエイツ	7,028	2,111	2,628	—
(株)埼玉シミズ	—	—	2,750	—
(株)セレスポさいたま支店	—	—	—	4,730
(株)デジタル SKIP ステーション	—	2,922	—	—
(株)マックファクトリー	—	1,477	1,697	2,513
(株)フジプランニング川口営業所	—	—	3,367	2,521
(株)安行植物取引所	1,375	1,375	1,375	1,375
その他	4,388	5,945	7,972	8,180
年間委託料合計	54,589	55,010	65,761	64,082

②委託の業務内容

委託先	委託内容
川口管財(株)	警備及び駐車場誘導業務
(株)クリーン工房川口支店	清掃業務
(株)セイビ埼玉	管理・点検業務
(株)浅倉水道	空調機保守・点検業務
(株)日立ビルシステム関東支社	エレベーター保守・点検業務
協同組合川口園芸販売	樹木管理と植え替え業務
(有)アプリュスアソシエイツ	イベントの運営・広告代行
(株)埼玉シミズ	イベントの会場設営
(株)セレスポさいたま支店	イベントの会場設営
(株)デジタル SKIP ステーション	イベントの会場設営・チラシ作成
(株)マックファクトリー	イベントの会場設営・チラシ作成
(株)フジプランニング川口営業所	イベントの会場設営・チラシ作成
(株)安行植物取引所	庭園や樹木の管理

③川口市指定管理者制度運用指針

候補者の選定について川口市指定管理者制度運用指針を抜粋したものは以下のとおりである。

川口市指定管理者制度運用指針（抜粋）

令和7年5月

9 候補者の選定について

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定に当たっては、各部局に選定専門委員会を設置し、委員が審査するための選定審査基準を明確にするとともに、選定方法、選定結果の通知及び公表の方法等を記載する。

(2) 選定基準

選定基準は、応募者側に対して市の考えや期待を表わす重要な機能を果たすものであり、この機能が適切に果たせると、応募者の提案の質も向上する。このため、応募者へ明確な選定審査基準及び点数配分等を事前に公表することはもちろんのこと、その具体的な項目や配点についても明記する。

～一部省略～

12 市内業者への発注協力について

「川口市内業者優先発注の推進に係る取扱方針」の趣旨を踏まえ、指定管理者に対しても、修繕等の工事の発注、物品、役務の調達等に当たって、市内中小企業への優先発注を求める旨を記載する。

(意見1-48) 委託業者の選定について

委託業者の選定については、市の指定管理者制度運用指針に基づき、市内業者を優先して選定している。同法人においても、市内又は準市内の業者に委託しているが、市内業者を優先することは、公正・公平性の観点から課題が生じる可能性がある。

公益財団法人は公正な事業運営が求められており、特定地域の事業者に限定する合理的理由が確認できない。

また、指名入札で市内優先としていることから価格競争が働かず、サービス水準が検証できないという問題点がある。

一年契約ということだが、イベントの運営業務以外の業者については継続的な委託契約が行われている。

公平性・サービス向上の観点から、入札業者の範囲拡大の検討が望まれる。

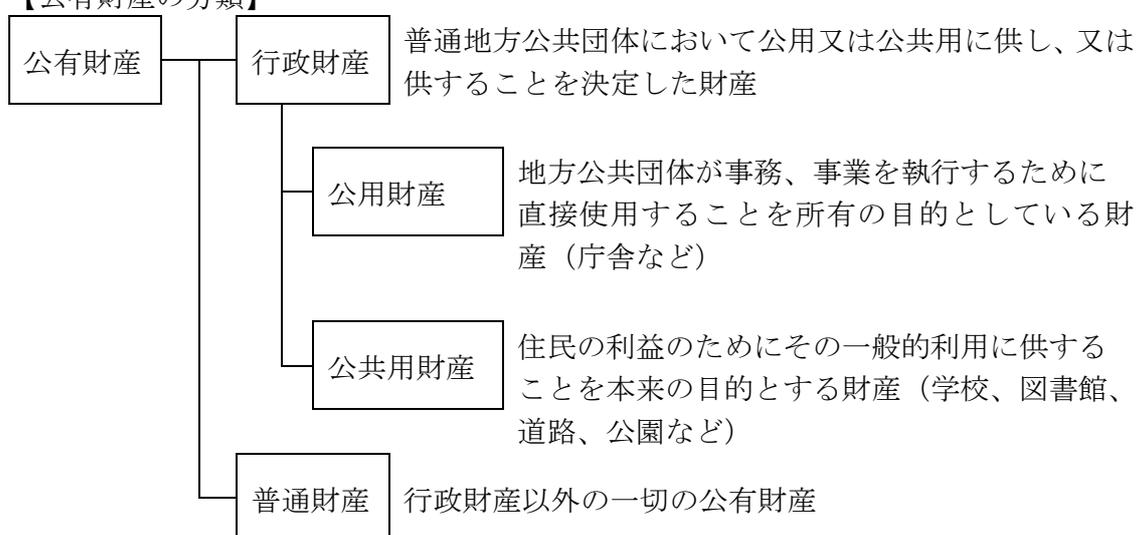
第3章 理財部（川口市土地開発公社を含む。）における財産管理並びに財務及び事務の執行について

1. 財産の概要

（1）財産の定義及び分類

市が所有する財産は「公有財産、物品及び債権並びに基金」と定義されている（地方自治法第237条第1項）。このうち、公有財産は行政財産と普通財産に分類され、行政財産はさらに公用財産と公共用財産に分類される（地方自治法238条第3項及び第4項）。

【公有財産の分類】



行政財産は、行政上の目的が課されているため、貸付や売却等の処分が制限されており、原則として直接利用している部局等が維持管理している。

一方、普通財産は、行政上の目的が課されていないため、貸付や売却等の処分を行うことができる。普通財産には、行政目的が喪失し将来的な利用計画が定められていない土地や利用計画がありながら長期にわたって事業着手されていない未利用地等が含まれており、除草費用などの周辺環境保全のための維持管理経費等を必要とすることから、単に市の資産として保有し、遊休化させるのではなく、市の財源確保や維持管理経費の削減を図るため、積極的な利用が求められる。

（出典：川口市公有財産利活用基本方針）

（2）市の公有財産（土地・建物）の状況

最近5年間の市が所有する土地及び建物の状況は以下のとおりである。この間の主な変動は、令和5年度に赤山歴史自然公園の整備が完了したことによる公共用財産・その他の施設に分類されていた土地（80,858.06㎡）の公園への振替えであり、大規

模な取得や処分は行われていない。人口減少等により、今後の新規の大規模な土地の取得の必要性は低く、市が現在所有する公有財産の有効活用が望まれる状況である。

①土地（地積）の状況

(単位：m²)

区分		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	
行政財産	公用財産	庁舎	35,838.65	35,838.65	36,769.25	43,520.36	43,500.99
		消防施設	25,228.27	25,228.27	25,228.27	26,823.98	26,744.73
		その他の施設	28,280.83	28,280.83	28,280.83	18,094.61	18,095.56
		計	89,347.75	89,347.75	90,278.35	88,438.95	88,341.28
	公共用財産	学校	1,320,318.28	1,319,685.78	1,321,907.84	1,324,070.87	1,312,700.97
		公営住宅	151,978.83	151,978.83	151,975.85	146,619.63	144,241.40
		公園	1,164,836.93	1,172,163.51	1,179,355.42	1,271,902.70	1,299,309.60
		その他の施設	1,026,183.83	1,030,911.18	1,064,731.01	944,934.89	951,499.73
		計	3,663,317.87	3,674,739.30	3,717,970.12	3,687,528.09	3,707,751.70
	小計	3,752,665.62	3,764,087.05	3,808,248.47	3,775,967.04	3,796,092.98	
普通財産	オートレース場	140,185.44	140,185.44	140,185.02	138,172.92	138,172.92	
	その他の施設	170,968.56	167,912.65	128,634.50	152,038.62	168,410.61	
	小計	311,154.00	308,098.09	268,819.52	290,211.54	306,583.53	
合計		4,063,819.62	4,072,185.14	4,077,067.99	4,066,178.58	4,102,676.51	

(出典：川口市財産に関する調書)

②建物（延面積）の状況

(単位：m²)

区分		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	
行政財産	公用財産	庁舎	65,883.35	65,883.35	54,971.63	58,660.41	58,660.41
		消防施設	19,836.74	21,743.18	21,743.18	23,029.08	23,029.08
		その他の施設	16,921.60	16,943.43	17,769.41	14,150.06	14,387.94
		計	102,641.69	104,569.96	94,484.22	95,839.55	96,077.43
	公共用財産	学校	630,685.70	633,150.64	633,443.97	656,487.41	643,353.25
		公営住宅	168,429.55	172,756.45	172,757.22	165,709.58	159,764.63
		公園	4,399.34	4,480.69	4,480.69	5,615.60	5,615.60
		その他の施設	456,927.59	464,608.04	470,518.98	454,564.63	454,214.54
		計	1,260,442.18	1,274,995.82	1,281,200.86	1,282,377.22	1,262,948.02
	小計	1,363,083.87	1,379,565.78	1,375,685.08	1,378,216.77	1,359,025.45	

区分		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
普通財産	オートレース場	73,552.79	73,552.79	74,573.48	74,747.48	74,747.48
	その他の施設	21,752.76	19,846.32	17,010.65	6,776.95	23,284.83
	小計	95,305.55	93,399.11	91,584.13	81,524.43	98,032.31
合計		1,458,389.42	1,472,964.89	1,467,269.21	1,459,741.20	1,457,057.76

(出典：川口市財産に関する調書)

(3) 市の公有財産に関する取組

①第5次川口市総合計画における取組

第5次川口市総合計画において、計画的な土地利用に関し、以下の内容を掲げている。

将来の社会経済状況や都市構造の変化に対応するため、公共・公益施設などをはじめとする都市機能を適切に配置・整備・誘導し、住工混在や密集市街地、低未利用地といった地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を進め、環境にやさしく災害に強い、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進します。

(出典：第5次川口市総合計画)

②川口市公有財産利活用基本方針について

市では、土地や建物などの公有財産を適切に管理し、また、処分についての課題を明確にしたうえで、その利活用に対する基本的な考え方を定めたものとして、平成28年4月に「川口市公有財産利活用基本方針」(以下「利活用基本方針」という。)を策定している。

利活用基本方針における主な取組内容は以下のとおりである。

(ア) 未利用と低利用の施設に対する方針

未利用と低利用の施設は、将来における市民のための限られた貴重な資源であることから、市民サービスの向上の視点において、最大限の効果的・効率的な利用を確保するように努めなくてはなりません。

(1) 未利用施設

未利用施設は、行政目的を終えた施設をいい、将来の活用が見込めない場合には、新たな市民サービスの財源に充てるため、売却等の処分が重要であります。

なお、未利用施設であっても、建物保険料や周辺環境保全のための樹木管理業務委託料などの維持管理経費が必要となっています。

(2) 低利用(利用中)施設

低利用施設は、稼働率の低い施設をいい、必要に応じて、施設の用途変更等を行うとともに施設の集約化を促し、有効活用を図ります。

なお、施設の有効活用にあたっては、施設マネジメント基本方針に基づき、経営的な視点で適正化に取り組むものとし、施設の稼働率、劣化状況、維持管理経費等、様々な視点で分析・評価し、施設の有効活用を検討するものとしします。

(出典：利活用基本方針)

(イ) 公有財産の利活用方針

施設の統合・廃止等により用途廃止となる施設については、「施設マネジメント推進組織」において、行政上の将来的な需要を総合的に検討し、用途廃止からおおむね1か月以内に利活用方針を定めます。

検討の結果、将来の利用見込みがなく、行政財産として継続利用の必要性が低いと判断された場合は、普通財産に変更して、順次売却等の処分を行うものとしします。

なお、用途廃止となる施設については、未利用施設保有部局が建物を除却し、地下埋設物等の調査と測量（法務局への登記）を実施した上で、更地で売却することを原則とししますが、建物付で売却することが事務執行面や財政的な観点から、市にとって有利である場合は、更地価格から想定除却費用等を差し引いた価格により、現状有姿で売却することができます。

将来的な利用計画が定められていない土地、若しくは、事業構想がありながら長期にわたって事業化されていない土地で、おおむね500㎡以上の土地についても、「施設マネジメント推進組織」において、総合計画に沿ったまちづくりや、まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン（国土交通省平成26年4月）等により将来のまちのあり方を見据え、多岐にわたる様々な視点から総合的に判断し活用を進めます。ただし、小規模な土地（おおむね500㎡未満）の処分については、施設マネジメント推進組織を経ず、処分方針を決定することができるものとしします。

大規模な土地等（おおむね5,000㎡以上の土地及び施設マネジメント組織が指定するまちづくりの観点から検討が必要な土地）の売却等の処分については、施設マネジメントの一環として、まちづくりの観点を勘案した当該地の市有地活用基本方針を策定する等、個別に処分方針を定め、市有財産の最有効活用の方策を求めるものとしします。

(出典：利活用基本方針)

③施設マネジメント推進室について

利活用基本方針における「施設マネジメント推進組織」として、市長室に施設マネジメント推進室が置かれ、各部から公有財産に関する情報を収集し、全庁的な視点で有効活用を図っている。

そして、将来的な利用計画が定められていない土地、若しくは、事業構想がありながら長期にわたって事業化されていない土地のうち、おおむね500㎡以上の土地について、公共施設マネジメント推進会議において、利活用方針を議論している。なお、

500 m²未満の土地であっても、柔軟な対応を可能にするため、300 m²以上の土地については、施設マネジメント推進室による情報収集が行われている。

2. 公有財産の管理の概要及び理財部の事務分掌について

(1) 公有財産の管理の概要

理財部長は、公有財産の取得、管理及び処分 of 適正を期するため、公有財産に関する事務を総括することとされている（川口市財産規則（以下「財産規則」という。）第2条）。そして、行政財産に関する事務は当該事務又は事業を主管する課所長が、普通財産に関する事務は理財部管財課長がそれぞれ所管することとされている（財産規則第2条の2第1項）。

(2) 理財部の事務分掌について

川口市行政組織規則において、理財部のうち本監査の対象部局の事務分掌は以下のとおり定められている。

課名	事務分掌
管財課	(1) 部内の連絡調整に関する事。 (2) 公有財産の管理及び処分に関する事。 (3) 本庁舎の管理に関する事。 (4) 車両の管理に関する事。 (5) 市営駐車場の管理に関する事。
新庁舎建設課	(1) 新庁舎の建設に関する事。
用地対策課	(1) 土地及び建物の取得計画に関する事。 (2) 土地及び建物の取得に関する事。 (3) 土地及び建物に係る登記に関する事。 (4) 公社保有地の活用に関する事。 (5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に関する事。 (6) 土地及び建物の収用に関する事。
契約課	(1) 工事の請負契約及び工事用資材の購入契約に関する事。 (2) 物品の購入契約及び修繕契約に関する事。

3. 理財部による公有財産に関する総括事務について

(1) 公有財産の現物管理について

公有財産の管理に関する留意事項について、財産規則では以下のとおり定めている。

第10条 公有財産の管理に関しては、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 公有財産の使用状況が適正であるかどうか。
- (2) 公有財産が亡失し、損傷し、又は不法に占拠若しくは使用されていないかどうか。
- (3) 土地の境界が不明になっていないかどうか。
- (4) 使用を許可し、又は貸し付けている公有財産の使用状況が適正であるかどうか。
- (5) 使用料又は貸付料の納入を怠っていないかどうか。
- (6) 公有財産の現況が登記簿、登録簿及び公有財産台帳の記載事項と符合しているかどうか。
- (7) 火災、盗難等の予防措置が適正に行われているかどうか。

(意見2-1) 現況確認に関するマニュアルの策定について

土地の使用状況や不法占有の有無の確認には、土地の現況確認が必要であるところ、市は、現況確認に関する統一的なマニュアルを策定していない。

特に、未利用地については、常時の監視が困難であり、不法投棄や雑草の繁茂が生じる可能性が高い。このような事態を放置しておくとし、市が土地の管理者責任を問われるおそれがあるため、定期的な現況確認が欠かせない。適切な現況確認の実行を担保するために、未利用地の現況確認に関するマニュアルを策定することが望まれる。

(意見2-2) 300㎡未満の未利用地に関する調査について

300㎡以上の市の全ての土地について、施設マネジメント推進室により、未利用に関する調査が行われている。これに対し、300㎡未満の土地については、利用状況に関する一元的な調査が行われていない。

未利用地について、一元的な調査がなされていないと、部局間での情報共有ができず、不要な土地の取得に繋がるおそれがある。加えて、市が保有する全ての土地は重要な財産であり、300㎡未満の土地についても、有効活用が図られるべきである。また、未利用地は、長年にわたり放置されることも多く、所管課の担当者の交代により、対応方針が曖昧となるおそれがある。そのため、未利用地に対する対応方針を明確にし、利活用を促すためにも、300㎡未満の土地について、適宜、利用状況に関する調査を実施することが望まれる。

(2) 公有財産台帳について

公有財産台帳に関し、財産規則では、以下のとおり定めている。

第11条 公有財産は、これを行政財産及び普通財産に大別し、行政財産については公用財産及び公共用財産に、普通財産については収益財産及び雑種財産に分類する。

- 2 管財課長は、公有財産台帳を備え、会計別に、かつ、前項の分類に従って整理しなければならない。
- 3 公有財産台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、財産の性質により、その記載事項の一部を省略することができる。
 - (1) 公有財産の種類及び種目
 - (2) 公有財産の所在する位置
 - (3) 用途
 - (4) 地積又は床面積
 - (5) 数量
 - (6) 価額
 - (7) 得喪及び変更の年月日並びにその原因
 - (8) その他必要な事項

(指摘 2-1) 公有財産台帳における取得日付の未記載について

令和6年度末の公有財産台帳を閲覧したところ、取得日付について、土地につき全7,312件中790件、建物につき全2,529件中1件が未記載となっていた。

未記載となっている理由について、市からの説明は次のとおりである。すなわち、平成23年に現行の公有財産台帳システムの導入に際して、Microsoft Accessで作成していた旧台帳の内容と、課税台帳に登録されている市所有の不動産の内容を照合したところ、旧台帳に登録されていない不動産の存在が判明した。当該不動産についても現行の公有財産台帳に登録したものの、取得日付が不明なものがあったため、未記載となっているとのことである。

取得日付については、過去の経緯を知る上で重要な情報であり、また、財産規則において公有財産台帳に記載が求められている項目であることから、登記情報や残存している書面資料等により調査を行い、漏れなく記載する必要がある。

4. 市が所有する未利用地の個別事例について

(1) 個別事例の手續概要

施設マネジメント推進室が把握している令和6年度末時点の市所有の未利用地のうち、面積や未利用期間、今後の利用計画の具体性等を勘案し、手續対象となる土地を抽出し、現場視察、ヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。その結果について本報告書で特筆する土地は以下のとおりである。

名称	所管課
差間中高層提供用地	管財課
行衛中高層提供用地	管財課
神戸仲谷ツ中高層提供用地	管財課
安行原根谷中高層提供用地	管財課
安行原公共事業促進代替地	用地対策課
戸塚第2中学校建設用地	教育総務部教育総務課
差間小学校・区画整理減歩対応用地	管財課

(2) 個別事例について

① 差間中高層提供用地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	管財課
所在地	差間
面積	12,045.11 m ²
用途区分	市街化調整区域
財産分類	普通財産

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



【令和6年度除草業務に関する委託契約の内容】

対象地	契約金額	履行期間
大字差間字沼内 1320 番 1 ほか 5 筆	361,900 円	令和 6 年 10 月 31 日～11 月 30 日
大字差間字沼内 1380 番 2 ほか 5 筆	273,900 円	令和 6 年 10 月 31 日～11 月 30 日
大字差間字沼内 1383 番 3 ほか 8 筆	497,200 円	令和 6 年 10 月 31 日～11 月 30 日
大字差間字沼内 1275 番 1 ほか 9 筆	476,300 円	令和 6 年 11 月 15 日～11 月 30 日

(指摘 2-2) 除草業務委託業者の選定方法について

各除草業務委託契約に関し、随意契約によることができる金額として市が規定している 50 万円 (川口市契約に関する規則第 16 条第 6 号) 以下であることから、見積合わせにより業者を選定している。当該契約について複数の契約としている理由は、市からの説明によると、除草が必要となる時期が不定期であることや、対象地も年度によって異なることがあることから、臨機応変な対応を図るためとのことである。

もっとも、令和 6 年度の差間中高層提供用地の除草業務に関し、各地の除草業務が必要となる時期が重なったため、履行期間は概ね同じとなっており、また、対象地は近接していることから、別の契約にする必要はなく、一つの契約とすべきであった。そして、契約金額は合計で 1,609,300 円となり、随意契約によることができる金額を超えるため、随意契約ではなく、入札により委託業者を選定すべきであった。

今後は、業務実施の必要性が認められる時期が異なる等のやむをえない事情が無い限り、契約を分けずに契約金額を設定し、委託業者の選定方法を決定する必要がある。

(意見 2-3) 差間中高層提供用地の有効活用について

差間中高層提供用地は、公有財産台帳によれば、昭和 50 年代から昭和末期にかけて寄附により無償で取得されたものであるところ、取得後において利用実績は無く、未利用の状態が続いている状況である。

当該土地は、市街化調整区域であり、住宅や商業施設の建設が制限されるため、売却が困難な状況にある。もっとも、不法投棄がなされるおそれや除草等に係る費用が発生するため、現在の状態は好ましくなく、農地バンク制度の利用等による有効活用を図ることが望まれる。

(意見 2-4) 不用意な土地の取得の自制について

差間中高層提供用地その他の市が所有する中高層提供用地について、有効活用や処分に窮している状況である。今後は、寄附等により無償で取得できる場合であっても、使用計画が不明瞭な土地や、処分が困難と見込まれる土地の取得は自制することが望まれる。

②行衛中高層提供用地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	管財課
所在地	行衛
面積	13,006.91 m ²
用途区分	市街化調整区域
財産分類	普通財産

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



（意見2-5）行衛中高層提供用地の有効活用について

行衛中高層提供用地は、公有財産台帳によれば、昭和50年代から平成初頭にかけて寄附により無償で取得されたものであるところ、取得後において利用実績は無く、未利用の状態が続いている状況である。

当該土地も差間中高層提供用地と同様に、市街化調整区域であり、住宅や商業施設の建設が制限されるため、売却が困難な状況にあるが、農地バンク制度の利用等による有効活用を図ることが望まれる。

③神戸仲谷ツ中高層提供用地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	管財課
所在地	神戸
面積	4,403.00 m ²
用途区分	市街化調整区域
財産分類	普通財産

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



（意見2-6）神戸仲谷ツ中高層提供用地の売却について

神戸仲谷ツ中高層提供用地は、公有財産台帳によれば、昭和50年代にかけて寄附により無償で取得されたものであるところ、取得後において利用実績は無く、未利用の状態が続いている状況である。

当該土地は、斜面地であるため農地等による利活用が困難である。また、市街化調整区域であることに加えて、接道が無い箇所もあり、隣接地の所有者以外に売却することは困難である。もっとも、不法投棄がなされるおそれや除草等に係る費用が発生するため、現在の状態は好ましくなく、隣接地の所有者の動向の把握に努め、売却の機会を伺うことが望まれる。

④安行原根谷中高層提供用地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	管財課
所在地	安行原
面積	1,299.00 m ²
用途区分	準工業地域
財産分類	普通財産

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



(意見 2-7) 安行原根谷中高層提供用地の売却について

安行原根谷中高層提供用地は、公有財産台帳には取得日付の記載が無いものの、市からの説明によれば、昭和55年から翌年にかけて寄附により無償で取得されたものであるところ、取得後において利用実績は無く、未利用の状態が続いている状況である。

当該土地は、接道が無いため、有効活用が難しく、隣接地の所有者以外に売却することは困難である。もっとも、不法投棄がなされるおそれや除草等に係る費用が発生するため、現在の状態は好ましくなく、隣接地の所有者の動向の把握に努め、売却の機会を伺うことが望まれる。

⑤安行原公共事業促進代替地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	用地対策課
所在地	安行原
面積	2,381.93 m ²
用途区分	第一種低層住居専用地域／第一種住居地域
財産分類	行政財産・公共用財産
補足説明	当該土地は、戸塚スポーツセンター設置のための代替地とする目的で平成3年度に川口市土地開発公社が取得し、平成25年度に市が同社から代物弁済を受けた土地である。 当該土地は、平成16年度より、連合町会に対し、公共用（自治活動及びコミュニティ活動の推進）に供するものとして、無償での使用が許可され、グラウンドゴルフ場として利用されている。なお、グラウンドゴルフ場の整備は連合町会の費用で行っている。

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



(意見 2-8) 安行原公共事業促進代替地の有効活用について

安行原公共事業促進代替地の当初の取得目的は、戸塚スポーツセンターの設置により失われており、連合町会によるグラウンドゴルフ場での使用は、暫定的な使用方法である。そして、平成 29 年 3 月 21 日に開催された公共施設マネジメント推進会議において、グラウンドゴルフ場を別地に移転し、当該土地を売却する案が示されているものの、その後、進展がない状況である。

当該土地は住宅地に存在しており、価値は高く、早期に有効活用や売却に関する方針を確定し、実行に移すことが望まれる。そして、グラウンドゴルフ場での使用を継続するのであれば、市民の自治活動やコミュニティの推進を担当する部署等へ所管換を行うことが望まれる。

(意見 2-9) 土地使用料の徴収について

市に設置されている自治活動やコミュニティ活動の推進の場である川口市鳩ヶ谷コミュニティセンターや公民館では、使用料が設定されている。これに対し、グラウンドゴルフ場の整備は自ら行っているとは言え、土地の使用料分については、連合町会会員が他の市民に比べ、優遇されている状況にある。

そのため、当該土地の使用について、料金の負担を求める等の市民間の公平を図る措置の検討が望まれる。

⑥ 戸塚第 2 中学校建設用地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	教育総務部教育総務課
所在地	西立野
面積	2,295.49 m ²
用途区分	市街化調整区域
財産分類	行政財産・公共用財産
補足説明	当該土地は、昭和 62 年頃より計画された戸塚第 2 中学校の建設用地として、平成 2 年から平成 5 年度に掛けて川口市土地開発公社を通して先行取得した土地である。その後、周辺との一体的な用地取得が困難となったため、別の場所を確保し、平成 8 年に戸塚西中学校が建設されたため、未利用地となったものであり、令和 2 年度に市が買戻し、現在も未利用の状態となっている。

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



（意見2-10）戸塚第2中学校建設用地の有効活用又は売却について

戸塚第2中学校建設用地については、倉庫として利用する案が浮上していたが、接道が狭いため実現に至らず、未利用の状態が続いている。

もっとも、不法投棄がなされるおそれや除草等に係る費用が発生するため、現在の状態は好ましくなく、別の有効活用案を早期に検討するか、もしくは、隣接地の所有者の動向の把握に努め、売却の機会を伺うよう管財課から所管課へ促すことが望まれる。

（意見2-11）不法投棄の防止について

戸塚第2中学校建設用地に廃棄物と思われる物が不法投棄されていた。不法投棄がなされると、撤去費用の発生や環境悪化を招くおそれがある。今後は、不法投棄の防止や早期対策のために、柵の設置や現地視察の頻度を増やす等の対応をするよう管財課から所管課へ促すことが望まれる。

【廃棄物と思われる物の写真（令和7年9月26日撮影）】



⑦差間小学校・区画整理減歩対応用地について

【土地の概要】

項目	内容
所管課	管財課
所在地	差間
面積	1,920.00 m ²
用途区分	第一種低層住居専用地域
財産分類	普通財産
補足説明	<p>当該土地は、当初、放置自転車保管場所とする目的で取得した土地である。その後、差間地区が区画整理事業となったため、当該土地について、差間小学校の敷地が減歩の対象となった場合の対応用地とすることとした。しかし、平成17年3月に当該区画整理事業が行われないことが決定された。</p> <p>その後、川口農業塾駐車場用地や移動図書館の巡回場所として利用された。平成30年12月に駐車場用地としての利用が終了したため、施設マネジメント推進室での検討の対象となった。平成31年2月に一旦は売却の方針が決定されたものの中断された。</p> <p>その後、令和7年6月の市議会において、「若者から高齢者、障害者、子育て世代など、誰でも利用できる交流の場の整備」との方向性が示されている。</p>

【現場写真（令和7年9月26日撮影）】



(意見2-12) 差間小学校・区画整理減歩対応用地の有効活用について

差間小学校・区画整理減歩対応用地は市街地に位置しており、面積も広く、利用価値が高い土地である。そのため、早期の「若者から高齢者、障害者、子育て世代など、誰でも利用できる交流の場」の実現に向けて、早期に詳細な検討を実施し、実行に移すことが望まれる。

5. 本庁舎について

(1) 新庁舎建設事業について

①新庁舎建設の目的及び経緯

旧庁舎は昭和34年から47年にかけて建設されたものであり、老朽化や狭あい化、庁舎の分散化など様々な問題を抱えていたことから、平成4年度から6年度にかけて議会特別委員会や庁内検討委員会において建替えについて検討が行われた。しかし当時は景気低迷による税収の伸び悩みや、少子高齢化に伴う諸施策等の優先順位が高く、庁舎建設は優先順位も低い状況であった。その後、耐震性不足が判明し、耐震補強策と建替えの比較検討が行われた結果、コスト面での差異が小さいことや、補強では根本的な問題解決にならないことから、建替えを基本方針とした。さらに平成23年の東日本大震災で庁舎の一部が損壊し、防災拠点としての安全性確保が急務となったことから、建替えの必要性が一層高まった。

新庁舎の規模については、分散している庁舎機能を統合し、防災拠点としての役割を果たすために延床面積約4万平方メートルが必要と算定され、候補は平成6年度の庁内検討会で行われ、「現庁舎及び市民会館敷地」と「SKIPシティC街区敷地」の二つを正式な候補地とした。

平成24年9月に「川口市庁舎建設審議会条例」が制定され、25名の委員による審議会が設置された。この審議会は、市長の諮問を受けて、2つの候補地の中から建設地を答申する役割を担い、「住民の利便性」「防災拠点性」「周辺環境への影響」「まちづくりの発展の可能性」「庁舎建設との整合性」「コスト」の6つの評価視点から調査・審議をおこなった。その後、東日本大震災以降に閉鎖管理状態にあった市民会館敷地を1期棟、本庁舎敷地を2期棟として新庁舎を建設することに決定し、平成27年2月6日に川口市新庁舎建設基本構想についての答申が行われた。

【新庁舎建設の経緯】

年月	内容
平成18年・平成21年	本庁舎の耐震診断を実施した結果、すべての棟で庁舎の安全性の目安であるIs値=0.75を満たしていない。
平成21年 5月	議会（公有財産活用・災害対策特別委員会）において方向性（耐震補強・建替え）を検討し、建替えの方向で検討する。 （コスト比較） 耐震補強：80億円～93億円 建替え：約95億円
平成23年 8月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において庁舎の規模を検討

年月	内容
平成24年 2月	議会（危機管理対策・庁舎整備等特別委員会）において容積率の検討
平成24年11月～ 平成25年 8月	庁舎建設審議会において新庁舎の建設場所を審議
平成25年12月	建設地について、市長は「現本庁舎敷地並びに現市民会館及び同事務棟敷地」にて決断し、議会に議案として提出、賛成多数で可決
平成27年 2月	新庁舎建設基本構想策定
平成27年 8月	新庁舎建設基本計画策定
平成28年 7月	新庁舎1期棟・2期棟基本設計完了
平成29年 6月	旧川口市民会館解体工事完了
平成29年12月	新庁舎1期棟建設工事契約及び工事着手
令和 2年 3月	新庁舎1期棟建設工事完了
令和 2年 5月	新庁舎1期棟（第一本庁舎）開庁
令和 2年 6月	旧本庁舎解体工事契約及び工事着手
令和 3年 6月	立体駐車場建設工事契約及び工事着手
令和 3年 7月	旧本庁舎解体工事完了
令和 5年 2月	新庁舎2期棟建設工事契約及び工事着手
令和 5年 2月	立体駐車場建設工事完了
令和 6年10月	連絡通路設置工事着手
令和 7年 2月	新庁舎2期棟敷地内外構工事着手
令和 7年 6月	新庁舎2期棟建設工事、連絡通路設置工事完了
令和 7年 7月	新庁舎2期棟（第二本庁舎）落成式及び内覧会並びにカフェプレオープン
令和 7年 9月	新庁舎2期棟（第二本庁舎）開庁
令和 7年12月	新庁舎への移転完了

また、答申においては新庁舎集約後の既存庁舎の活用方法として、以下の活用方法を検討することとした。

施設名称	新庁舎建設時の活用方法
本庁舎	建替えによる解体
駐車場棟	建替えによる解体
分庁舎	庁舎機能として活用、あるいは他の用途での活用等を検討
第二庁舎	庁舎機能として活用、あるいは他の用途での活用等を検討

施設名称	新庁舎建設時の活用方法
幸町分室	他の用途に転用、あるいは民間への賃貸又は売却
青木分室	他の用途に転用、あるいは民間への賃貸又は売却
市民会館事務棟	建替えによる解体
鳩ヶ谷庁舎	支所として引き続き利用し、それ以外の部分は保健所等としての利用を検討
朝日環境センター	環境部事務部門入居部分がリサイクルプラザ棟を引き続き庁舎として利用
水道庁舎	下水道部がC棟を引き続き庁舎として利用

②新庁舎の概要

第一本庁舎は平成29年12月に工事を着工し令和2年3月に完成、令和5年2月に工事を着手した第二本庁舎（新庁舎2期棟）は、令和7年6月に竣工し、9月2日より全面開庁した。

新庁舎は、「災害に強い庁舎」、「環境にやさしい庁舎」、「だれもが利用しやすい庁舎」、「働きやすい庁舎」をコンセプトに、地震に強い免震構造を採用し、災害対応等の業務継続のための非常用発電設備を設置、植木のまち川口を象徴するひな壇テラスや外構植栽、太陽光パネルの設置、ユニバーサルデザインの採用、市民の利用頻度が高い窓口部門を低層階に配置し利便性の向上を図るように整備されている。

項目	第一本庁舎	第二本庁舎	立体駐車場
所在地	川口市青木2丁目 1番1号	川口市青木2丁目 1番1号	川口市青木2丁目 1番1号
竣工年月日	令和2年3月6日	令和7年6月27日	令和5年2月28日
敷地面積	5,573.30 m ²	8,649.05 m ² (立体駐車場含む)	8,649.05 m ² (新庁舎2期棟含む)
建築面積	3,643.55 m ²	3,703.88 m ²	1,764.17 m ²
延床面積	20,035.13 m ²	17,614.03 m ²	6,158.30 m ²
構造規模	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋 コンクリート造、一部 鉄筋コンクリート造 1階柱頭免震構造 地下1階、地上9階、 塔屋1階	鉄骨造、一部鉄筋コン クリート造、1階柱頭 免震構造 地上6階、塔屋1階	鉄骨造 地上4階（4層5段）

【第二本庁舎・立体駐車場（令和7年12月撮影）】



③新庁舎のフロアレイアウト

川口市新庁舎は、第一本庁舎及び第二本庁舎の二棟で構成されており、両庁舎は機能分担を明確にしたレイアウトで整備されている。第一本庁舎は行政中枢機能を中心に配置し、第二本庁舎は市民向け窓口機能を低層階に集約している。

第一本庁舎は、市長公室、議会関連部門など、市政運営の中核を担う部署を上層階に配置している。また、中層階には各部課室の執務室が集約され、行政内部の業務遂行に適した構造となっている。低層階には総合案内等の来庁者向け機能が設置されている。

④新庁舎建設事業費及び財源について

第一本庁舎及び第二本庁舎に係る建設事業費の内訳については以下である。

(単位：百万円)

項目	金額
第一本庁舎	約 11,000
第二本庁舎 ※1	約 15,700
立体駐車場	約 2,300
その他 ※1、2	約 1,900
合計	約 30,900

※1：一部概算金額が含まれている。

※2：設計費用、移転費用、什器等が含まれる。

事業に係る財源の内訳は以下である。

なお、補助金及び交付税措置により約49億円が交付される予定である。

(交付税措置とは、地方債の元利償還費の一部を後年度の地方交付税で補てんする制度であり、自治体の財政負担を軽減し、公共整備施設を円滑に進めるための国の財政支援の仕組みである。)

(単位：百万円)

項目	金額
国、県補助金見込額	
社会資本整備総合交付金(国)	約 30
身近なみどり市町村支援事業補助金(県)	約 10
市債※	
市町村役場機能緊急保全事業債	約 16,650
緊急防災・減災事業債	約 330
一般単独事業債	約 4,600
公共事業等債	約 20
庁舎等整備基金	約 5,560
一般財源	約 3,700
合計	約 30,900

※一部概算金額が含まれている。

※市町村役場機能緊急保全事業債：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等を対象とするもの

※緊急防災・減災事業債：東日本大震災などを教訓として、全国的に緊急実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業を対象とするもの

※一般単独事業債：事業債の対象とならない地方単独事業を対象とするもの

※公共事業等債：国の補助・負担事業の地方負担額を対象とするもの

⑤新庁舎 2 期棟建設工事

(ア) 新庁舎 2 期棟建設工事の概要

年月	内容
令和 4 年 9 月 3 0 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事、電気工事 告示（川口市告示第 740 号） 新庁舎 2 期棟建設工事のうち空調設備工事、衛生設備工事 告示（川口市告示第 741 号）
令和 4 年 1 1 月 1 1 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事 入札結果不調
令和 4 年 1 1 月 1 1 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち電気工事、空調設備工事、衛生設備工事 入札中止
令和 4 年 1 2 月 1 5 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事 告示（川口市告示第 919 号）
令和 5 年 2 月 2 0 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事 契約議案議決（議決第 1 1 号）
令和 5 年 3 月 1 9 日	起工式
令和 5 年 3 月 2 8 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち電気工事 告示（川口市告示第 248 号） 新庁舎 2 期棟建設工事のうち空調設備工事、衛生設備工事 告示（川口市告示第 249 号）
令和 5 年 6 月 2 9 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち電気工事 契約議案議決（議決第 6 0 号） 新庁舎 2 期棟建設工事のうち空調設備工事 契約議案議決（議決第 6 1 号） 新庁舎 2 期棟建設工事のうち衛生設備工事 契約議案議決（議決第 6 2 号）
令和 6 年 1 2 月 2 4 日	新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事（工期延期、増額変更） 変更契約議案議決（議決第 182 号）

年月	内容
令和7年 6月12日	新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事（増減なし） 新庁舎2期棟建設工事のうち電気工事（工期延期、増減なし） 新庁舎2期棟建設工事のうち衛生設備工事（増減なし） 新庁舎2期棟建設工事のうち空調設備工事（増減なし） 変更契約締結
令和7年 6月27日	新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事、電気工事 指定部分に係る目的物引渡 新庁舎2期棟建設工事のうち空調設備工事、衛生設備工事 目的物引渡

(イ) 新庁舎2期棟建設工事等の契約

(単位：円)

契約内容	受注業者	契約方法	契約金額
新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事	埼玉建興・埼和特定建設工事共同企業体	一般競争入札	11,315,040,000
新庁舎2期棟建設工事のうち電気工事	三位・内山特定建設工事共同企業体	一般競争入札	2,370,500,000
新庁舎2期棟建設工事のうち空調設備工事	新菱・浅倉特定建設工事共同企業体	一般競争入札	942,700,000
新庁舎2期棟建設工事のうち衛生設備工事	ヤマト・アルファー企画特定建設工事共同企業体	一般競争入札	460,900,000
新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その1）	(株)枝堀園	一般競争入札	187,000,000
新庁舎2期棟建設工事のうち植栽工事（その2）	(有)霧島園	一般競争入札	117,700,000
新庁舎2期棟建設工事のうち外構植栽工事	(株)柴道造園土木	指名競争入札	26,829,000
新庁舎2期棟及び立体駐車場建設ほか実施設計業務委託	(株)山下設計	随意契約	245,366,000
新庁舎2期棟建設工事に係る工事監理委託	(株)山下設計	随意契約	103,752,000
合 計			15,769,787,000

(ウ) 新庁舎 2 期棟工事に係るその他の契約 (什器)

(単位：円)

項目	受注業者	契約方法	契約金額
事務用机	(株)文鳥堂	一般競争入札	137,432,900
収納棚	(株)文鳥堂	一般競争入札	111,563,100
事務用チェア	(株)文鳥堂	一般競争入札	73,417,080
ワゴン	(株)ヤマノビジネス	一般競争入札	63,277,500
パーティション	(株)文鳥堂	一般競争入札	61,351,400
カウンター	(株)文鳥堂	一般競争入札	54,674,400
ロッカー	(有)栄	一般競争入札	31,072,800
ミーティングチェア	(株)文鳥堂	一般競争入札	34,635,040
その他 (59 項目合計)		一般競争入札	153,037,692
合 計			720,461,912

(エ) 新庁舎 2 期棟工事に係るその他の契約 (委託・賃貸借契約)

(単位：円)

契約内容	受注業者	契約金額
新庁舎 2 期棟移転計画等策定業務委託	(株)イトーキ	46,200,000
新庁舎 2 期棟絵画制作業務委託	(有)エスパス・ミュウ	18,370,000
新庁舎 2 期棟建設に伴う移転業務委託	佐川急便(株)北関東支店	48,950,000
分庁舎等 廃棄物処理業務委託	(株)ヤマキ	8,228,000
第一本庁舎等 廃棄物処理業務委託	(株)ヤマキ	10,134,630
鳩ヶ谷庁舎 廃棄物処理業務委託	(株)ヤマキ	2,181,036

(意見 2-13) 建設工事に係る入札方法について

新庁舎 2 期棟建設工事のうち建築工事の入札は、予定価格が 8,582,200 千円 (税込) であったが入札業者 2 者が辞退し不調となった。入札参加予定者にヒアリング等を実施した結果、建設物価の急激な高騰により予定価格と実勢価格の乖離があることが入札不調の理由であったため、予定価格を 11,090,000 千円 (税込) に変更し、再入札の結果 11,030,800 千円で市内業者に決定している。

川口市内業者優先発注の推進に係る取扱方針の 4. 取扱方法においては、原則として市内業者を選定すると定められており、市内業者で調達及び対応できないものや選定基準に規定された業者数を満たさない等競争性が確保されないものは、指名競争範囲を準市内業者、県内業者、県外業者へと順次拡大できると規定されている。

当該建設工事については、第1回目の入札が不調となった際に、その原因が急激な物価高騰によるものとし、予定価格を変更して再入札の手続が進められている。本来であれば、第2回目の入札の際には、入札業者の範囲の拡大を検討すべきであった。

特に大規模な工事契約に限っては、政令指定都市などに比較すると川口市内で受注可能な業者は数社に限られているため、市民にとってより良い企画提案を受ける観点から、市内業者優先受注の取扱いについては検討が望まれる。

(2) 新庁舎の運營業務について

①各年度の歳入歳出額

新庁舎の運營業務に関する歳入歳出の実績額は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

科 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	庁舎使用料	1,796	1,798	1,839	1,984	2,312
	歳入計	1,796	1,798	1,839	1,984	2,312
歳出	旅費	1	6	134	0	0
	需用費	83,866	65,422	70,906	74,253	76,938
	役務費	23,956	19,939	19,099	18,146	17,997
	委託料	393,946	391,975	399,545	420,519	461,269
	使用料及び賃借料	34,646	34,325	34,337	34,331	34,249
	備品購入費	189	0	816	993	988
	歳出計	536,604	511,667	524,837	548,241	591,441

令和2年度は393,946千円、令和6年度は461,269千円と委託料は年々増加傾向にある。要因は人件費増加による委託料の値上げとのことである。

②令和7年度予算要求額と令和6年度実績額の比較

(単位：千円)

科 目		令和7年度 予算要求額	令和6年度 実績額	増減額	増減率
歳出	需用費	169,439	76,938	92,501	120.23%
	役務費	24,600	17,997	6,603	36.69%
	委託料	950,392	461,269	489,123	106.04%
	使用料及び賃借料	28,867	34,249	△5,382	△15.71%
	備品購入費	1,000	988	12	1.21%
	歳出計	1,174,298	591,442	582,857	98.55%

③委託料について

委託料令和6年度の実績額 461,269 千円に対し、令和7年度の予算要求額は 950,392 千円と倍になっている。これは、令和7年度に第二本庁舎が開庁したことによる増加である。

委託料が年間約4億6千万円かかっているが、うち約91%は第一本庁舎総合管理業務として株式会社セイビ埼玉と電話交換、公用電報の受付として株式会社クリーン工房川口が占めている。特に約84%は株式会社セイビ埼玉である。

令和4年度から令和6年度における2社の委託料の推移は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

契約先	契約方法	業務内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(株)セイビ埼玉	随意契約	第一本庁舎総合管理業務	349,800	367,950	389,400
(株)クリーン工房川口	指名競争入札	電話交換業務	27,390	28,600	30,030

このうち、第一本庁舎総合管理業務委託は公募型プロポーザル方式により業者を選定しており、令和5年度及び令和6年度に関する契約内容は以下のとおりである。

項目	内容
業務内容	第一本庁舎の清掃、警備、設備の保守管理及び法定点検などの施設管理業務
履行期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
公募型プロポーザル方式により選定することの理由	本業務は、第一本庁舎及び駐車場等の管理に係る33種類の業務を包括的に委託するもので、関係する分野において、高度で専門的な技術や十分な経験が必要であるとともに、施設の性質に鑑み、迅速かつ確実な業務遂行を担保する必要があることから、価格のみによる競争によらず、複数の者から企画及び技術提案を受け、最も優れた者と契約を締結するため。

(意見 2-14) 第一本庁舎総合管理業務委託の業者選定における競争性の確保について

入札に関する基準ではあるものの、「川口市業務委託請負業者指名選定基準」において、3千万円を超える契約については、8者以上の指名が必要であると規定されている。そして、第一本庁舎総合管理業務委託の契約金額は令和5年度が367,950千円、令和6年度が389,400千円であるのに対し、当該業務の業者選定のためのプロポーザル方式への参加者数は3者に止まっている。3者に止まった一因として、当該プロポーザル方式の参加資格に「本社、支社又は営業所の所在地が川口市内であること。」との項目が含まれていたことが考えられる。

業者の選定における市内業者優先の取扱いは契約の確実な履行や地域経済の発展の面からその合理性が認められると考えられるが、公募型プロポーザル方式による業者選定後の契約は、入札ではないものの、地方公共団体が締結する契約であることに変わりはなく、競争性の確保が必要である。

しかし、公募型プロポーザル方式の競争性の確保のための具体的な基準が市で定められていないとして、当該契約について、競争性確保の観点からの検討が行われていなかった。今後は、公募型プロポーザル方式に関しても、参加資格の検討において、競争性確保の観点を考慮することが望まれる。

④ 庁舎使用料について

歳入の庁舎使用料の内容と令和6年度予算額は、以下のとおりとなっている。

(単位：円)

項目	収入内訳	令和6年度 予算額
清涼飲料自動販売機	電気料実費	161,284
自動証明写真機	使用料(売上の30%)、電気料実費	672,471
銀行ATM	使用料、電気料実費	365,333
広告付番号発券機	電気料実費	324,646
コピー機	使用料、電気料実費	19,563
携帯電話不感知対策設備機器	使用料、電気料実費	710,794
電柱(2本)	使用料 ※	9,200
郵便差出箱	使用料 ※	1,700
合 計		2,264,991

※ 電柱及び郵便差出箱については川口市行政財産の使用料に関する条例第4条別表の規定による

また、市が、庁舎について第三者に対し使用を許可する場合には、原則として使用料を徴収しなければならない。当該使用料の決定に関し、川口市行政財産の使用料に関する条例では、以下のとおり定めている。

(使用料の納付)

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

(建物の使用料)

第5条 建物の使用料の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 建物の全部を使用させる場合 次に掲げる額の合計額

ア 当該建物の適正な評価額に1,000分の6.6を乗じて得た額

イ 当該建物の敷地の適正な評価額に1,000分の3.85を乗じて得た額

(2) 建物の一部を使用させる場合 前号の使用料に相当する額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額

2 前項の場合において、使用の許可に係る期間に1月未満の端数があるときのその月の使用料の額は、日割により計算した額とする。

3 使用の許可に係る土地の使用面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

(使用料の額の特例)

第7条 第3条から第5条までの規定にかかわらず、使用の態様、立地条件、類似のもの使用料その他の事情を考慮した場合において、第3条から第5条までの規定により使用料を徴収することが適当でないと市長が認めるときは、その使用に係る使用料の額は、これらの事情を勘案してその都度市長が定める。

市は、令和2年度より、民間株式会社に対し第一本庁舎への自動証明写真機の設置を許可しており、当該条例第7条に規定する特例を利用し、使用料は同社の提案に基づき売上高の30%としている。

(意見2-15) 使用料の妥当性の検証について

市が民間株式会社に対し、第一本庁舎への自動証明写真機の設置を許可し、使用料を決定するにあたり、川口市行政財産の使用料に関する条例第7条に規定する特例を利用した理由は、設置物件の収益性が高いためである。そのため、原則的な算定方法による使用料と、実績使用料の比較等により、特例による使用料の算定が妥当であるかを検証することが望ましい。しかし、市では当初に設定した売上高30%の使用料の妥当性について検証せずに当該使用料を踏襲している。

使用料の公平性を期すために、特例の利用が、市に有利であるかの検証を行うべきであり、今後は毎年度、使用料の妥当性を検証することが望まれる。

6. 契約に関する総括事務について

(1) 契約の締結方法について

地方公共団体における契約の方法は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」(地方自治法第234条第1項)とした上で、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」(同法同条第2項)と定められており、一般競争入札が原則となっている。

各契約の方法の概要は以下のとおりである。

①一般競争入札

公告により不特定多数の者の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。この契約の方法を原則とした趣旨は、地方公共団体の契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ、経済性を確保する観点から地方公共団体の契約方法の原則とされたものである。一般競争入札は公開で行われるため、不信用、不誠実な者が入札に参加し公正な競争を妨げる可能性がある。また、手続が煩雑であり、経費の増加を余儀なくされる短所がある。

②指名競争入札

地方公共団体がある一定の資格を有する特定多数の相手方を選んで、競争入札をさせ、契約の主体に最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約をいう。専門性の高い業務や緊急性のある案件に適しているが、特定の者の決定にあたり、指名の透明性確保が課題となり、競争性が限定される点が短所である。

川口市では、「川口市工事請負業者指名選定基準」、「川口市物品購入業者指名等選定基準」及び「川口市業務委託請負業者指名選定基準」において、指名業者数を定めている。

③随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して締結する方法である。競争入札が不適当な場合や少額契約、緊急時、又は特定の者でなければ履行できない場合などに限定して認められる。一般競争入札又は指名競争入札に比べ事務処理の効率化や経費負担の軽減を図ることができ、また、特定の信用、能力等のある業者を選ぶことができる長所がある反面、相手方が一部の者に固定化されること、不利な条件で契約を締結するおそれがあるなどの短所がある。

川口市では、「随意契約ガイドライン」（第2版）において、随意契約の運用について定めている。

④プロポーザル方式

随意契約の一形態であり、複数の事業者から企画提案書を提出させ、内容を審査して最も優れた提案を行った者を選定する方式である。高度な専門性や創造性を要する業務に適しており、価格競争では評価できない要素を反映できる点が長所である。一方で、審査基準の設定や評価の客観性確保が難しく、事務負担が大きいことが短所となる。

⑤総合評価方式

価格だけでなく技術力、実績、品質、地域貢献などの要素を総合的に評価して落札者を決定する方式である。価格以外の価値を評価できる点が長所である。しかし、評価基準の設定が難しく、審査に専門性と事務負担を要する点が短所となる。

(2) 契約課の業務

契約課の業務範囲は、130万円を超える工事請負契約、50万円を超える植物管理、環境機器点検整備、設計、監理及び測量並びに土木・建築技術に係る調査に関する委託契約及び80万円を超える工事用資材の購入契約に関する事、また、30万円を超える物品の購入契約及び修繕契約に関する事である。

指名競争入札や随意契約における業者の選定方法については、工事請負契約と物品の購入契約及び修繕契約で異なる。

工事請負契約においては、工事担当部局が契約に関する基準・要綱等に従って業者の選定を行い、契約課が入札又は見積合わせにより契約の相手方を決定したうえで、契約締結事務を行う。

物品の購入契約及び修繕契約については、事業担当課が作成した予算執行伺、参考見積を基本に業者を選定、入札又は見積合わせにより契約の相手方を決定したうえで、契約締結事務を行う。

また、事業担当課において契約に関する事務が適切に行われるように、重要事項の周知徹底を行っている。

(3) 予定価格について

予定価格とは、地方自治法第234条第3項において、競争入札に付する場合、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする、と定められており、「契約金額の上限（又は下限）」として規定している。

また、予算決算及び会計令第79条・第80条においては、予定価格の作成義務と算定基準が規定されている。

川口市の物品購入契約及び修繕契約における予定価格は、予算執行可能額から算定しており、この額は、予算を執行する部署が当該業務の履行が見込まれる業者を参考見積徴取業者として選定し徴取した参考見積から決定している。なお、契約課からは予定価格や納期の設定をより正確に行うため2者以上の業者から参考見積を徴取するよう推奨しており、定期的な通知や財務事務説明会において周知を図っている。但し、これに関する規定はない。

以下、一定の契約金額で抽出した物品契約の参考見積徴取業者選定の状況である。

(単位：千円)

案 件	契約方法	契約者	契約金額	見積者数
消防団ポンプ自動車 (CD-I型)	指名競争	埼玉消防機械(株)東部営業所(準市内)	75,570	1者
高度救命処置用資機材	指名競争	エイバン(株)(県外)	48,840	1者
高規格救急自動車	指名競争	埼玉トヨタ自動車(株)川口店(準市内)	67,386	2者
塵芥車(3t)	指名競争	(株)モリタエコノス埼玉支店(県内)	69,355	5者
消防ポンプ自動車(CD-I型)	指名競争	長野ポンプ(株)東京営業所(県外)	52,360	1者
GIGAスクール端末	指名競争	(株)スリーウエイ(市内)	695,200	2者

(意見2-16) 予定価格設定のための参考見積徴取業者の選定について

参考見積徴取業者の選定にあたっては、担当部署の判断にゆだねられているため、選定業者数にばらつきがある。また、契約の中には、2者以上の業者から参考見積を徴取するよう推奨されているにも関わらず、参考見積徴取業者を1者しか選定しておらず、当該見積業者が落札しているケースがあった。参考見積は、入札の落札価格を決定する基準となる予定価格算定の根拠にもなるため、担当部署による運用のばらつきが生じることは好ましくない。参考見積業者選定に関する契約課の指示を遵守させるためにも、当該ルールを文書化して周知することが望まれる。

(4) 市内業者優先発注の方針について

川口市では、建設工事契約、物品調達契約及び委託業務等の発注において、市内業者を優先する方針を定めている。具体的には、以下のように規定されている。

川口市内業者優先発注の推進に係る取扱方針

平成31年4月1日

(省略)

3 理念

市内業者優先発注の推進については、関係法令等を遵守しつつ、適正な競争原理のもと、公平性を確保することを前提とし、以下のとおり取り組むものとする。また、発注に関わっては、市内業者が製造した物品及び市内業者が販売等提供する資材又は機械器具を積極的かつ有効に活用するとともに、市内業者が有する業務履行又は物品製造の技術の把握とそれらの仕様等への反映及び多様な入札契約方式を採用するなど、市内業者の優先に積極的に努めるものとする。

市内業者優先発注の推進について

- (1) 全庁的かつ優先して取り組むものとする。
- (2) 職員は、日頃から市内業者の育成・発展に資することを念頭に業務にあたることとする。
- (3) 適正な品質や技術のほか、需給状況、市場価格、履行期限等を勘案した適正価格での発注による予算の適正な執行に留意するものとする。
- (4) 競争性及び透明性の確保に留意し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。
- (5) 市内業者の活用を阻害するような仕様等の限定は、原則として行わないものとする。
- (6) 新規を含めた市内業者の受注機会の確保及び育成に努めるとともに、市内業者の自主的な努力を助長するものとする。また、市内業者の積極的活用を促すため、受注業者が他の業者と請負契約を締結した場合は、適宜請負状況確認書の提出を求めることとする。
- (7) 建設工事においては、市内業者は、大規模等災害発生時には市内の災害復旧・復興の重要な役割を担うことから、一定数の確保が不可欠である。従って、日頃から市内業者の育成のために、市内業者への優先発注に配慮するとともに、市民の安全・安心を確保する観点からも、本市と防災協定を締結している団体に属している業者に対しては、特に配慮するものとする。また、物品調達等において、市民の雇用の拡大に留意しつつ、発注手法には特に意を用いるものとし、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針(閣議決定)」

に基づく分離・分割発注並びに下請負業者及び建設資材調達の市内業者活用についても配慮するものとする。

- (8) 建設工事においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注、施工時期の平準化を踏まえ、発注時期が偏ることのないよう計画的な発注を行うものとする。また、物品調達等において、労働時間短縮等の動きを踏まえ、適正な納期又は工期を設定するよう配慮するものとする。

4 取扱方法

市内業者優先発注については、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、関係法令等で規制される内容については、この限りではない。

- (1) 本市の入札（見積）参加資格者名簿に登録されたものの中から、原則として市内業者を選定する。
- (2) 市内業者で調達及び対応できないもの又は各指名選定基準に規定された業者数を満たさない等競争性が確保されないものについては、指名範囲を準市内業者に拡大できるものとする。
- (3) 市内業者及び準市内業者では調達及び対応できないもの又は各指名選定基準に規定された業者数を満たさない等競争性が確保されないものについては、原則として県内業者、県外業者へと順次指名範囲を拡大できるものとする。
- (4) (2) 及び (3) の取扱方法を選択する場合は、「川口市産品公共工事活用促進制度」における市産品を扱う業者に特に配慮するものとする。
- (5) (2)、(3) 及び (4) の取扱方法を選択する場合は、各担当部局長が必ず確認するものとする。

(省略)

川口市は、川口市内業者優先発注の推進に係る取扱方針(以下「取扱方針」という。)に従い、原則として市内業者を選定することを徹底しており、令和6年度に議会の議決に付された以下の工事契約をみたところ、入札参加資格を市内業者に限っていた。

また、取扱方針3. 理念(7)において、建設工事においては、市内業者が災害復旧・復興に重要な役割を担うため、一定数の確保と育成が不可欠であり、そのため、市内業者への優先発注に配慮し、特に防災協定を締結している団体所属業者に対して特に配慮する、と規定されている。具体的な例としては、総合評価方式を採用した入札において1点の加点事由としている。

(単位：千円)

工事名	契約の方法 (入札参加資格)	落札業者	契約金額
上青木住宅改築工事（1工区）	一般競争入札 (単体企業・市内)	埼玉建興(株)	1,581,800
上青木住宅改築工事（2工区）	一般競争入札 (単体企業・市内)	(株)アーバンヤマイチ	952,710
上青木住宅改築工事のうち電気工事	一般競争入札 (単体企業・市内)	高山電設工業(株)	462,382
上青木住宅改築工事のうち設備工事	一般競争入札 (2者による特定建設工事共同企業体：代表構成員：準市内・市内、その他の構成員：市内)	浅倉・かつば特定建設工事共同企業体	497,499
南消防署機能移転に伴う車庫棟新設工事及び横曽根分署改修工事	一般競争入札 (単体企業・市内)	榎本建設(株)	470,800
川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家新築工事	一般競争入札 (単体企業・市内)	伸明建設(株)	675,400
川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家新築工事のうち電気工事	一般競争入札 (単体企業・市内)	(株)彩電業社	202,703
川口市障害者短期入所施設柳崎しらゆりの家新築工事のうち設備工事	一般競争入札 (2者による特定建設工事共同企業体/市内企業単体)	(株)アルファー企画	191,774

(意見2-17) 市内業者優先の方針について

川口市に限らず多くの自治体においても市内業者優先を条例等で定め、地元企業の受注機会を確保している。また公共事業の財源は市民の税金であるから、地元企業に発注することにより利益が地域に還元され、地域経済の活性化につながるメリットもある。

一方で、過度に市外業者の参入機会が制限されることにより、市内の特定の業者にとっては利益を得ることになるが、入札の競争性や公平性を損ない、価格面や品質面において適切な事業者が選ばれない可能性が生じる。それは、市民によっては不利益

をもたらすことになる。そのため、例えば中小規模の発注は市内優先とする一方で、大規模な発注は市内業者を含めたJVでの参加も認める又は広く参加可能とするなど、過度な市内業者優先発注にならない対応が望まれる。

(意見2-18) 総合評価方式による業者選定について

総合評価方式は、価格に加えて企業の技術能力・社会的貢献度・配属予定の技術者の技術能力・定性的技術提案・企業倫理や信頼性などを点数化し、価格と技術面で最も優れた業者を選定する方式である。特定の項目に加点が偏って高い場合には、他の項目が軽視され、特定の項目に該当する業者に有利になることで他の業者が参加しにくくなり、結果として入札参加者が減り競争性が失われることが考えられる。また、特定の業者を優遇するために加点を高く設定していると疑念を持たれる可能性もある。防災に関する貢献を加点とすることは川口市に限らず他の市町村で行われており、加点事由とすること自体には問題はないが、総合評価方式における評価項目及び加点の方法については、工事の規模や内容に応じて、必要な加点の範囲にとどめるように留意することが望まれる。

(意見2-19) 公募型プロポーザル方式による業者選定について

公募型プロポーザル方式により業者選定を行ったところ、公募に応じた事業者が1者のみであり、提案内容を審査した結果、要件を満たしていたことから当該1者と随意契約を締結した事例があった。

公募型プロポーザル方式は、国や自治体が業務委託や公共事業を発注する際に広く参加者を募り、価格だけではなく、提案内容、技術力、実績などを総合的に評価して最適な事業者を選定する方式であり、複数の事業者が参加することを想定している。

参加した事業者が1者のみである場合、多様な提案の中から最適なものを選ぶことができないため、公募型プロポーザル方式のメリットが半減される。また、競争性の確保という点でも課題が残る。

結果として参加した事業者が1者のみであったとしても、発注者が求める条件を満たしているのであれば、業者選定の手続に問題があったとまでは言えないが、より多くの事業者が参加した中で最適な事業者を選定することが望ましい。

発注に際しては、参加条件や仕様内容が過度に制限されていないか、特定の事業者には有利な条件になっていないか等、多くの事業者が参加可能な内容となっているかを検証したうえで適切な条件設定を行うことが求められる。

契約課においては、庁内各課に対して再度周知を行うなど、全庁的に適正な業者選定が行われるよう働きかけることが望まれる。

7. 市営駐車場について

川口市には大きく分けて駅前地下公共駐車場、庁舎駐車場、市営月極駐車場がある。

(1) 川口市地下公共駐車場

①概要

名称	川口駅西口 地下公共駐車場※	川口駅東口 地下公共駐車場
所在地	川口 3-1-2	川口 1-1-1
構造	地下1・2階自走式	地下1・2階自走式
オープン	平成3年4月	平成18年4月
総工費	2,055百万円	1,910百万円
収容台数	163台（うち二輪24台）	248台
駐車 料金	時間内	15分毎100円 （二輪1回500円）
	時間外	1泊1,000円（二輪300円）
上限料金	平日1,500円、土・日・休日 2,000円	
定期駐車（1か月）	全日20,900円、平日14,100円 （二輪全日10,470円）	全日20,900円 平日14,100円
回数券	100円券22枚 2,000円、200円券11枚 2,000円、 プリペイドカード（2,200円相当額）2,000円	
管理委託先	（株）日環サービス 令和5年度まで	川口管財（株）

※改修工事により令和6年4月～令和8年3月まで休止



②歳入及び歳出

川口駅東口地下公共駐車場

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入： 駐車場使用料	91,306	86,188	92,355	98,650	120,021
歳出：事業費	45,778	45,783	51,302	46,529	58,241
差引	45,528	40,405	41,053	52,121	61,780

川口駅西口地下公共駐車場

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入： 駐車場使用料	45,439	47,988	50,190	39,007	0
歳出：事業費	49,435	42,722	39,922	44,952	194,434
差引	△ 3,996	5,266	10,268	△ 5,945	△ 194,434

※改修工事により令和6年4月～令和8年3月まで休止のため使用料が無しとなっている。令和6年度は、改修工事の前払金分が支出として計上されている。工事費の総額は約4.8億円である。

③地下公共駐車場の稼働率

直近5年間の東口及び西口地下公共駐車場の駐車台数に対する使用台数の割合は以下のとおりである。

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東口	2.12	1.97	1.94	1.78	1.87
西口	0.75	0.74	0.76	0.64	0.00

(意見2-20) 地下公共駐車場の稼働について

「川口駅西口地下公共駐車場」と「川口駅東口地下公共駐車場」の運営状況を比較したところ、改修工事前の西口は利用率が低く、令和2年度には赤字となっている。赤字の主な理由は次のとおり。

- ・令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で利用が減り、収入が経費を下回った。
- ・令和5年度は、令和6年度以降の改修工事の影響により収入が減り、経費を下回った。

一方、東口はキューポ・ラの建物内にあり、建物全体の管理の一部を管理組合が担っていること、また周辺に商業施設が多いことから、利用率・利益率ともに高い状況である。

西口は独立した駐車場で、点検などの業務を個別に外部委託しており、東口より収容台数が少ないものの業務は多岐にわたっている。西口の管理委託料は、東口より従業員を1名減らし、管理者の勤務時間も短くするなど、サービスを落とさない範囲で必要最小限の体制に調整したうえで算定されており、その結果、両駐車場で支出している管理委託料は大きく変わらないとのことであった。

しかし、東口と比べて西口の利用率は35%から40%となっており、西口は東口の半分にも満たない稼働となっている。改修工事が終わり令和8年4月に再開した後の利用状況について、今後も注意深く見ていくことが望まれる。

(意見2-21) アンケート調査の実施について

市では市営駐車場の運営に関するアンケート調査を実施していない。アンケート調査の実施により利用料金や営業時間、接客態度に関する利用者の要望を把握でき、運営委託会社への指導や利用者の満足度を向上させる施策の検討のために有用な手段である。そのため、アンケート調査の実施が望まれる。

④地下駐車場の災害対策について

川口駅東口地下公共駐車場消防計画の抜粋

川口駅東口地下公共駐車場消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び第36条に基づき川口駅東口地下公共駐車場の防火・防災管理について必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震・その他の災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、川口駅東口地下公共駐車場における消防計画とし、これに定めた事項については、次のものに適用する。

- (1) 川口駅東口地下公共駐車場に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火・防災管理業務の一部を受託している者

(管理権原のおよぶ範囲)

第3条 管理権限のおよぶ範囲は、川口駅東口地下公共駐車場部分とする。

2 管理権原者は、防火対象物の管理形態、権利形態を別表1「防火対象物実態把握表」により把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理業務を適正に行わせなければならない。

(防火・防災業務の委託)

第4条 防火・防災管理業務の一部を委託して行うもの（以下「受託者」という）は、この計画に定めるところにより、管理権限者、防火・防災管理者、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

2 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表2に示すとおりとする。

3 受託者は、防火管理業務と防災管理業務とを一体化として行うものとする。

4 受託者は、委託した防火・防災業務について定期的に防火・防災管理者に報告する。

（災害想定）

第5条 防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度6強程度）時における災害を想定し、平素の検査・点検及び整備を行うとともに、職員に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。災害の想定は、別表3のとおりとする。

別表1

防災対象物実態把握表

令和6年4月1日現在

	項目		内容	
	防火対象物の現状	項目	内容	項目
建築年月日		平成18年3月 日	建物構造	耐火・準耐火・防火・木造
階層		地上8階、地下2階	直通階段	屋内（3本） 屋外（1本）
全体の用途		複合ビル	構造等	その他
事業所床面積（所有・占有）		9,994 m ²		
事業所の使用階数		地下1階・地下2階		
事業所の用途		駐車場		
建物所有状況	法人名	川口市		
	職・氏名	市長 奥ノ木 信夫		
	所有形態	単独・共有・区分所有・その他（ ）		
当該事業所と建物所有者との関係	貸借形態		賃借・転借・その他（所有者）	
共同防火・防災管理	設置の対象		該・否	
	協議会の有無		有（統括防火・防災管理者）・無	
防火・防災管理業務の一部委託状況	有・無 委託内容（消防設備法定点検）			

使用 状 況	収容人数	当該事務所		その他のエレベーター
	事業所の従業時 間・勤務人数等	従業時間		24時間・その他（ ）
		勤務人員（最多時）		時間帯（10：00～18：00） 3名
		勤務人員（最小時）		時間帯（1：00～6：00） 1名
主な利用者の状況	特定（従業員のみなど）・不特定（客など）			

消 防 用 設 備 等 の 設 置 状 況	建築関係	非常用エレベーター		該・否 設置数（ ）		
		その他				
	消防用設備等	消火設備	設備名	設置 該否	設備名	設置該 否
			消火器		泡消火設備	
			屋内消火栓設備			
		警報設備	自動火災報知設備			
			非常ベル			
		避難設備	誘導灯			
消火活動上 必要な設備	排煙設備					

別表 2

設備名	内容	点検回数	点検区 分	対象外
消火器	機器点検	2回／年	法定	消火器薬剤詰替
屋内消火栓設備	機器点検	1回／年	法定	ホース耐圧性能検査
	総合点検			
スプリンクラー	機器点検	1回／年	法定	
	総合点検			
泡消火設備	機器点検	1回／年	法定	消火器薬剤詰替
	総合点検			
自動火災報知設備	機器点検	1回／年	法定	感知器交換
	総合点検			
ガス漏れ火災警報 装置	機器点検	1回／年	法定	感知器交換
	総合点検			

設備名	内容	点検回数	点検区分	対象外
火災通報設備	機器点検	2回/年	法定	
非常放送設備	機器点検	1回/年	法定	専用部カトリレー点検
	総合点検			
誘導灯	機器点検	2回/年	法定	バッテリー、電球交換
防排煙設備	機器点検	1回/年	法定	感知器、自動閉鎖装置交換
	総合点検			
連結送水管	機器点検	1回/年	法定	ホース耐圧性能検査 配管耐圧性能検査
	総合点検			
無停電電源装置他	機器点検	1回/年	法定	無停電電源装置他
	総合点検			

※実施時期 年2回点検は8月・2月に実施。年1回点検は2月に実施

※対象外の項目については、管理権原者が点検報告に基づき実施

別表3

災害想定

被害種類と考慮すべき態様(標準的な付与条件)	番号	災害想定(被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定	応急的対策事項	予防的事項
1 建物等の基本被害	1	建物構造の被害を一部確認。 外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	在館か建物外への避難の判断を5分以内に下す。散乱物による負傷者を出さない。	関係者以外立入禁止措置をとる。散乱物を撤去する。	立入禁止措置の事前想定。建物検査の実施。
2 建築設備等被害	2	空調・換気設備、照明設備が停電により使用不能になる。	地上階まで懐中電灯で利用者を誘導する。	防災センターへの連絡	防災センターとの緊急時対応の確認を行う。
	3	エレベーター最寄階到着後に停止。使用不可。閉じ込め事故が発生した。	安全階での開放・救出する。	エレベーター管理会社への連絡	エレベーター管理会社との緊急時対応の確認を行う。

被害種類と考慮すべき態様(標準的な付与条件)	番号	災害想定(被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定	応急的対策事項	予防的事項
3 避難施設等被害	4	管理室内のキャビネット転倒により勤務者が閉じ込めにあう。	閉じ込め者を全員救出する。	キャビネットの片付け	管理室内のキャビネット等を転倒防止固定を施す。
	5	利用者が出入口に殺到し、負傷者が発生する。	負傷者を拡大させない。	避難誘導係を適切な位置に配置する。	避難誘導訓練を実施する。
4 消防用設備等	6	配管設備破損のためスプリンクラーが使用不能になる。	代役の設備で消火	火災が発生していないことを確認してから、制御弁を閉止する。	制御弁の位置を確認する。
5 収容物等被害	7	キャビネット等が転倒し管理室内が散乱する。	転倒や落下物による負傷者を出さない。	関係者以外立入禁止措置をとる。散乱物を撤去する。	管理室内のキャビネット等を転倒防止固定を施す。
6 ライフライン等被害	8	断水により水道が停止する。	必要な水を確保する。	受水槽残留水の利用。	非常用飲料水を常備する。
	9	電話が混線してつながらない。	必要最低限の連絡網の確保。	防災センターより情報を得る。	非常時連絡方法を事前確認する。
7 派生的に生じる被害	10	駐車場の床に漏えいした少量のガソリンに着火した。	延焼拡大させない。	消火・救助を行う。	消火・救助訓練を行う。
	11	キューポ・ラA棟店舗から出火、避難経路の一部に障害が出る。	適切な避難経路の選定を行い、利用者を安全に避難させる。	消火・救助を行う。	消火・救助訓練を行う。
8 人的被害	12	利用者が転倒し負傷する。	負傷者の応急手当を行う。	安全な場所に負傷者を搬送し、救急隊到着までに応急手当を行う。	非常時の協力体制を確認する。

(意見 2-22) 地下駐車場の浸水リスク対策について

地下駐車場において、火災と地震に対する災害対策は設定されているものの、集中豪雨や洪水等の水害発生時における浸水防止措置（止水板等の設置）が講じられておらず、火災及び地震に対する緊急時の対応マニュアルはあるものの、水害については策定されていない。

土嚢はあるとのことだが、近年の気候変動に伴うゲリラ豪雨や台風の大型化により、短時間での浸水リスクが高まっている中、現状の設備では浸水を防ぐことができず、車両の水没や地下電気設備への波及事故（停電等）を招く恐れがある。

また、水害発生時における具体的な初動対応、避難誘導、止水措置の手順等を定めた「水害対策マニュアル」が存在せず、現場職員に周知されていない。

利用者の安全確保の観点から、対策を講じることが望まれる。

(2) 庁舎駐車場

第一本庁舎、第二本庁舎及び立体駐車場は主に来庁者の駐車スペースで利用料は無料となっており、青木 2 丁目公用車駐車場及び青木 4 丁目公用車駐車場は公用車の駐車スペースとなっている。

①駐車場の概要

名称	所在地	駐車場部分	収容数
第一本庁舎	青木 2-1-1	地下 1 階・地上 1 階	100 台
第二本庁舎	青木 2-1-1	地下 1 階	16 台
立体駐車場	青木 2-1-1	地上 4 階	251 台
青木 2 丁目公用車駐車場	青木 2-207-3 外 3 筆	地上 1 階	52 台
青木 4 丁目公用車駐車場	青木 4-293-1	地上 1 階	53 台

②令和 6 年度庁舎駐車場職員利用料

No.	許可番号	使用目的	使用者	使用面積・数量	使用料		備考
					土地・建物使用料	電気使用料	
1	13, 14, 15, 19	市有施設内駐車場使用許可 (立体駐車場)	市職員(ケガによる通勤困難者に貸出)	5 か月	13,050 円	—	許可期間 6/20~10/31 2,610 円/月
2	20, 21	市有施設内駐車場使用許可 (立体駐車場)	市職員(ケガによる通勤困難者に貸出)	4 か月	10,440 円	—	許可期間 12/16~3/31 2,610 円/月

No.	許可 番号	使用目的	使用者	使用面 積・数量	使用料		備考
					土地・建 物使用料	電気 使用料	
3	22	市有施設内駐車 場使用許可 (立体駐車場)	市職員（ケガによる 通勤困難者に貸出)	3 か月	7,830 円	—	許可期間 1/20～3/31 2,610 円/月

(意見 2-23) 市職員への駐車場使用料について

本庁舎では、原則職員の立体駐車場の通勤での使用は認めていないが、負傷した職員等に対し通勤配慮として立体駐車場の使用が許可されている。

その駐車使用料については、市の施設全体を要綱により規定しており、一般的に適用される料金水準に比して著しく低い月額 2,610 円と設定されているが、当該料金設定の根拠を示す明確な算定方法は整備されていない。

このことから、行政財産の使用料は、原則としてその経済的価値を踏まえ適正に算定し、特定の職員のみを優遇するような取扱いとならないよう、以下の見直しが望まれる。

- ・ けが等により駐車場使用を認める基準及び手続
- ・ 駐車使用料の算定根拠の整備及び適正水準への見直し

(3) 市営月極駐車場

①概要

名称	所在地	貸付 区分	収容数 (台)	貸付料 (月額：円)
芝陸橋下西側	芝園町 4-1 先	普通	24	10,480
芝陸橋下東側	芝塚原 1-5-1 先	普通	33	9,950
東領家 A	東領家 5-9 先	普通	76	10,480
東領家 B	東領家 5-17 先	普通	71	10,480
		大型	7	24,100
鳩ヶ谷坂下臨時	坂下町 4-1621 番先	普通	17	9,950

②市営月極駐車場の歳入歳出

(単位：千円)

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
歳入：駐車場 貸付収入	27,067	24,571	24,264	24,121	27,502
歳出：事業費	1,832	1,721	1,985	1,620	1,877
差 引	25,235	22,850	22,279	22,501	25,625

(意見 2-24) 市営月極駐車場の月額貸付料について

市営月極駐車場の貸付料については、消費税率の改正時を除き、過去に体系的な見直しを実施していないことが確認された。

また、貸付料の算定根拠となる基準が定められておらず、貸付料を定期的に検証・改定するための見直し周期も定められていないことも確認された。

そのため、現行の利用実態や維持管理費に照らして適正な水準となっているか検証することが必要であり、その経済的価値・維持管理に要する費用・近隣相場等を踏まえて適切に設定し、貸付料の定期的な見直し周期及び手続を整備することが望まれる。

8. 川口市土地開発公社による土地の管理及び財務事務の執行について

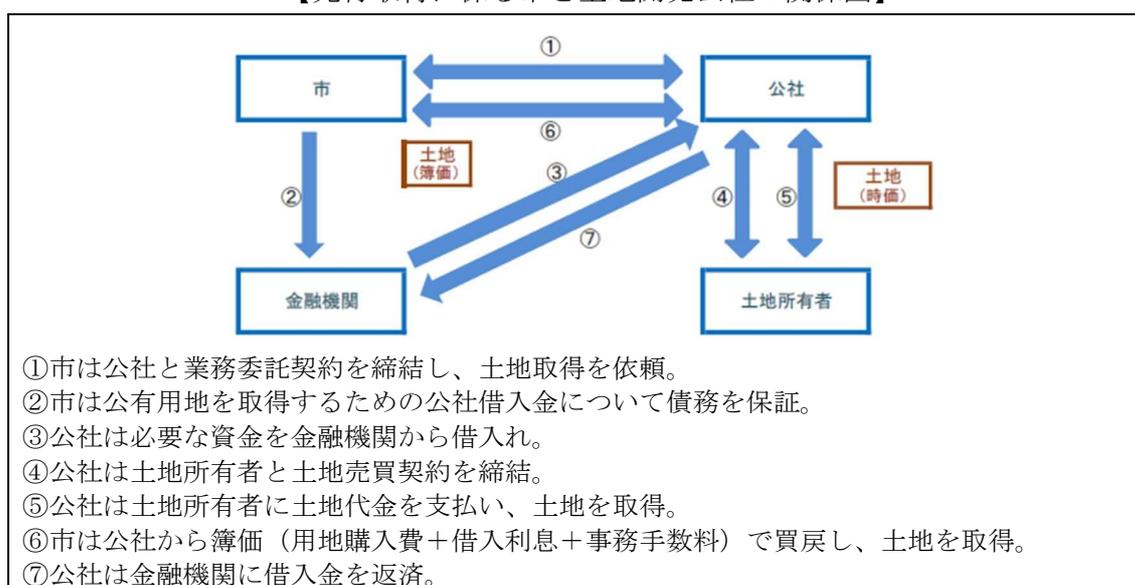
(1) 土地開発公社の概要

土地開発公社とは、昭和47年に施行された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、地方公共団体により単独で、又は他の地方公共団体と共同して設立される法人である。

土地開発公社の主な事業は、地方公共団体に代わっての公有地の先行取得である。土地開発公社は議会承認等の手続を経ず、機動的に土地を取得することができる。そのため、地価が上昇し続ける状況においては、地方公共団体が必要となることが見込まれる土地について、土地開発公社が先行取得することで、安価で取得することができるというメリットがある。なお、土地開発公社による土地の購入資金は主に金融機関からの借入であり、当該借入に対する債務保証が地方公共団体により行われる。土地開発公社により先行取得された土地は、借入利息及び管理費が加算された価格で、地方公共団体が買い戻すこととなる。

土地開発公社は、地価が上昇し続け、また、地方公共団体の事業計画が順調に実行されていた時期には、有効に機能していた。しかし、バブルが崩壊し、地方財政が悪化した状況下において、計画どおりの土地の買戻しが行われない状況が生じた。その結果、土地開発公社が保有する土地が塩漬けになり、借入利息が加算されていくという悪循環に陥る事態が全国的に問題となった。このような状況を受け、国が平成12年に「土地開発公社経営健全化対策」を策定し、また、埼玉県が平成15年に「土地開発公社健全化指針」を策定し、その後も見直しを重ねて事態の改善を図っている。

【先行取得に係る市と土地開発公社の関係図】



(出典：市からの提供資料)

(2) 川口市土地開発公社の概要

①沿革

昭和43年8月に民法に基づく公益法人としての「財団法人川口市開発公社」が設立され、その後、昭和47年に「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定されたことに伴い、同法に基づき、昭和49年4月1日付で「川口市土地開発公社」（以下「公社」という。）に組織変更している。

②経営健全化計画の状況

上述の国や埼玉県による施策では、地方自治体が達成すべき目標を設定しており、当該目標を達成すべく、市では、3次にわたり「土地開発公社の健全化に関する計画」（以下「健全化計画」という。）を策定している。

国及び埼玉県が設定した最終的な目標は以下のとおりである。

(ア) 国が設定した最終目標

- (1) 原則として、平成29年度（以下「目標年度」という。）までに、債務保証等対象土地（※1）の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を0.2以下とする。
- (2) 目標年度までに、債務保証等対象土地であって5年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を0.1以下とする。
- (3) 供用済土地（※2）及び設立・出資団体への土地売却未収金（※3）を解消すること。

（出典：「土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則について」（平成25年2月28日付総行地第10号・総財公第24号総務省自治行政局地域振興室長及び総務省自治財政局公営企業課長通知））

- ※1 債務保証等対象土地とは、設立・出資団体の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地をいう。
- ※2 供用済土地とは、公社が土地所有権を有した状態のまま、設立市町村が最終利用目的で供用開始している土地をいう。
- ※3 土地売却未収金とは、土地所有権が設立市町村等依頼者に移転されたものの、公社に支払われていない土地購入代金をいう。

(イ) 埼玉県が設定した最終目標

標準財政規模に対する公社の5年以上保有土地の簿価総額割合を10%以下にする。供用済土地又は未収金がある公社については、その土地又は未収金を全て解消する。

(出典：「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策について」(平成25年8月29日付市第956号埼玉県企画財政部地域政策局長通知))

埼玉県内では、多額の公社保有の土地があったとしても、標準財政規模が大きいことから、国の対策の対象とならない市町村がある。こうした市町村に対しても積極的に対策を行う必要があることから、埼玉県の目標は、標準財政規模で除す対象を債務保証等対象土地に限定せず、公社が保有する土地の全てとしており、国よりも厳しく設定されている。

そして、公社が保有する土地の面積、簿価及び健全化計画の状況は下表のとおりである。第3次健全化計画期間において、上記の埼玉県が設定した目標が達成されている。

【川口市土地開発公社 年度別期末保有簿価推移及び健全化計画】

(単位：円)

年度	期末保有簿価	面積 (㎡)	対前年度増減額	健全化計画	健全化の実績
平成元	11,774,578,837		(増) 5,645,243,235		
2	23,014,948,068		(増) 11,240,369,231		
3	46,212,988,927		(増) 23,198,040,859		
4	61,045,105,322		(増) 14,832,116,395		
5	65,924,561,305		(増) 4,879,455,983		
6	71,834,839,325		(増) 5,910,278,020		
7	93,753,863,776		(増) 21,919,024,451		
8	100,922,950,784		(増) 7,169,087,008		
9	101,973,043,657		(増) 1,050,092,873		
10	102,241,420,931		(増) 268,377,274	※年度末簿価額最高年	
11	97,483,231,389		▲ 4,758,189,542		
12	93,731,651,214		▲ 3,751,580,175		
13	74,775,046,806	299,309.03	▲ 18,956,604,408	第1次	
14	69,870,023,288	254,207.03	▲ 4,905,023,518	↓	
15	69,143,682,464	245,646.77	▲ 726,340,824	↓	
16	64,111,584,954	219,517.22	▲ 5,032,097,510	↓	
17	63,549,580,599	213,821.45	▲ 562,004,355	↓	(第1次5年間の計) 30,182,070,615
18	59,611,882,410	194,782.64	▲ 3,937,698,189	第2次	
19	55,443,800,190	175,374.55	▲ 4,168,082,220	↓	
20	51,534,305,028	156,870.13	▲ 3,909,495,162	↓	
21	51,095,516,326	153,454.23	▲ 438,788,702	↓	
22	50,173,308,120	147,847.45	▲ 922,208,206	↓	(第2次5年間の計) 13,376,272,479
23	48,142,178,260	137,512.68	▲ 2,031,129,860	第3次	
24	46,100,617,676	122,488.53	▲ 2,041,560,584	↓	(第3次2年間の計) 4,072,690,444
25	18,975,981,672	39,079.78	▲ 27,124,636,004	第3次改訂	第三セクター等改革推進債を活用 「三セク債」分23,299,842,987
26	17,550,189,697	34,566.48	▲ 1,425,791,975	↓	
27	16,768,385,222	33,123.46	▲ 781,804,475	↓	
28	15,307,825,843	31,483.05	▲ 1,460,559,379	↓	(第3次改訂4年間の計) 30,792,791,833
29	12,827,539,065	27,394.07	▲ 2,480,286,778	↓	(第3次改5年間の計) 33,273,078,611
30	8,936,568,990	21,159.07	▲ 3,890,970,075	↓	(第3次改訂6年間の計) 37,164,048,686
令和元	6,891,085,551	18,132.42	▲ 2,045,483,439	↓	(第3次改訂7年間の計) 39,209,532,125
2	5,842,067,670	14,680.35	▲ 1,049,017,881	↓	(第3次改訂8年間の計) 40,258,550,006
3	5,283,909,495	13,906.77	▲ 558,158,175	↓	(第3次改訂9年間の計) 40,816,708,181
4	5,185,346,330	13,776.45	▲ 98,563,165	↓	(第3次改訂10年間の計) 40,915,271,346
5	5,445,566,819	14,924.08	(増) 260,220,489	策定無し(令和4で終了)	
6	5,210,426,069	13,776.45	▲ 235,140,750	↓	
健全化計画の合計額					88,546,304,884

(出典：市からの提供資料)

③標準財政規模に占める公社保有土地簿価の割合の状況（令和6年度末）

指標名	数値
市の標準財政規模（A）	119,328,116千円
公社保有土地簿価（B）	5,210,426千円
Bのうち、5年以上保有（C）	5,146,133千円
Bのうち、債務保証等対象土地（D）	3,828,669千円
Dのうち、5年以上保有（E）	3,828,669千円
公社保有土地簿価の割合（B÷A）	4.4%
公社保有（5年以上）土地簿価の割合（C÷A）	4.3%
公社保有債務保証等対象土地の割合（D÷A）	3.2%
公社保有（5年以上）債務保証等対象土地の割合（E÷A）	3.2%

（出典：土地開発公社に係る令和6年度事業実績調査）

④最近3年間の決算の状況

（ア）貸借対照表

（単位：円）

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産の部	流動資産			
	現金及び預金	405,067,589	202,672,046	266,666,871
	公有用地	3,803,588,843	4,063,809,332	3,828,668,582
	代替地	1,381,757,487	1,381,757,487	1,381,757,487
	流動資産合計	5,590,413,919	5,648,238,865	5,477,092,940
資産合計		5,590,413,919	5,648,238,865	5,477,092,940
負債の部	流動負債			
	短期借入金	5,351,172,765	5,347,896,201	5,106,347,574
	預り金	2,659,872	2,687,530	2,595,936
	流動負債合計	5,353,832,637	5,350,583,731	5,108,943,510
	負債合計	5,353,832,637	5,350,583,731	5,108,943,510
資本の部	資本金			
	基本財産	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	交付金	100,000	100,000	100,000
	資本金合計	5,100,000	5,100,000	5,100,000
	準備金			
	前期繰越準備金	232,971,576	231,481,282	292,555,134
	当期純利益又は純損失	△1,490,294	61,073,852	70,494,296

科 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	準備金合計	231,481,282	292,555,134	363,049,430
	資本合計	236,581,282	297,655,134	368,149,430
負債及び資本合計		5,590,413,919	5,648,238,865	5,477,092,940

※3月決算である。

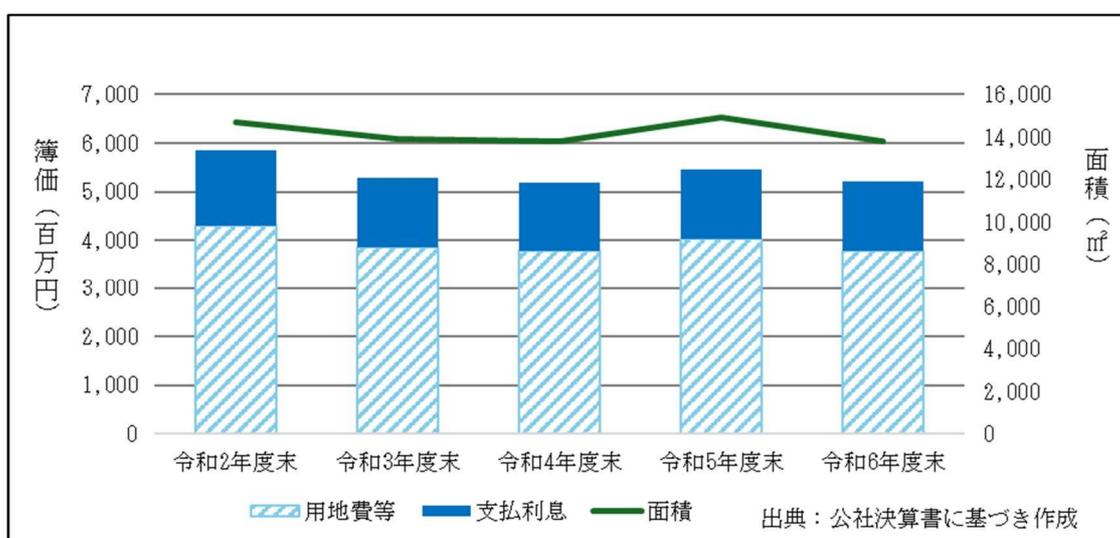
※資本金は全額市からの出資である。

(イ) 損益計算書

(単位：円)

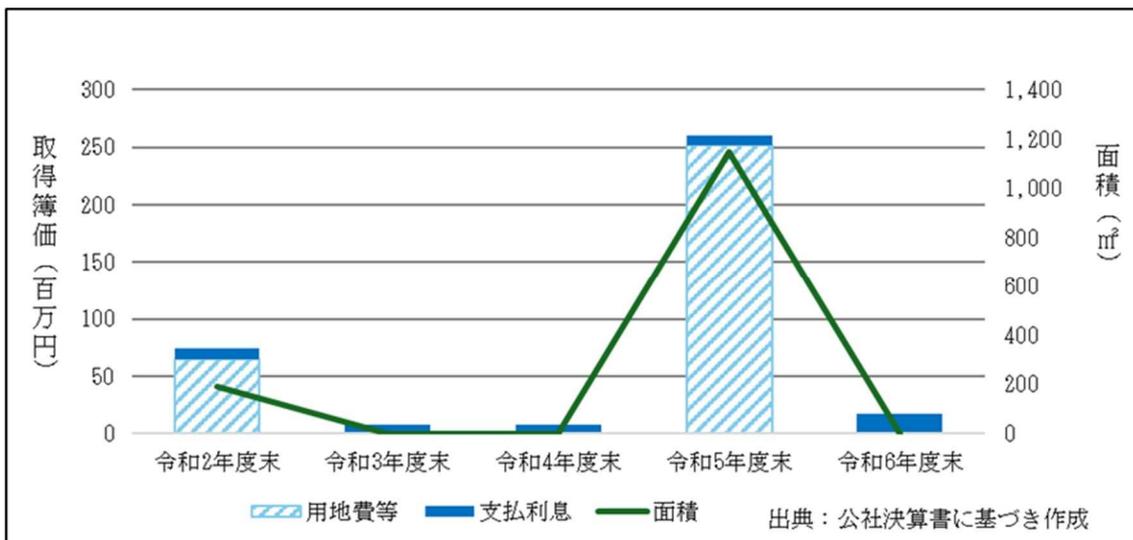
科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収益			
公有地取得事業収益	62,944,000	0	254,803,200
附帯等事業収益	109,515,376	113,992,704	123,561,324
事業収益合計	172,459,376	113,992,704	378,364,524
事業原価（公有地取得事業原価）	106,292,400	0	252,280,397
事業総利益	66,166,976	113,992,704	126,084,127
販売費及び一般管理費	67,659,103	52,921,230	55,724,223
事業利益	△1,492,127	61,071,474	70,359,904
事業外収益（受取利息）	1,833	2,378	134,392
経常利益又は損失	△1,490,294	61,073,852	70,494,296
当期純利益又は純損失	△1,490,294	61,073,852	70,494,296

⑤最近5年間の土地の帳簿価額及び面積の推移



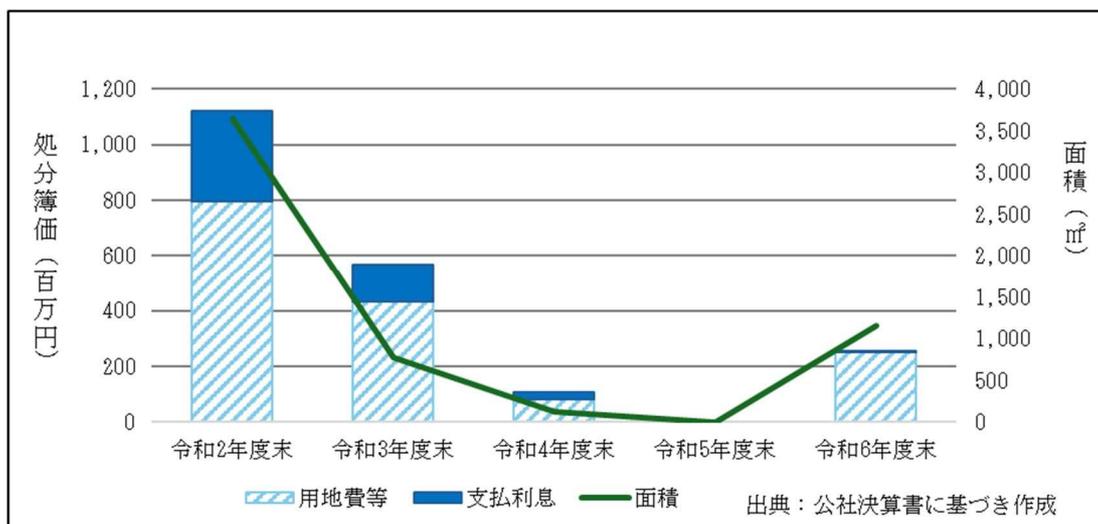
※用地費等は、用地費、補償費及び諸経費の合計である。

⑥最近5年間の土地の取得の推移



※令和5年度の増加は新井宿駅前広場整備事業に係る取得であり、下記の令和6年度の処分は、市による当該土地の買戻しである。

⑦最近5年間の土地の処分の推移



⑧借入金の状況（令和6年度）

借入先	年度末残高	利息発生額
民間金融機関	2,126,788,879 円	9,895,143 円
川口市（減債基金）	1,500,000,000 円	7,244,504 円
川口市（土地開発基金）	1,479,558,695 円	—
合計	5,106,347,574 円	17,139,647 円

(3) 川口市土地開発基金について

市は、川口市土地開発基金条例に基づいて、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、川口市土地開発基金（以下「基金」という。）を設置している。

基金の額は、200,000,000円とされているが、必要があるときは予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てすることができることされており、その積み立てが行われたときは、基金の額は積み立てた額の相当額が増加するものとするとしている。また、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとされているが、基金の設置の目的を達成するため、川口市土地開発公社（以下「公社」という。）に基金に属する現金を貸し付けて運用することができることされており、当該貸付金については、無利子とすることができる。

市は、令和6年度末で当該基金を1,479,558,695円有しているが、その全額を川口市土地開発公社への貸付金として運用している。

基金の最近3年度の増減状況は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	前年度末 繰越高	当年度貸付額	当年度回収高	年度末現在 貸付高
令和4年度	1,479,558,695	0	0	1,479,558,695
令和5年度	1,479,558,695	0	0	1,479,558,695
令和6年度	1,479,558,695	0	0	1,479,558,695

(意見2-25) 川口市土地開発基金の管理について

一般的に基金とは、本来、市の特定の将来の事業のために積み立てられている資金であり、当該事業を実行する際に基金を取り崩し得る状態であることが必要と考える。しかし、現在の土地開発基金は、その全額が公社への貸付金として運用されており、基金を取り崩すことができない。また、無利子の貸付は、条例に基づいているものの、基金の原資となっている市税等の歳入が有利な方法で運用保管されているとは言いがたい。金融機関から借り入れした場合、借入利息が累増し簿価に加算されていくため、土地の取得に基金を活用する現状の運用は、将来、市が買戻す時の負担軽減に繋がっていることも理解できるが、基金が長期貸付金として滞留していることは好ましい状態ではない。貸付金の回収に向けて、公社の長期保有土地の処分を促進するよう検討することが望まれる。

(4) 土地の貸出について

公社は、代替地をはじめとした所有する土地について、市において事業が具体化するまでの間、第三者に対し、一時使用させている。当該一時使用に関し、公社は「川口市土地開発公社所有土地を一時使用させる場合の取扱要綱」を定めている。当該要綱における一時使用の対象者に関する規定は以下のとおりである。

(申請対象者)

第3条 一時使用の対象者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 公共団体、公共的団体及び市の出資団体

(2) 公共事業に伴う一時使用者及び事業協力者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号からの申請がない場合は、民間一時使用者も対象とすることができる。

(意見2-26) 一時使用の対象者に該当する理由の明確化について

公社所有の土地の使用については、川口市土地開発公社所有土地を一時使用させる場合の取扱要綱第3条第1項に規定する一時使用の対象者が優先され、同項に該当する使用希望者がいなかった場合に、市民間の公平を図るため、公募により使用者を決定している。そのため、同項が規定する一時使用の対象者は、他の市民に比べ優先的な使用が認められていると考えられ、同項の適用の可否については、適正に判断する必要がある。したがって、同項を適用する場合には、一時使用の許可に関する決裁文書において、同項の一時使用の対象者に該当する理由を明記すべきであるが、公社の決裁文書には当該理由が記載されていなかった。

今後は、公社所有の土地について、同項の規定に基づき一時使用を認める場合には、一時使用の対象者の該当性の判断理由について具体的に記載し、明確にすることが望まれる。

(5) 公社に関する全般的な指摘及び意見

(意見2-27) 公社の解散に関する検討について

平成25年度に開催された公社の理事会において、第三セクター等改革推進債の活用の議論の際に、20年後(令和15年)を目途に公社の解散の方針が示されている。また、現状では、公社による先行取得が必要となるような地価の急騰は見込まれておらず、公社を存続させる意義は失われていると思われる。加えて、公社の存続により発生するコストを削減するためにも、早期の公社の解散を検討することが望まれる。

(指摘2-3) 買取り期限の明確化について

市と公社の間で締結されている公共用地等の取得業務等に関する基本協定書において、公社が市からの委託により取得した土地につき、市が当該土地を取得した年度

から10年以内までに買取る旨が約されている。これに対し、現在、公社が市からの委託に基づき取得し所有している土地は、取得年度から既に10年が経過しているが、買取り期限を再度、決定する契約書面が作成されていない。

国及び埼玉県が設定した経営健全化計画は達成されており、市による公社所有の土地の買戻しが喫緊の課題というわけではないものの、第3次健全化計画期間が満了した令和4年度末以降、公社が長期に所有する土地について、市による買戻しが進んでいない状況である。今後は金利が上昇し、利息加算額が増額することも想定され、市による買戻しが遅れると、買戻しに必要な予算が多額となってしまうことが懸念される。そのため、市による買戻しを促すためにも、公社が所有する土地の買取り期限につき、再度、公社と市の事業担当課との協議により明確に決定し、公社と市の間で契約書面を作成すべきである。

(6) 公社が所有する土地の個別事例について

①個別事例の手続概要

公社が所有する土地は以下のとおりであり、各土地に対し、現場視察、ヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

取得目的	所在地	面積(m ²)	市の事業担当課
老人福祉施設建設	安行慈林	4,721.20	福祉部長寿支援課
市街地再開発事業等	栄町	6,599.80	都市整備部再開発課
公共事業促進代替	元郷1丁目	455.28	建設部道路街路課
公共事業促進代替	元郷2丁目	70.41	建設部道路街路課
公共事業促進代替	西川口	31.00	建設部道路街路課
公共事業促進代替	北原台	631.39	都市整備部区画整理課
公共事業促進代替	本町	476.04	建設部道路街路課
公共事業促進代替	南町	791.33	建設部道路街路課

②個別事例について

(ア) 老人福祉施設建設用地について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	総合老人福祉施設整備事業
市の事業担当課	福祉部長寿支援課
所在地	安行慈林
面積	4,721.20 m ²
令和6年度末簿価	1,540,422,552円

項目	内容
補足説明	<p>当該土地は、特別養護老人ホームなどの総合老人福祉施設の整備の目的で平成3年3月に取得した土地である。もともと、接道の幅が狭く、建築基準法が定める要件を満たさず、近隣の土地の取得による道路幅の拡張も出来なかったため、当該施設の建設計画は頓挫した。その後、別の用地に川口市高齢者総合福祉センターサンテピアが建設され、平成9年に竣工している。</p> <p>現在、当該土地の一部（2,360㎡）について、障害者雇用による自立支援を掲げる民間株式会社に対し、水耕栽培の使用目的で賃貸されている。令和6年度の賃料は月額251,770円である。</p>

【現場写真（令和7年9月22日撮影）】



（意見2-28）老人福祉施設建設用地の有効活用について

老人福祉施設建設用地について、老人福祉施設を建設するという当初の取得目的は失われており、現在は暫定的に障害者雇用による水耕栽培を行う民間株式会社へ賃貸している。

そのため、当該土地の利用方法について、市で詳細な検討がなされているとは言えない。したがって、有効活用や売却に関する詳細な検討を行うよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。

（イ）市街地再開発事業等用地について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	市街地再開発事業等
市の事業担当課	都市整備部再開発課
所在地	栄町
面積	6,599.80㎡

項目	内容
令和6年度末簿価	2,288,246,030円
補足説明	<p>当該土地は、旧国鉄跡地であり、平成8年2月及び平成9年3月に取得した土地である。用地取得後、計画策定調査や庁内検討会議を行った結果、平成14年に正式に売却方針が決定されたが、平成18年に都市計画審議会より、市民のための土地利用の検討を求める建議がなされている。</p> <p>当該建議は、「当面は駐車場や駐輪場等の暫定利用を図りつつ慎重に土地利用計画の検討を行うこと。」「長期的に暫定利用が行われることは防ぐべきであり、そのために長期的な本格利用に向けての土地利用計画の作成等、早期着手に向けて努力をすること。」を求めている。</p> <p>現在、当該土地の一部（5,921.91㎡）について川口都市開発株式会社（※）に対し、臨時駐車場及び駐輪場の運営目的で賃貸されている。令和6年度の賃料は月額9,166,695円である。</p> <p>利活用方法について、川口駅周辺の再整備にあたり、作業ヤードとして活用する等の案があるとのことであるが、正式な方針は定まっていない状況である。</p>

※川口都市開発株式会社は市が51%を出資する営利法人であり、都市再生推進法人の指定を受けている。

【現場写真（令和7年9月22日撮影）】



（意見2-29）市街地再開発事業等用地の有効活用について

市街地再開発事業等用地について、都市計画審議会より、平成18年に土地利用の検討が求められているものの、その後、現在に至るまで、具体的な方針が正式に決定していない状況である。

当該土地は川口駅に隣接しており、面積も広く、価値が高いものである。そのため、早期に有効活用や売却に関する方針を決定し、実行に移すよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。

(ウ) 公共事業促進代替地（元郷1丁目）について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	地下鉄7号線元郷駅関連施設整備事業
市の事業担当課	建設部道路街路課
所在地	元郷1丁目
面積	455.28 m ²
令和6年度末簿価	173,241,044 円
補足説明	<p>当該土地の一部（191.35 m²）について、平成19年7月及び平成20年3月に一旦、第三者へ売却された。しかし、当該土地は公社が購入する前にガソリンスタンドとして利用されていたことから、土壌汚染があった。当該土壌汚染の存在を知った買主より、市は、損害賠償請求訴訟を提起された。その後、和解の結果、令和2年12月に当初の土地売買契約は解除され、市が当初の売買代金を買主に返還し、当該土地は市の所有となった。当該土壌汚染対策工事の見積額として、当該訴訟関連資料において、6千万円が示されている。</p> <p>現在、当該土地の一部について、民間株式会社に対し、賃貸されている。430.38 m²分は自転車駐輪場の運営目的であり、令和6年度の賃料は月額210,764円である。また、8.60 m²分は、借主駐車場への駐車時における旋回路の目的であり、令和6年度の賃料は月額4,211円である。</p>

【現場写真（令和7年9月22日撮影）】



(意見 2-30) 公共事業促進代替地 (元郷 1 丁目) の有効活用について

公共事業促進代替地 (元郷 1 丁目) の一部は、土壌汚染があるため、代替地として第三者へ提供することは困難である。もっとも、当該土地は川口元郷駅に近接しており、駐輪場としての利用価値が高い。現在は公社の所有であるため、駐輪場は暫定的な利用であるが、市による買戻しを行い、代替地の所有目的を変更し、長期的な駐輪場での利用を前提とすることで、直営により市の収入を増やしたり、月極スペースの確保等により利便性を向上させたりすることができると考えられる。

また、土壌汚染が認められない部分についても、公社の取得は平成 12 年であり、長期に亘り、暫定的な利用が続いている状況である。

そのため、当該土地の所有目的及び利用方法について詳細な検討を行うよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。

(エ) 公共事業促進代替地 (元郷 2 丁目) について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	本町元郷線事業
市の事業担当課	建設部道路街路課
所在地	元郷 2 丁目
面積	70.41 m ²
令和 6 年度末簿価	12,660,049 円
補足説明	当該土地は本町元郷線整備予定地に隣接しており、本町元郷線事業に係る用地買収における代替地とすることを想定して取得された土地である。当該事業の当初の完了予定は平成 19 年 3 月末であり、事業計画は現在、休止している状況である。 現在、当該土地の一部 (58.00 m ²) について、事業協力者に該当するとして、駐車場の使用目的で賃貸している。令和 6 年度の賃料は月額 14,900 円である。

【現場写真 (令和 7 年 9 月 22 日撮影)】



(指摘 2-4) 目的外使用への対応について

公共事業促進代替地(元郷2丁目)は駐車場の目的で一時使用を認めているものである。しかし、当該土地に空き缶のような物が集積されていた。

当該集積物は周辺環境の悪化を招くおそれがある。そのため、本件集積物はもとより、目的外で使用されている物については、一時使用者に対し、撤去を求めるよう指導を行い、指導に従わないようであれば、一時使用貸借契約を解除し、退去を求める等の対応が必要である。

【空き缶のような物の写真(令和7年9月22日撮影)】



(意見 2-31) 公共事業促進代替地(元郷2丁目)の有効活用について

本町元郷線事業は休止しており、公共事業促進代替地(元郷2丁目)について、長期に亘り、暫定的な一時使用賃貸がなされている状況である。市による買戻しがなされず、公社による暫定的な土地活用が長期化している状況は好ましくなく、当該事業の今後の方針について詳細な検討を行うよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。

(オ) 公共事業促進代替地（西川口）について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	仁志町領家町線事業
市の事業担当課	建設部道路街路課
所在地	西川口
面積	31.00 m ²
令和6年度末簿価	1,534,500円
補足説明	<p>当該土地は平成3年に取得したものであり、南側隣地も公社が所有していた。平成12年に南側隣接地と共に当該土地を第三者に売却する運びとなったが、北側隣接地の所有者からの申し出により、当該土地に関し、前所有者と北側隣接者との間で平成2年に私道として利用する旨の協定が締結されていることが判明した。そのため、南側隣接地のみが売却されることとなった。</p> <p>また、北側隣接地の所有者との協議の結果、改めて公社と北側隣接地の所有者との間で、平成13年に、新たに私道として利用する旨の協定が締結され、使用料に関する定めは無いものの、無償での使用を認めている状況である。</p>

【現場写真（令和7年9月22日撮影）】



(意見2-32) 不用意な協定締結の自制及び決裁文書の保管について

文書保存期間である10年を経過しているため、決裁文書が保存されておらず、事実関係の詳細は不明であるが、公共事業促進代替地（西川口）に関し、平成2年に前所有者と北側隣接者との間で締結された私道として利用する旨の協定の効力は、原則として第三者である公社に及ばないため、第三者への売却に支障とならず、また、公

社と北側隣接地の所有者との間で新たに協定を締結する必要は無かった可能性がある。今後は、土地の利用や処分に支障を来すような協定の締結は自制することが望ましい。

また、今後の売却交渉においては、過去の経緯の把握が不可欠である。決裁文書は過去の経緯を把握する上で重要な書類であり、特殊事情が存在する場合には、文書保存期間の経過後も、保存しておくことが望まれる。

(意見 2-33) 土地使用料に関する検討について

公社所有の土地は、市が所有する土地と同様、市民間の公平を図るために、特定の者に対して使用を認める場合には、使用料を徴収するのが原則である。そのため、公共事業促進代替地（西川口）の使用に関しても、使用料の徴収を検討することが望ましい。過去の経緯や協定内容の解釈から、使用料の徴収が困難である場合には、無償での使用を認める必要性を検討した決裁文書を作成し、使用を認めている期間は保存することが望まれる。

(意見 2-34) 公共事業促進代替地（西川口）の売却について

公共事業促進代替地（西川口）は、北側隣接地の所有者との間での私道として利用する旨の協定により、第三者に売却することが困難である。もっとも、公社及び市として利用の見込めない土地を放置しておくのは、不法投棄等のおそれがあり、好ましくない。そのため、北側隣接地の所有者の動向の把握に努め、売却の機会を伺うことが望まれる。

(カ) 公共事業促進代替地（北原台）について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	戸塚（3工区）土地区画整理事業
市の事業担当課	都市整備部区画整理課
所在地	北原台
面積	631.39 m ²
令和6年度末簿価	243,370,667 円
補足説明	当該土地は、平成2年の公社による取得後、一時的に市の工事の資材置き場等で活用された期間が複数あるものの、現在は空き地となっている。当該土地は、さいたま市との市境にあり、隣接地は、同市の区画整理地内である。公社からの説明によれば、隣接する区画整理保留地と同じタイミングで当該土地を売却することで、売却価格を高めることができる可能性があるとのことである。

【現場写真（令和7年9月22日撮影）】



（意見2-35）公共事業促進代替地（北原台）の有効活用について

公共事業促進代替地（北原台）は、公社が取得した平成2年から、おおよそ未利用の状態、公社による長期保有化が続いているのは好ましくない状況である。そのため、当初の取得目的による使用ができるか否かも含め、有効活用の方法について詳細に検証するよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。

その結果、代替地としての保有の必要性や有用な利用方法が認められず、隣接地と共に売却することで売却価格を高めることができるのであれば、積極的に売却を進めることが望まれる。

（キ）公共事業促進代替地（本町）について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	元郷駅六間通り線（2工区）街路整備事業
市の事業担当課	建設部道路街路課
所在地	本町
面積	476.04 m ²
令和6年度末簿価	388,270,673円
補足説明	現在、当該土地について、川口都市開発株式会社に対し、臨時駐車場の運営目的で賃貸されている。令和6年度の賃料は月額316,543円である。

【現場写真（令和7年9月22日撮影）】



(意見 2-36) 公共事業促進代替地 (本町) の有効活用について

公共事業促進代替地 (本町) は、公社が取得した平成 7 年より長期に亘り、暫定的な土地活用となっているのは好ましくない状況である。そのため、当初の取得目的による使用ができるか否かも含め、有効活用の方法について詳細に検証するよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。

(ク) 公共事業促進代替地 (南町) について

【土地の概要】

項目	内容
事業名	仁志町領家町線事業
市の事業担当課	建設部道路街路課
所在地	南町
面積	791.33 m ²
令和 6 年度末簿価	562,680,554 円
補足説明	現在、当該土地について、民間有限会社に対し、資材置場・資材搬入・搬出の使用目的で賃貸されている。令和 6 年度の賃料は月額 331,894 円である。

【現場写真 (令和 7 年 9 月 22 日撮影)】



(意見 2-37) 公共事業促進代替地 (南町) の有効活用について

公共事業促進代替地 (南町) は、公社が取得した昭和 63 年より長期に亘り、暫定的な土地活用となっているのは好ましくない状況である。そのため、当初の取得目的による使用ができるか否かも含め、有効活用の方法について詳細に検証するよう、市の事業担当課に対し促すことが望まれる。